

第2次 飯能市環境基本計画

人と自然が共生し
森林文化を育むまち
飯能



森林文化都市
— HANNO —

飯能市



ごあいさつ

私たちのまち飯能市は、都心から 50 km圏内に位置し、交通のアクセスもよく、豊かな自然環境に恵まれた良好な住環境と都市機能を有した地域です。里地里山の自然環境の保全、そこで営まれた暮らしの魅力を再発見するためのエコツーリズムの推進、清流や河岸緑地の保全など、都市と自然が共存する美しい地域づくりを展開しております。



「飯能市環境基本計画」は、本市の自然環境、生活環境の保全・創造や地球温暖化などへの対応も含め、持続可能な社会の構築をめざすことを目的として平成 15 年3月に策定し、その後、社会状況等の変化に対応するため、平成 20 年8月に改訂を行い、良好な環境づくりに努めてまいりました。しかし、平成 23 年3月に発生した東日本大震災の影響により、電力不足に伴うライフスタイルの見直しや放射性物質による環境汚染への対応が求められるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。

このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの利活用や放射性物質による環境汚染、生物多様性の保全と回復など新たな課題に対応するとともに、健全で良好な環境を次世代に引き継ぐまちの実現をめざし、「第2次飯能市環境基本計画」を策定しました。

本計画の策定には、地区懇談会や市民意見の募集などを通じて多くの皆様のご協力をいただきました。環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市が、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。本計画の推進に際しましても、市民・事業者の皆様のご協力をお願いいたします。

むすびに、本計画の策定にあたりまして、熱心なご審議を賜りました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきましたはんのう市民環境会議の皆様、市民・事業者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成25年3月

飯能市長 沢田 清志

第2次飯能市環境基本計画 <目次>

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景	3
2 計画の目的	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 計画の対象	6
6 計画の主体と役割	7

第2章 飯能市の環境の現状

1 市の概況	11
2 地球環境	16
3 自然環境	18
4 生活環境	21
5 市民の環境に対する意識や取組	30

第3章 計画の目標

1 めざす環境像	35
2 環境目標	37
3 施策の体系	43

第4章 施策の展開

環境目標 1 地球にやさしい循環型のまち	47
<基本方針1>循環型の社会をつくる	47
<基本方針2>地球環境への負荷を減らす	52
環境目標2 自然と共生し、緑と清流を育むまち	57
<基本方針3>豊かな森林を守り育む	57
<基本方針4>里山や農地を守りふれあいを深める	61
<基本方針5>親しめる水辺の環境を守る	65
<基本方針6>豊かな生物多様性を保全する	69
環境目標3 快適で健やかな生活ができるまち	71
<基本方針7>健やかな生活を守る	71
<基本方針8>快適な生活空間をつくる	75

環境目標4 みんなで学び協働するまち	81
<基本方針9>学び・発見し・伝える.....	81
<基本方針10>みんなで参加し協働する	85

第5章 重点プラン及び市民プロジェクト

1 重点プラン	91
2 市民プロジェクト	97

第6章 地域の環境改善に向けて

各地区の概要	103
飯能地区	104
精明地区	106
加治地区	108
南高麗地区	110
吾野地区	112
東吾野地区	114
原市場地区	116
名栗地区	118

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制	123
2 計画の進行管理	123

資料編

1 第1次飯能市環境基本計画の評価	127
2 飯能市環境基本条例	132
3 飯能市環境審議会条例	136
4 計画策定の経緯	138
5 飯能市環境審議会委員名簿	139
6 質問・答申	140
7 用語解説	142



第1章

計画の基本的事項



第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

飯能市では、平成15年3月に、本市の自然環境や生活環境の保全・創造にとどまらず、地球温暖化*などの地球規模の環境問題への対応も含め、持続可能な社会の構築をめざすことを目的として、「飯能市環境基本計画」を策定しました。平成17年4月には、「森林文化都市宣言」を行い、平成20年6月には、本市の環境に関する基本理念を定めた「飯能市環境基本条例」を制定しました。同年8月には、「飯能市環境基本計画」を改訂し、ごみの減量化・リサイクルの普及・啓発、エコツーリズム*の推進、森林・里山などの保全・再生、生活排水処理対策の推進、再生可能エネルギー*の利用促進など、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、良好な環境づくりに努めてきました。

こうした中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、原子力発電所の事故の影響により、電力不足に伴うエネルギー消費のあり方の見直しや再生可能エネルギーの利用拡大へのさらなる取組、大気中に放出された放射性物質による環境汚染*への対応が求められるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しました。

国においては、平成24年4月に「第四次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき持続可能な社会を、「人の健康や生態系*に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」とし、重点分野として「地球温暖化に関する取組」や「生物多様性*の保全及び持続可能な利用に関する取組」などを挙げています。

また、埼玉県においては、「埼玉県環境基本計画（第4次）」や「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の策定、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」の制定などにより、地球温暖化対策や生物多様性保全への取組を積極的に進めています。

このような環境問題や社会情勢の変化に対応するため、「飯能市環境基本計画」の計画期間の終了に合わせ、「第2次飯能市環境基本計画」を策定するものです。

【用語解説】

地球温暖化	二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進行することにより、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加や生態系への影響等が懸念されている。
エコツーリズム	自然環境や歴史、文化、生活を体験しながら楽しく学び、それらの保全や継承にも役立てようという、新しい観光のあり方。
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に利用することができるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。
環境汚染	人間の生産及び生活活動によって生じる大気・水・土壤などの環境の劣悪化のこと。
生態系	植物・動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を含めたつながりのこと。これらは密接な相互作用をもっており、この中で物質やエネルギーが循環している。
生物多様性	地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性の3つのレベルの多様性があるとされている。

2 計画の目的

本計画は、飯能市環境基本条例第3条に規定する基本理念の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定するものです。

飯能市環境基本条例（抜粋）

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受することができるよう適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷の少ない循環型社会*が形成されるよう協働して行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人間が生態系*の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、森林に恵まれた地域性を生かして自然と文化の調和の取れた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、すべての日常生活及び事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

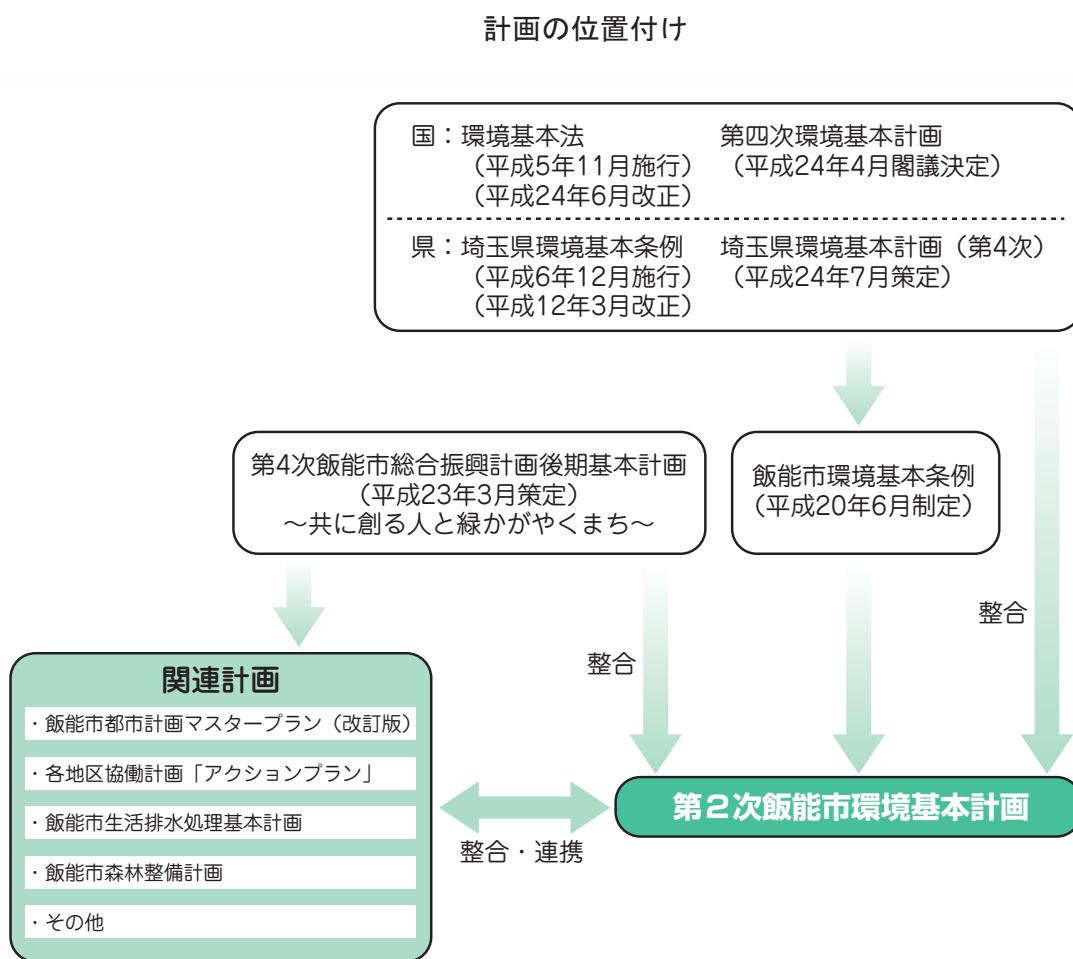
【用語解説】

循環型社会 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。

3 計画の位置付け

本計画は、飯能市環境基本条例第8条に基づき策定するものであり、上位計画である第4次飯能市総合振興計画後期基本計画の分野別計画でもあります。

計画策定にあたっては、国や県が策定する関連計画や市が策定するその他の環境に関する計画などとの整合・連携を図りつつ、市が行う個別の事業・計画における環境に関する基本的な考え方を示します。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。
ただし、今後の社会状況の変化、新たな環境問題の発生などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の期間



5 計画の対象

本計画は、飯能市全域を対象地域とし、以下の内容を対象範囲とします。

- 地球環境に関するもの

主な内容：資源・エネルギー、廃棄物、水循環*、地球温暖化*など

- 自然環境に関するもの

主な内容：森林、里山、農地、河川、動植物など

- 生活環境に関するもの

主な内容：大気、水質、騒音、振動、悪臭、有害化学物質、公園、緑地、景観、環境美化、自然災害、歩行空間、放射線など

- 環境に対する意識や取組に関するもの

主な内容：環境教育・環境学習、環境に関する情報、エコツーリズム*、各推進主体の協働に関することなど

【用語解説】

水循環 水は太陽エネルギーを受けて、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって再び地表面に達する。その後、河川となり海に流出したり、地下に潜る水などがあり、その循環経路は非常に複雑である。このような水の流れる経路や水量をまとめて捉えたもの。

6 計画の主体と役割

近年の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動と密接に関わっています。

それらの環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の主体的かつ積極的な取組が不可欠となります。そのため、各主体の協働による取組を効果的に実施していくことを目的に設立された「はんのう市民環境会議」を中心に、各主体がそれぞれの立場で、また、相互に連携・協働を図りながら、役割を果たしていくことが必要です。

(1) 市民の役割

日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策への協力や地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(2) 事業者の役割

事業活動が環境に与える影響を認識し、事業所全体での環境負荷の低減や良好な環境の保全と創造に関する取組が必要です。また、地域を構成する一員として、市が実施する環境施策への協力や地域における環境保全活動への積極的な参加が求められます。

(3) はんのう市民環境会議の役割

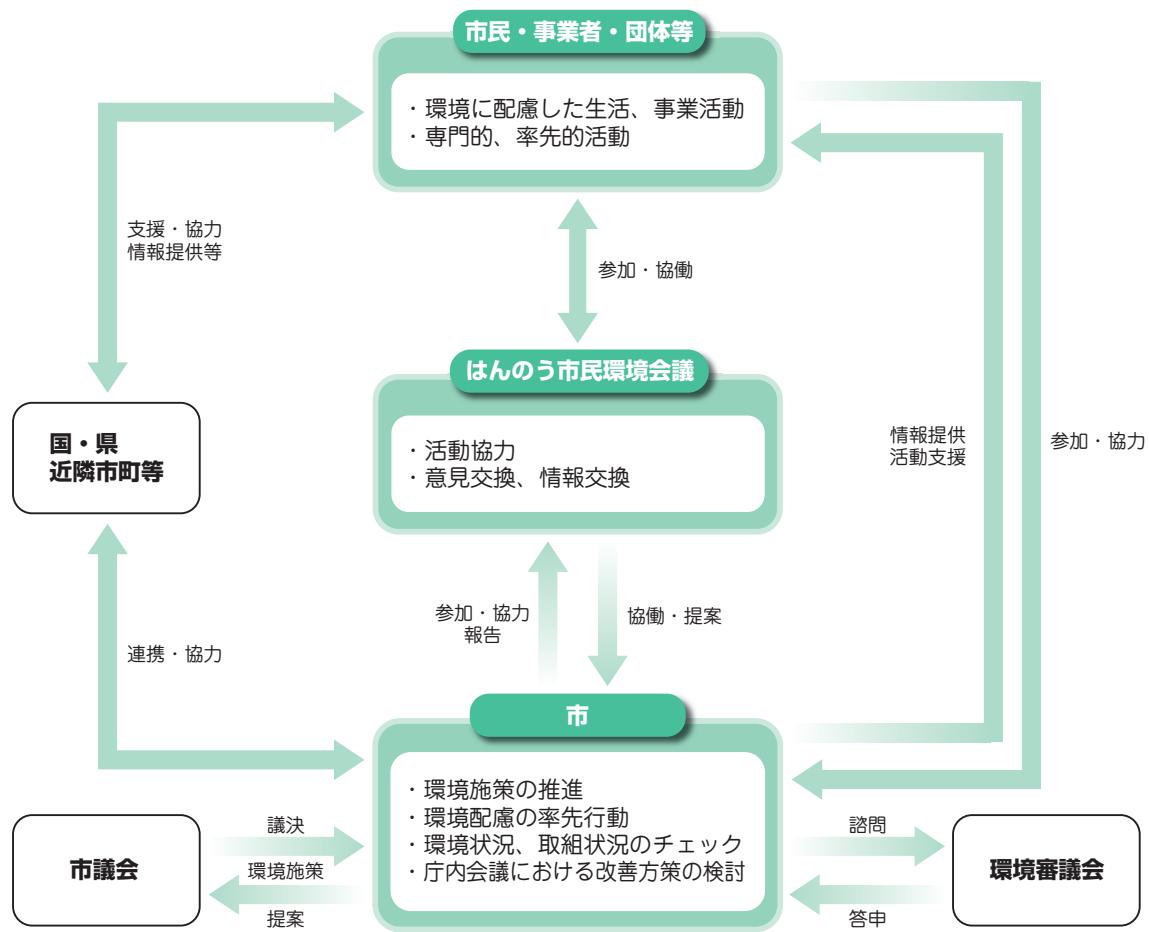
環境の保全と創造に向けた市民・事業者・市の協働による取組の中心的な組織です。より良い環境を実現するために、各主体との活動協力や情報交換、意見交換等を行い、協働した取組を推進します。

(4) 環境審議会の役割

環境の保全に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議します。また、必要に応じて市長に意見を述べます。

(5) 市の役割

本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実践に努めるとともに、広域的な問題や地球温暖化*などの地球規模での取組を必要とするものについては、国、県及び近隣市町と連携・協力することが必要です。また、環境に関する情報の収集や提供、環境問題全般に対する啓発を行うとともに、市民・事業者が行う環境保全活動への支援が求められます。





第2章

飯能市の環境の現状



第2章 飯能市の環境の現状

1 市の概況

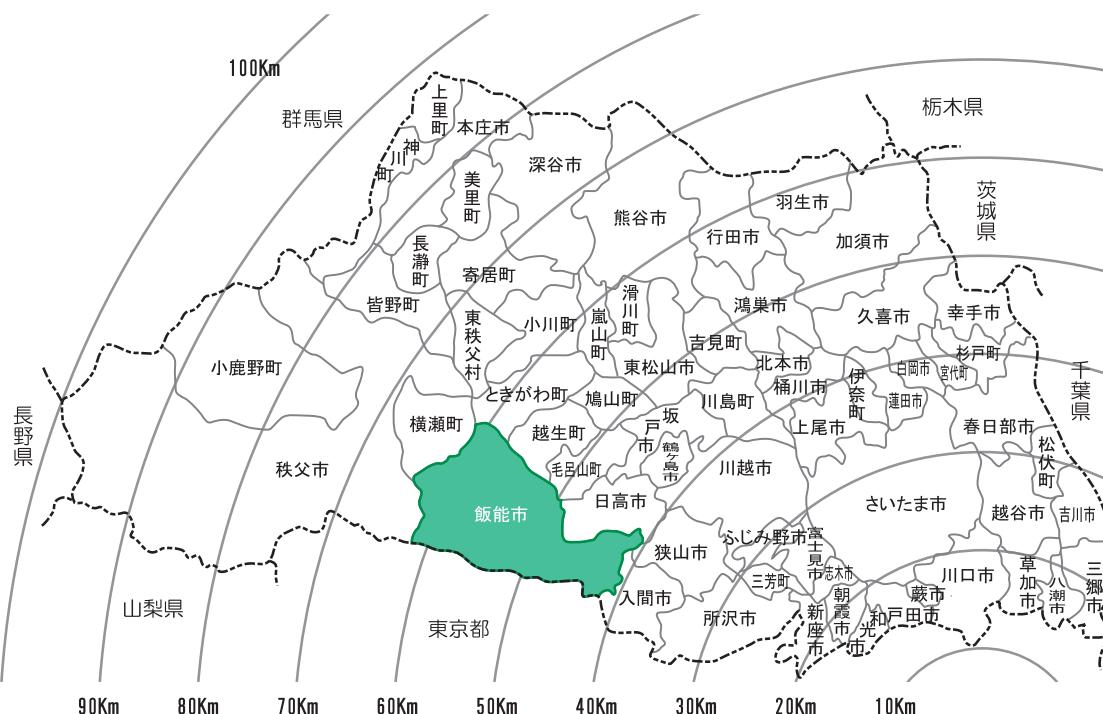
(1) 地域の概況

本市は埼玉県の南西部に位置し、東は狭山市と入間市、南は東京都青梅市と奥多摩町、西は秩父市と横瀬町、北はときがわ町、越生町、毛呂山町、日高市に接しています。また、都心から約 50 km圏内に位置し、奥武蔵の豊かな自然に恵まれ、古くから「西川材」で知られる杉や檜の産地として繁栄してきました。

市域は 193.18km²であり、西の秩父山脈に向かって東西に長く、地形は山地、丘陵地、台地に分けられます。北西部は山地で、市域の約 76%を森林が占めています。南東部は丘陵地及び台地で、北の高麗丘陵と南の加治丘陵の間の台地部分に市街地が発達しています。さらに、一級河川である入間川、高麗川が西部山地から東部台地へと流れています。

気候は、太平洋側の内陸型気候ですが、山間部は季節による気温の変化が激しく、降水量は埼玉県内でも多い地域となっています。

飯能市の位置図

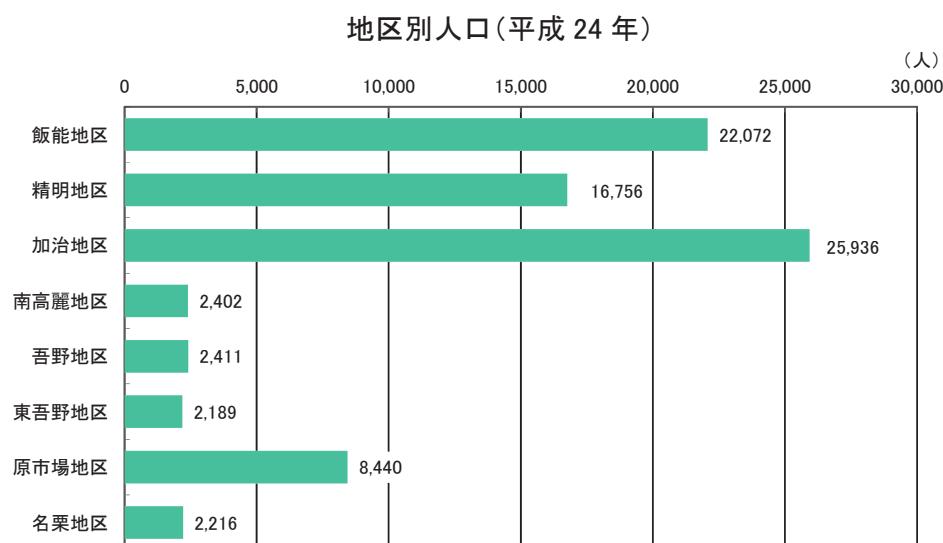
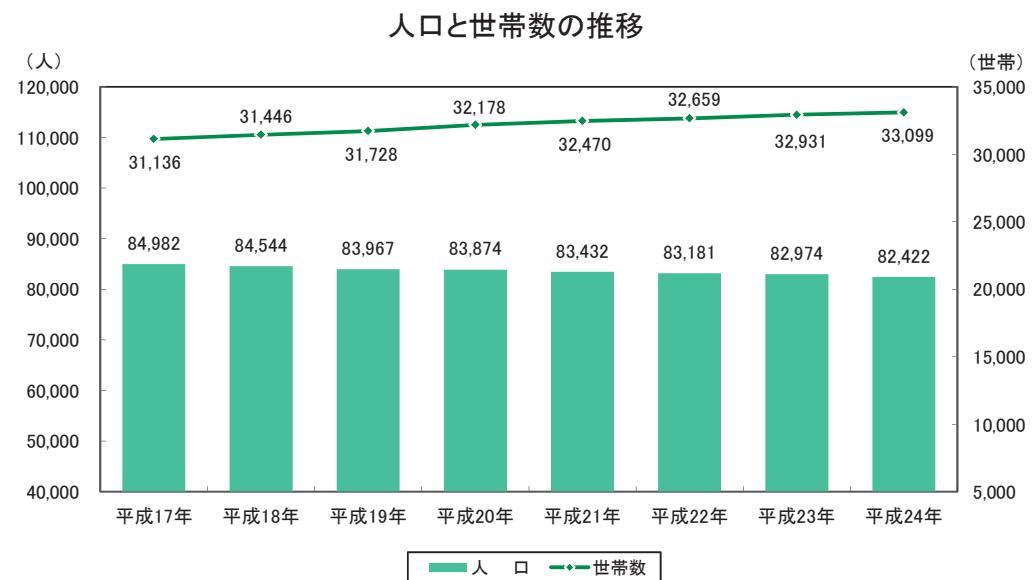


(2) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、平成24年1月1日現在で82,422人、世帯数は33,099世帯となっています。平成17年に名栗村と合併し、世帯数は増加しましたが、人口は平成17年から減少傾向となっており、平成17年と比較すると、世帯数で1,963世帯の増加、人口で2,560人の減少となっています。

1世帯当たりの人員は平成17年の2.73人から平成24年では2.49人と約0.24人減少しています。

また、地区別人口を見ると、飯能地区、精明地区、加治地区で総人口の約8割を占めています。

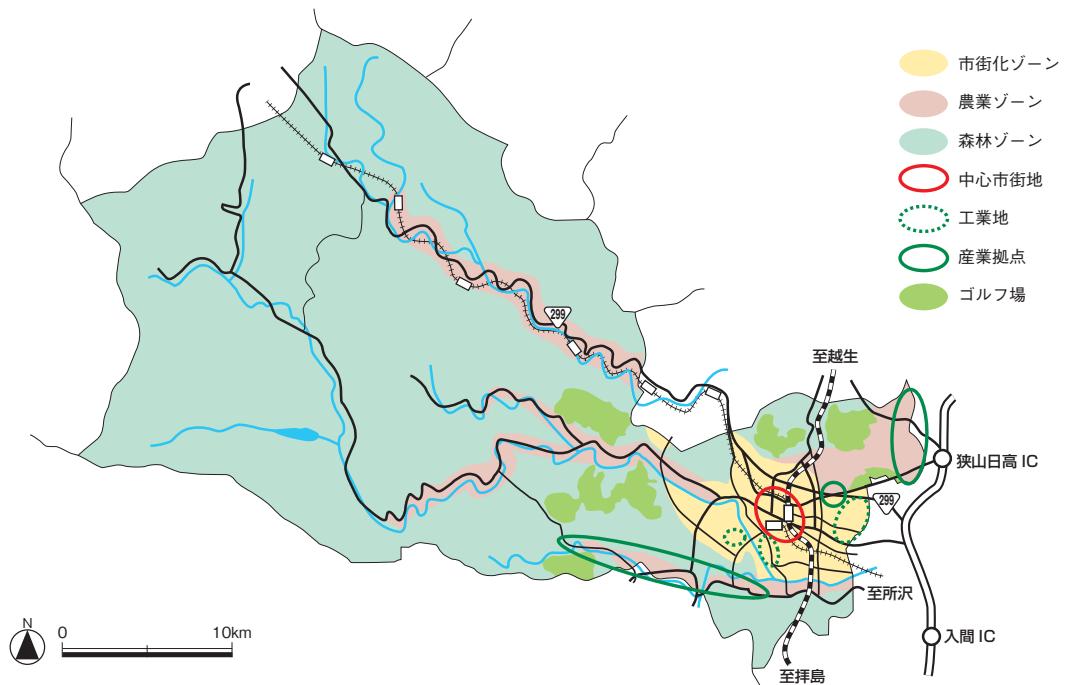


※資料：統計はんのう（各年1月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録）

(3) 土地利用状況

本市の土地利用は、市域の4分の3を占める森林が、市域北西部の秩父山地一帯に広がり、まとまった農地は精明地区東部に多く、市街地は飯能、東飯能両駅を中心に形成しています。

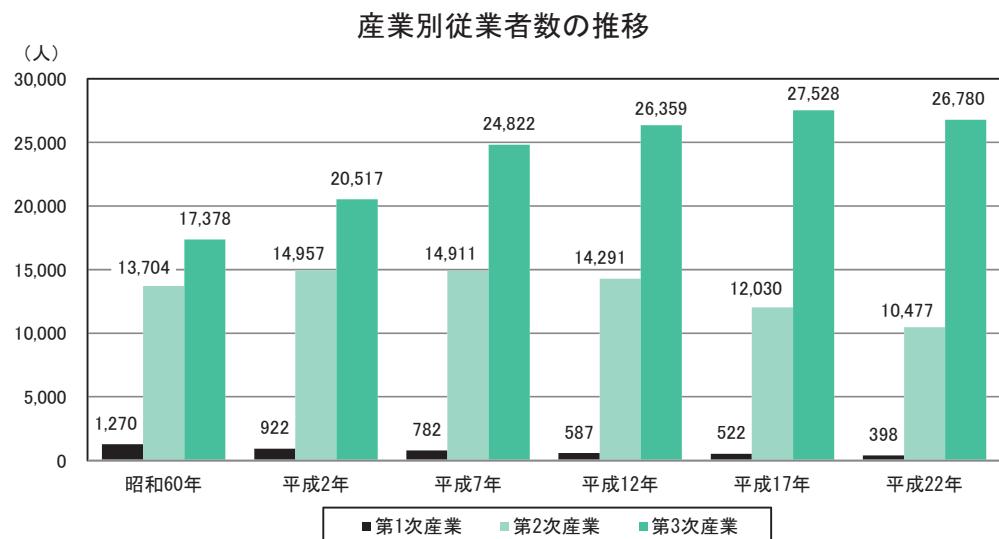
土地利用構想図



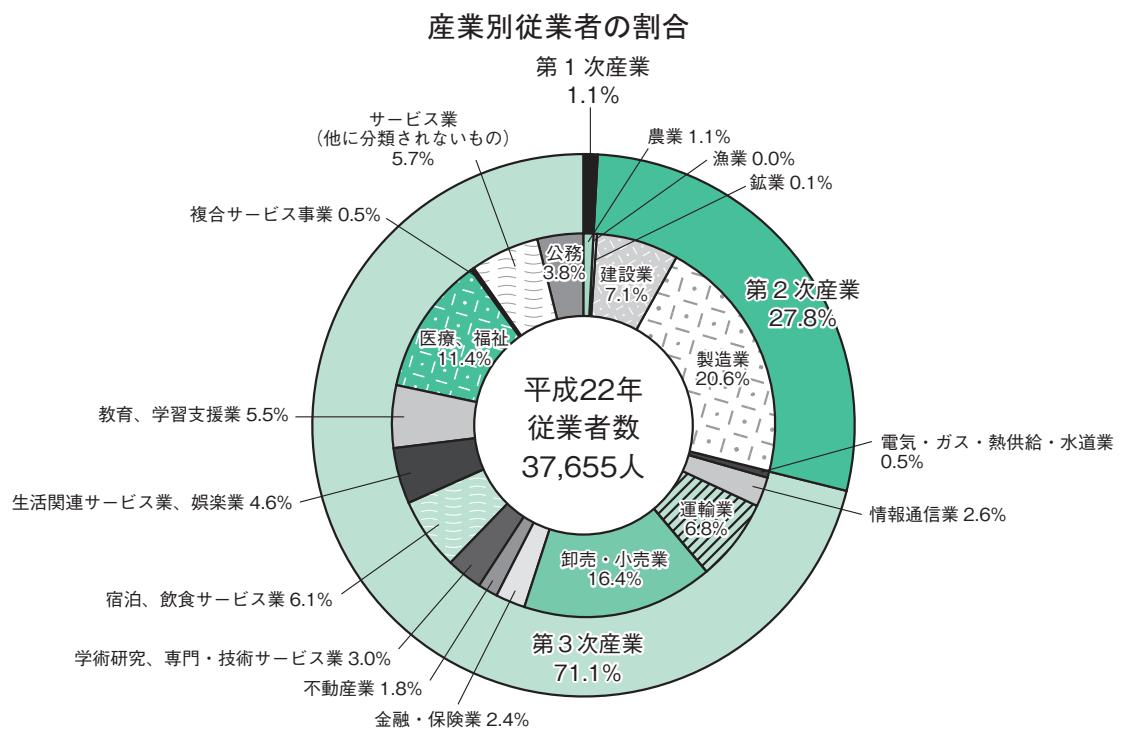
※資料：第4次飯能市総合振興計画

(4) 産業の状況

本市の産業別従業者の割合（平成22年）は、第3次産業が71.1%と最も多く、次いで第2次産業が27.8%、第1次産業が1.1%となっています。産業別従業者数は、第1次産業及び第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。特に、第1次産業は、昭和60年から平成22年にかけて1,270人から398人へと減少しています。



※資料：国勢調査（各年10月1日現在）



※資料：国勢調査（10月1日現在）

(5) 交通の状況

自動車の保有台数は、普通自動車（軽自動車以外）がやや減少傾向にあります。一方、軽自動車は増加しており、平成23年は平成17年に比べ3,690台の増加となっています。



※資料：統計はんのう（各年3月31日現在）



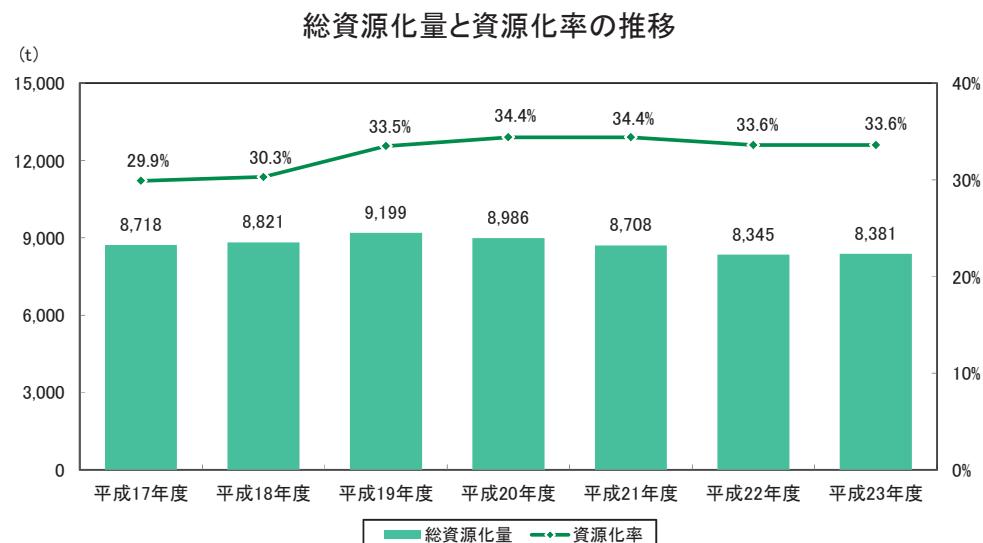
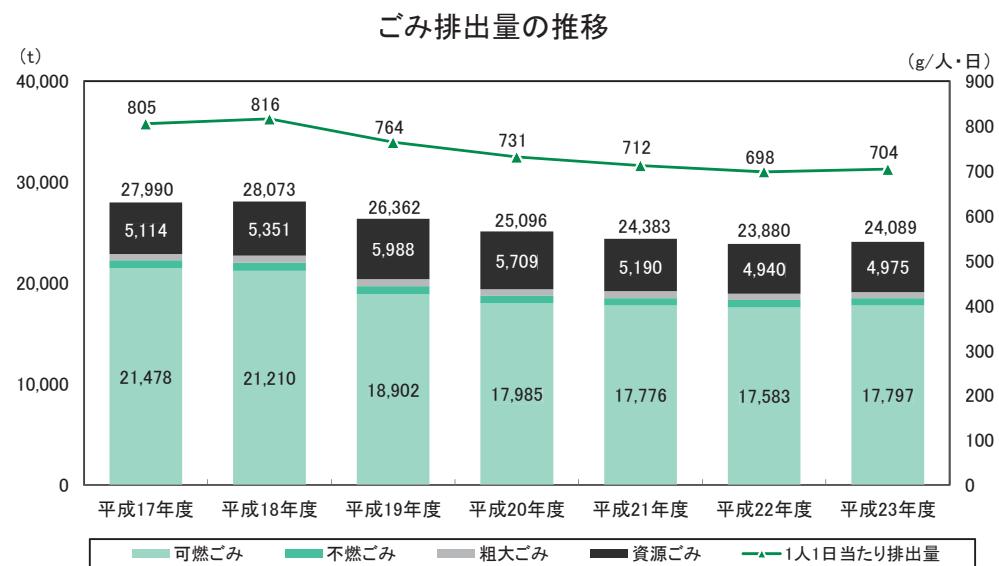
2 地球環境

(1) ごみ排出の状況

ごみ排出量は、平成17年度から減少傾向にあり、平成23年度の総排出量は24,089tとなっています。平成17年度と平成23年度を比較すると、可燃ごみは3,681t、不燃ごみは51t、粗大ごみは31t、資源ごみは139tの減少となっています。

1人1日当たりのごみ排出量（集団回収を含む）は、平成18年度をピークに減少傾向にあり、平成23年度は704g/人・日となっています。

また、資源化率は近年やや減少傾向にありますか、平成23年では、平成17年度と比較すると3.7ポイント上昇しています。

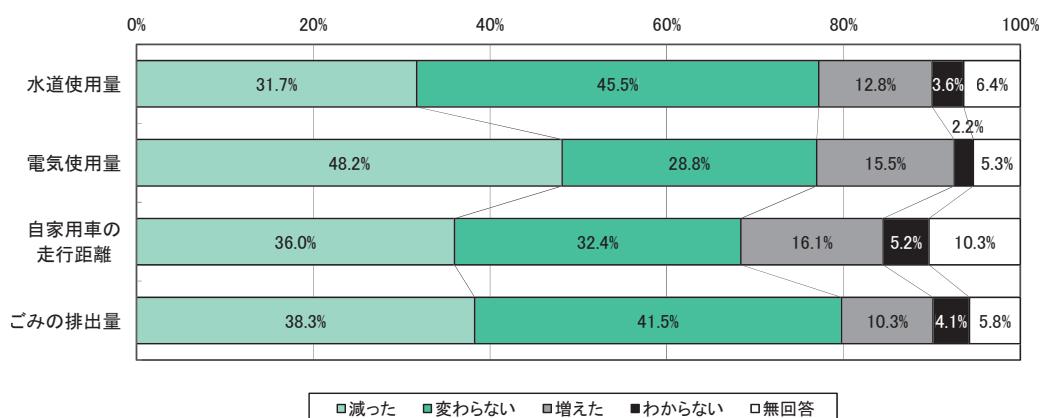


※資料：クリーンセンター・廃棄物対策課

(2) エネルギー等使用の状況

平成23年度に実施した「飯能市環境基本計画の策定に向けた市民アンケート」によると、5年前と比較したエネルギー等使用の状況では、「減った」と回答した方が最も多かった項目は「電気使用量」で、半数近い48.2%の回答を得ており、続いて「ごみの排出量」の38.3%となっています。一方、「増えた」と回答した方が最も多かった項目は「自家用車の走行距離」の16.1%となっています。

5年前と比較したエネルギー等使用の状況
(市民アンケート結果)

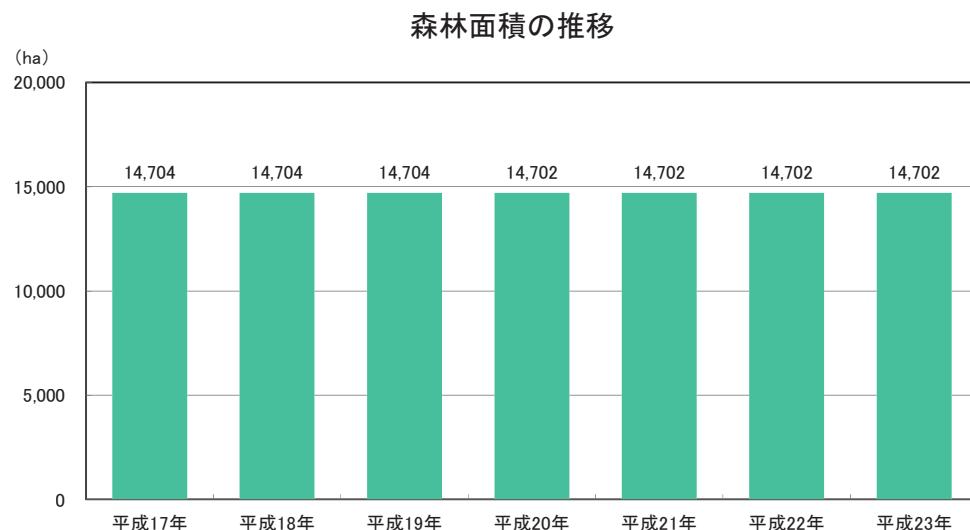


クリーンセンター

3 自然環境

(1) 森林面積の推移

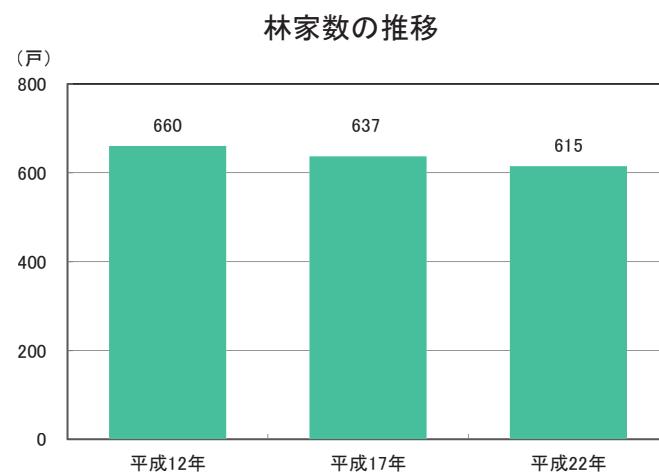
本市の森林面積は、平成 19 年から平成 20 年にかけ、やや減少しましたが、その後は一定となっています。



※資料：「森林・林業と統計」（埼玉県農林部森づくり課）

(2) 林家の状況

林家数は減少傾向が続き、平成 22 年は平成 12 年に比べ 45 戸減少しています。

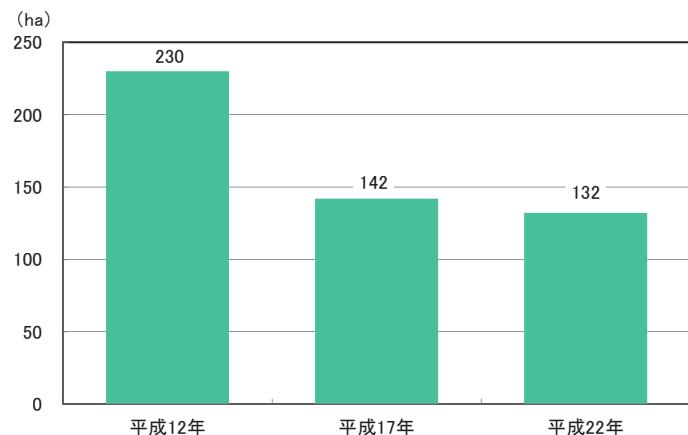


※資料：農林業センサス（各年 10 月 1 日現在）

(3) 農地の状況

経営耕地面積は減少傾向が続き、平成22年は平成12年に比べ98ha減少しています。

経営耕地面積の推移

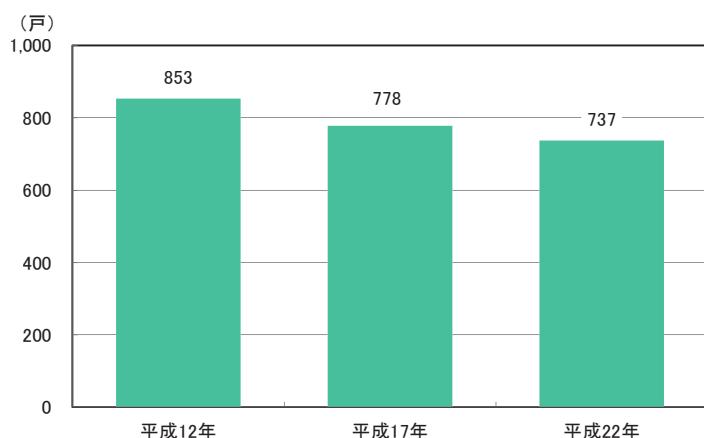


※資料：埼玉県統計年鑑

(4) 農家の状況

農家数は減少傾向が続き、平成22年は平成12年に比べ116戸減少しています。

農家数の推移



※資料：埼玉県統計年鑑

(5) 河川の状況

本市は、市民の貴重な水源となっている入間川、高麗川、成木川、中藤川や南小畔川などの河川があります。

これらの河川は、古くから市民の生活に深く関わっており、森林と並んで本市のシンボル的存在であり、カワセミやカジカ、トンボ、ホタルなどの生物の生息空間も有しています。また、市民が憩うレクリエーションの場にもなっています。

豊かな自然を育み、人々の憩いの場となっている河川を守るために、生物の生息・生育環境に配慮した河川の整備を推進するとともに、市民への意識啓発や、市民、事業者及び市が一体となった保全活動を進めています。

市内の主な河川



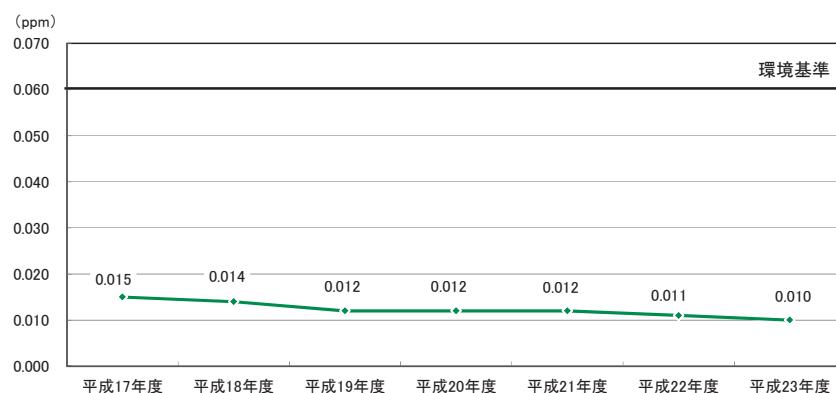
4 生活環境

(1) 大気の状況

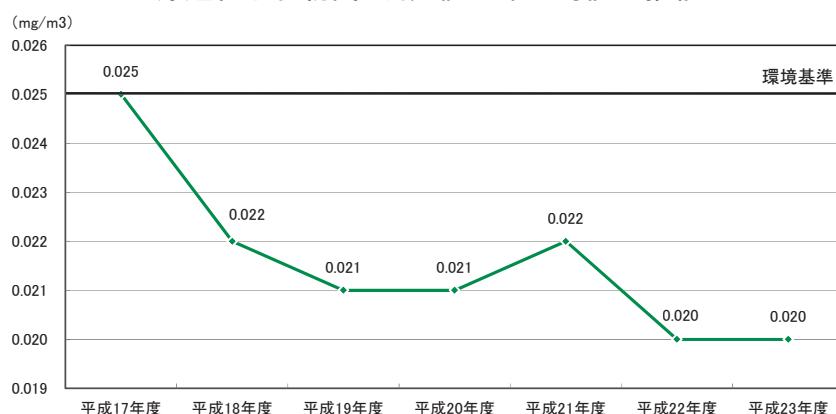
埼玉県大気汚染常時監視測定期（飯能局：飯能県土整備事務所）における大気汚染物質の測定結果は、光化学オキシダント*に環境基準*の超過があります。

また、光化学スモッグ*注意報発令日数は、平成19年度が21日と最も多くなっており、それ以降は10日前後で推移しています。

二酸化窒素*測定値の年平均値の推移



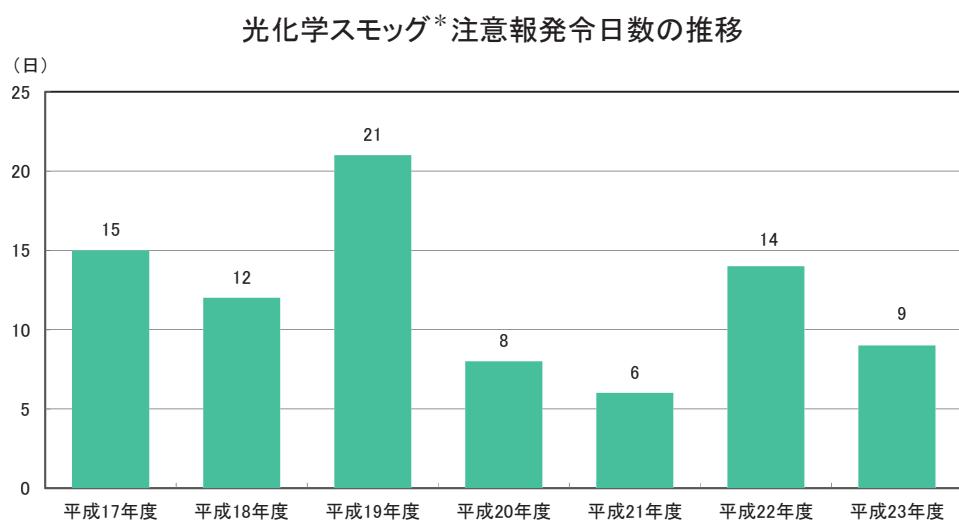
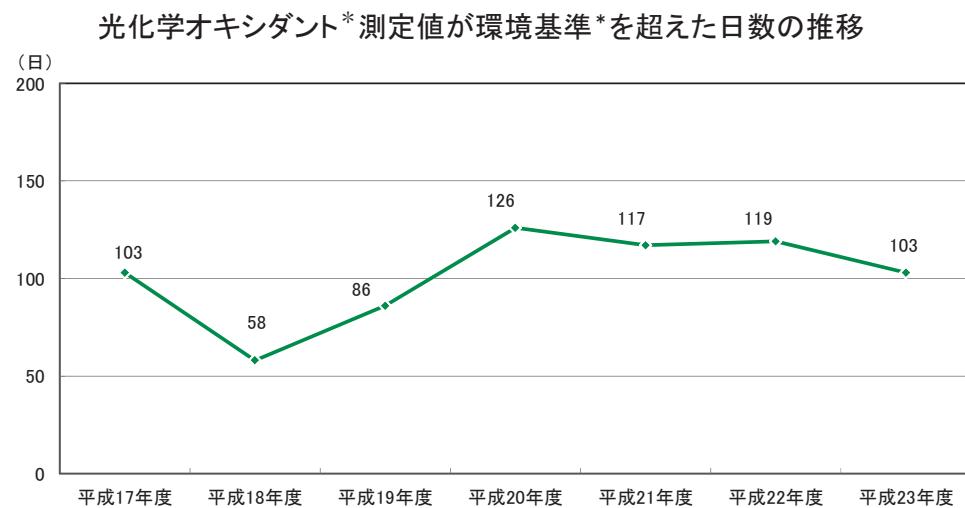
浮遊粒子状物質*測定値の年平均値の推移



※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

【用語解説】

光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となる有害な酸化性物質のこと。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして生成する。
環境基準	環境基本法に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている。
光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態のこと。眼や喉等の粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。
浮遊粒子状物質 (SPM)	ばいじん、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。



※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

(2) 水質の状況

本市では、入間川をはじめ市内の代表的な河川において、pH*（水素イオン濃度）、BOD*（生物化学的酸素要求量）、DO*（溶存酸素量）、SS*（浮遊物質量）、大腸菌群数*の5項目について、継続的に水質調査を実施しています。

河川類型が指定されている入間川、高麗川、成木川ではpH、BOD、DO、SSの4項目について環境基準*を達成していますが、大腸菌群数については環境基準を大きく上回っています。また、河川類型は指定されていませんが、入間川の支流である中藤川においても、同様の結果となっています。藤田堀や南小畔川においては、BODは入間川などよりも高い値を示していますが、近年、水質改善の傾向がみられています。

市内主要河川の水質調査結果

	割岩橋下(入間川)					東吾野橋下(高麗川)				
	類型：A					類型：A				
	pH	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	pH	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
平成17年度	8.1	0.6	11.2	1.3	4,600	8.3	0.6	11.8	1.0	9,600
平成18年度	8.0	0.6	10.9	1.5	7,600	8.0	0.6	11.4	1.0	18,400
平成19年度	8.2	0.5	11.6	1.0	7,200	8.3	0.6	11.8	1.0	19,000
平成20年度	8.2	0.5	11.6	1.0	3,800	8.1	0.5	11.8	1.0	3,000
平成21年度	8.1	0.6	11.4	1.0	5,900	8.3	0.7	12.0	1.0	5,000
平成22年度	8.1	0.5	11.1	1.0	4,800	8.0	0.6	11.8	1.0	6,000
平成23年度	8.0	0.5	11.0	2.0	3,100	7.9	0.6	11.1	1.0	11,000

	清川橋下(成木川)					一ノ瀬橋下(中藤川)				
	類型：A					類型：一				
	pH	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	pH	BOD (mg/l)	DO (mg/l)	SS (mg/l)	大腸菌群数 (MPN/100ml)
平成17年度	8.1	0.7	11.2	1.0	51,000	8.0	0.8	11.4	1.0	10,000
平成18年度	7.9	0.7	10.8	1.0	17,000	7.9	0.7	10.6	1.0	6,000
平成19年度	8.2	0.6	11.6	1.0	11,000	8.0	0.7	11.4	1.0	10,000
平成20年度	8.1	0.6	11.5	1.0	10,000	8.0	0.6	11.4	1.0	7,000
平成21年度	8.0	0.6	11.2	1.0	19,000	8.0	0.7	11.5	1.0	5,000
平成22年度	8.0	0.6	11.1	1.0	11,000	7.9	0.7	11.6	1.0	3,000
平成23年度	7.9	0.6	10.9	1.0	7,000	7.8	0.6	10.8	1.0	6,000

*BODは0.5未満を0.5、SSは1未満を1と表示しています。

※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

※生活環境の保全に関する環境基準（河川）

	pH(水素イオン濃度)	BOD(生物化学的酸素要求量)	DO(溶存酸素量)	SS(浮遊物質量)	大腸菌群数
類型:A	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	25mg/l以下	1000MPN/100ml以下

【用語解説】

BOD（生物化学的酸素要求量） 水中の有機物を微生物が分解する際に消費される酸素の量のことことで、水質汚濁を判定するための指標の一つ。BODの値が大きいほど汚濁の程度が高い。

DO（溶存酸素量） 水中に溶解している酸素の量のことで、水質汚濁を判定するための指標の一つ。一般に水質汚濁が進んでいる場合には、微生物により有機汚濁物質が分解されるため、DOが減少する。

pH（水素イオン濃度） 酸性又はアルカリ性の度合いを示す指標。pH7が中性であり、7より小さくなると酸性、7より大きくなるとアルカリ性を示す。

SS（浮遊物質量） 水中に浮遊している直徑2mm以下の物質の量のこと。SSの値が大きいほど水の濁りが多いことを示し、透明度の低下のほか生態系への影響が指摘されている。

大腸菌群数 大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水質の環境基準の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を判定するための指標として用いられている。

(3) 自動車騒音・振動の状況

・自動車騒音

自動車騒音については、一部環境基準*を上回っている箇所がありますが、全ての測定箇所において要請限度*を下回っています。

自動車交通騒音の測定結果

路線名	測定箇所	昼・夜	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	環境基準	要請限度
県道二本木飯能線	川寺	昼間	71	71	71	68	69	69	67	70	75
		夜間	69	69	69	66	67	67	67	65	70
県道馬引沢飯能線	双柳	昼間	69	69	69	68	67	67	65	70	75
		夜間	62	62	62	61	60	59	58	65	70
国道299号バイパス	青木	昼間	65	67	67	67	68	67	67	70	75
		夜間	60	65	65	64	64	64	64	65	70
国道299号	双柳	昼間	69	70	69	69	69	69	68	70	75
		夜間	67	67	66	65	66	66	64	65	70
国道299号	八幡町	昼間	68	68	68	68	69	68	67	70	75
		夜間	65	65	64	64	65	64	63	65	70
国道299号	井上	昼間	—	—	—	—	—	—	71	70	75
		夜間	—	—	—	—	—	—	69	65	70
県道飯能名栗線	永田	昼間	70	70	69	69	69	69	69	70	75
		夜間	66	66	65	66	65	65	64	65	70
県道富岡入間線	阿須	昼間	70	70	69	68	70	69	69	70	75
		夜間	64	63	63	62	64	63	63	65	70
県道飯能寄居線 下加治バイパス	下加治	昼間	69	69	68	68	68	69	67	70	75
		夜間	67	66	65	65	65	66	65	65	70
市道第1地区 第2870-1号線 (都市計画道路川寺上野線)	飯能	昼間	—	—	66	66	67	66	66	70	75
		夜間	—	—	62	61	62	62	62	65	70

※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

・自動車振動

自動車振動については、全ての測定箇所において、昼間、夜間ともに要請限度を下回っています。

自動車振動の測定結果

路線名	測定箇所	昼・夜	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	要請限度
県道飯能寄居線 下加治バイパス	下加治	昼間	40	—	—	—	—	—	—	65
		夜間	36	—	—	—	—	—	—	60
県道富岡入間線	阿須	昼間	30	—	—	—	—	—	—	65
		夜間	<30	—	—	—	—	—	—	60
県道二本木飯能線	川寺	昼間	—	35	36	36	—	—	—	70
		夜間	—	32	33	32	—	—	—	65
県道馬引沢飯能線	双柳	昼間	—	—	—	—	40	40	37	65
		夜間	—	—	—	—	32	33	31	60
国道299号バイパス	青木	昼間	—	42	43	43	—	—	—	65
		夜間	—	37	36	36	—	—	—	60
国道299号	双柳	昼間	44	—	—	—	—	—	—	70
		夜間	39	—	—	—	—	—	—	65
国道299号	八幡町	昼間	—	—	—	—	40	37	38	70
		夜間	—	—	—	—	33	34	34	65
県道飯能名栗線	永田	昼間	—	33	34	37	—	—	—	65
		夜間	—	31	32	33	—	—	—	60
市道第1地区 第2870-1号線 (都市計画道路川寺上野線)	飯能	昼間	—	—	—	—	38	40	40	65
		夜間	—	—	—	—	34	34	34	60

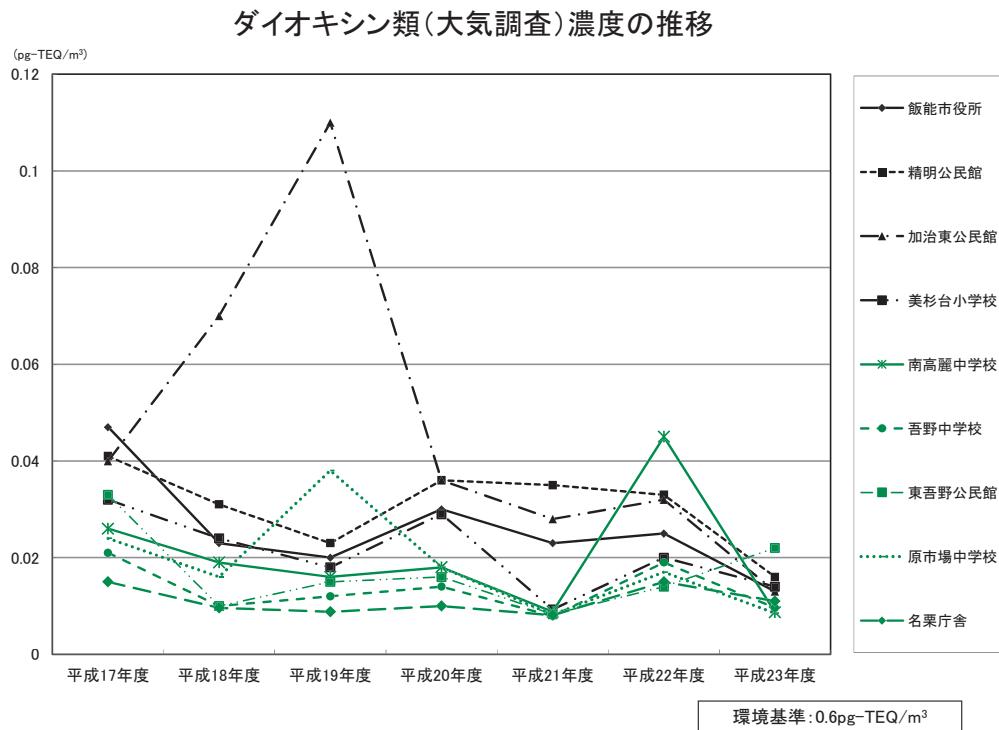
※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

【用語解説】

要請限度　自動車による騒音・振動がその限度を超えてることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する限度。

(4) 有害化学物質（ダイオキシン類*）の状況

本市では、大気と土壤についてダイオキシン類濃度を測定し、継続的な監視を実施しており、全ての測定地点において大気、土壤ともに環境基準*を達成して良好な状況を保っています。



※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

【用語解説】

ダイオキシン類 ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コブラナーポリ塩化ビフェニル (コブラナーパーPCB) の総称で、主に廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で非意図的に生成される。発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質等をもつといわれている。

(5) 空間放射線量の状況

本市では、市内全域を把握できるよう市内 10 地点の測定場所を定め、空間放射線量を測定しました。

測定値を基にして年間換算値を算出したところ、国際放射線防護委員会（ICRP）による一般の人の平常時の放射線量の限度（自然放射線等を除く）である年間 1 mSv を全ての地点で下回っています。

公共施設における空間放射線量測定結果

測定地点	測定値(μSv/h)			年間換算値(mSv/y)		
	平成23年6月	平成23年8月	平成23年9月	平成23年6月	平成23年8月	平成23年9月
八幡保育所	0.08	0.07	0.09	0.42	0.37	0.47
大東幼稚園	0.08	0.08	0.07	0.42	0.42	0.37
わかば幼稚園	0.08	0.08	0.07	0.42	0.42	0.37
白鳥保育園	0.08	0.07	0.08	0.42	0.37	0.42
美杉台小学校	0.08	0.07	0.08	0.42	0.37	0.42
南高麗小学校	0.09	0.09	0.07	0.47	0.47	0.37
吾野中学校	0.07	0.07	0.06	0.37	0.37	0.32
東吾野保育所	0.07	0.07	0.07	0.37	0.37	0.37
原市場小学校	0.08	0.06	0.08	0.42	0.32	0.42
名栗小学校	0.08	0.06	0.07	0.42	0.32	0.37

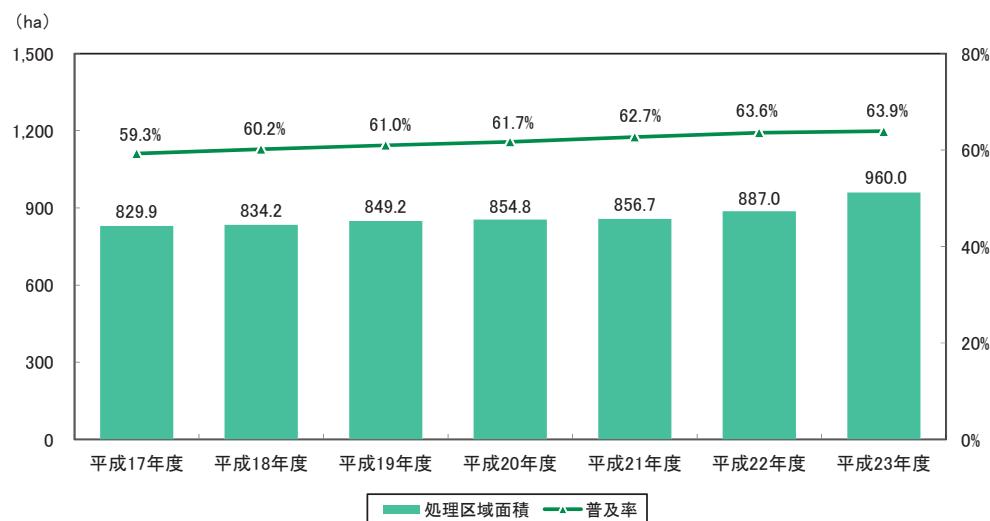
(1mSv=1000μSv)

※資料：環境緑水課（測定箇所は地上 100cm）

(6) 公共下水道の状況

公共下水道の処理区域面積は拡大しており、平成23年度における公共下水道普及率は63.9%となっています。

公共下水道処理区域面積と普及率の推移

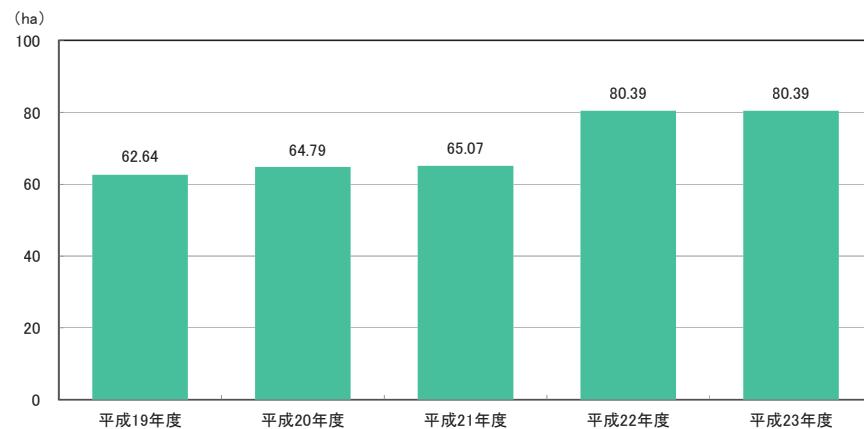


※資料：統計はんのう

(7) 公園・緑地の状況

市内の公園・緑地の供用面積は、平成21年度まではほぼ横ばいですが、平成22年度、平成23年度は平成21年度に比べ約15ha増加し、80.39haとなっています。なお、10年前の平成13年度の44.44haと比較すると、約2倍の面積となっています。

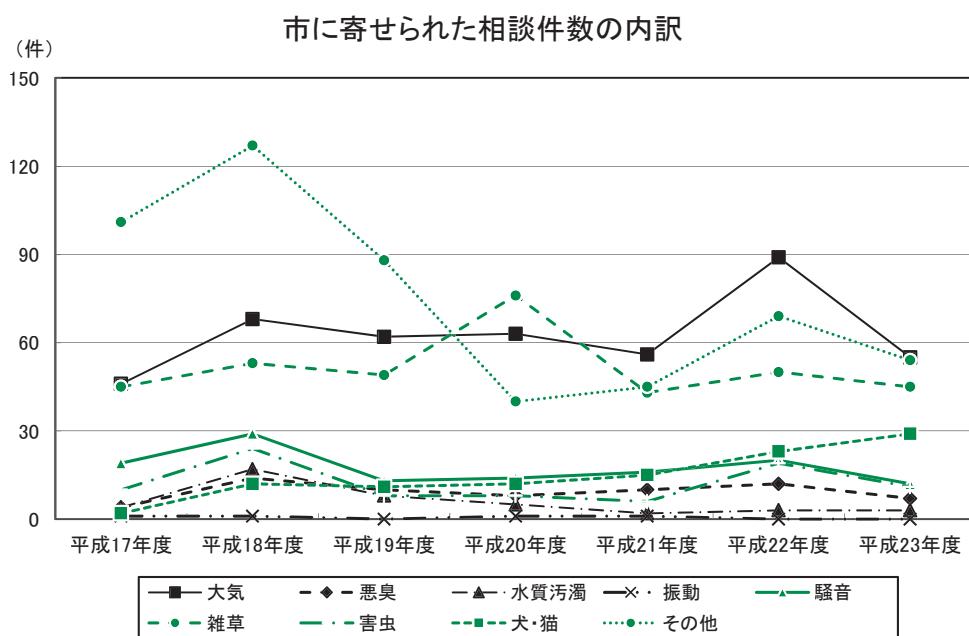
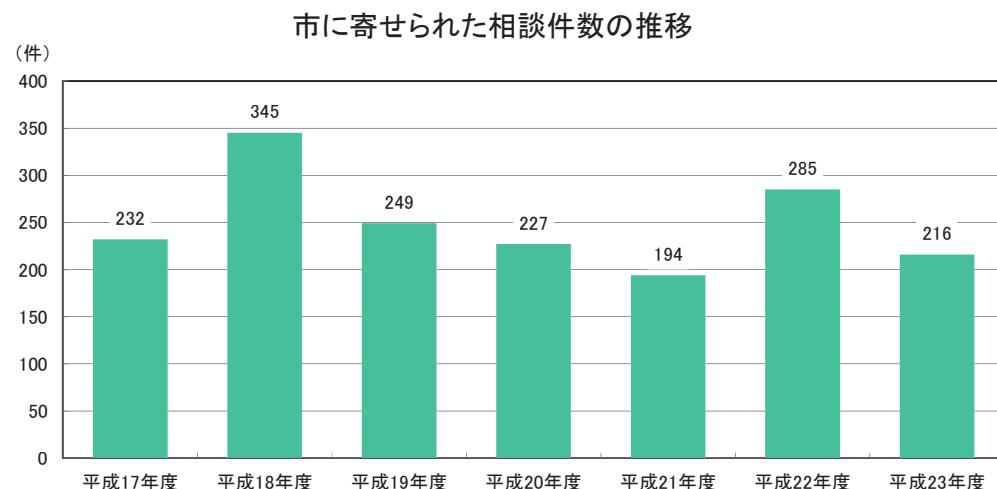
市内の公園・緑地供用面積の推移



※資料：飯能市環境基本計画 年次報告書

(8) 環境に関する相談の状況

市に寄せられた環境に関する相談は、平成18年度をピークに減少していましたが、平成22年度は再び285件と増加しました。主な相談としては、「大気」として分類している野外焼却や「雑草」として分類している空き地の適正管理、犬・猫等の飼育に関する事項が多くなっています。



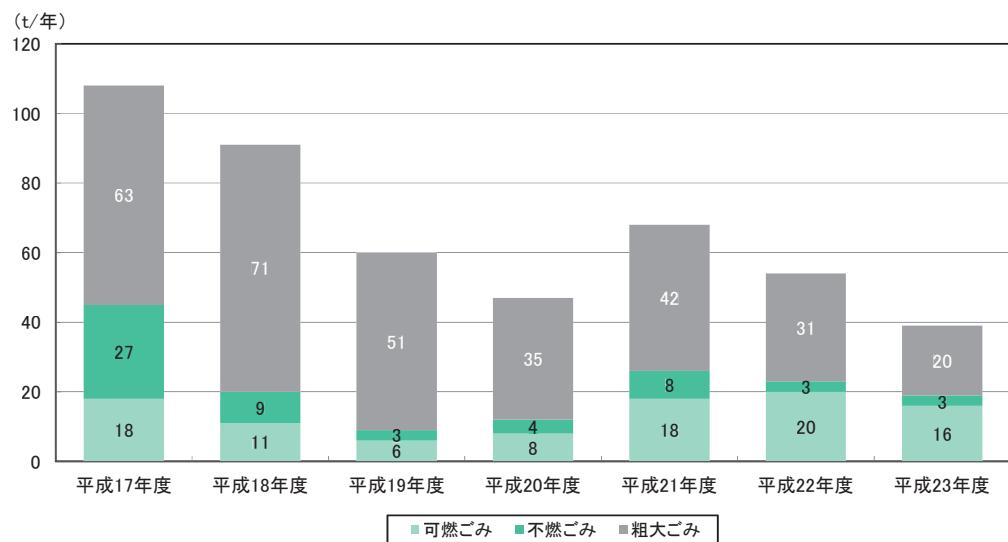
※同じ原因に対する相談は1件としています。

※資料：環境緑水課

(9) 不法投棄物回収量の状況

不法投棄物の回収量は、平成17年度から平成20年度までは減少傾向にありました
が、平成21年度に前年度に比べ約20t増加しました。その後は、再び減少傾向となり、
平成23年度は約40tとなっています。

不法投棄物回収量の推移

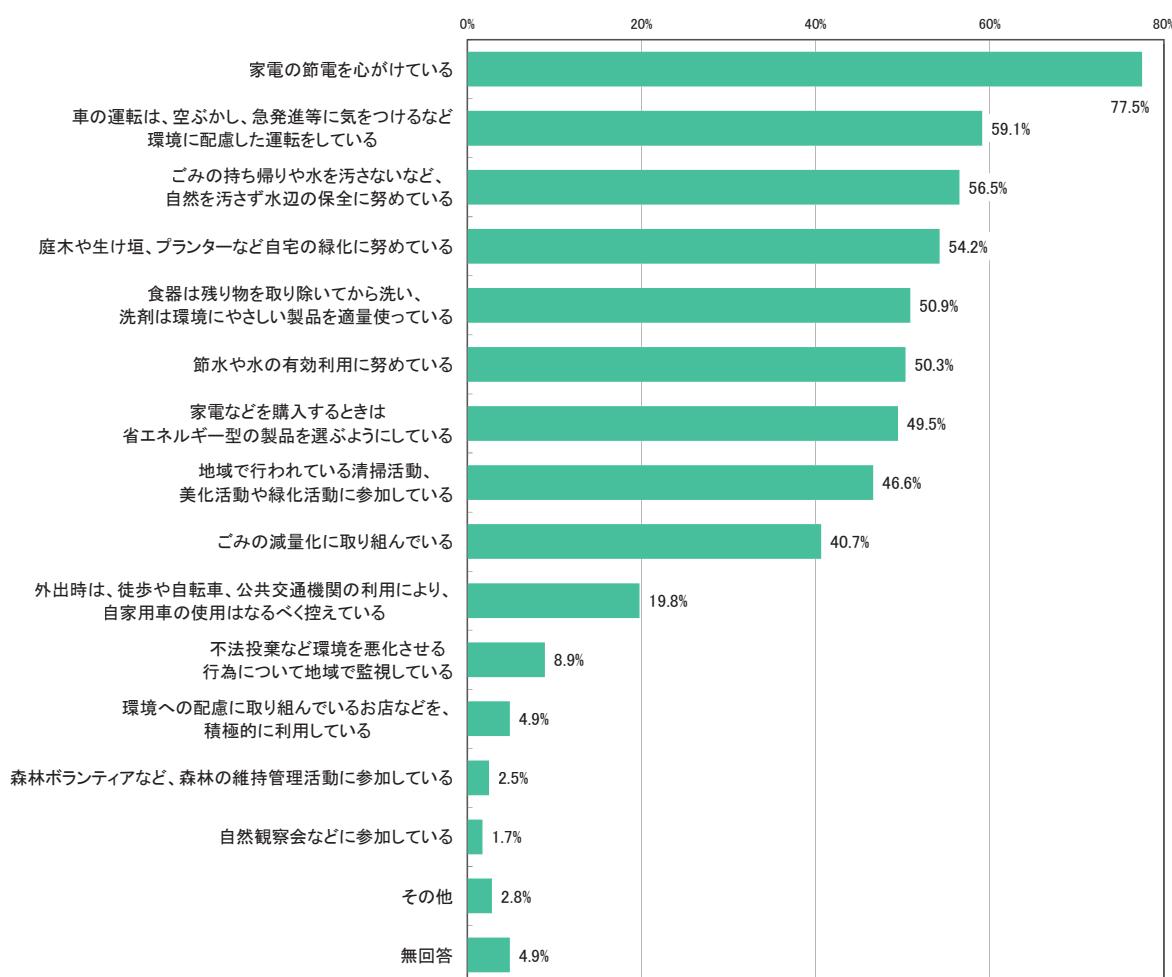


※資料：飯能市ごみ処理基本計画

5 市民の環境に対する意識や取組

「飯能市環境基本計画の策定に向けた市民アンケート」によると、環境のためにしている行動としては、節電やエコドライブ*に関する項目の回答が多く、省エネルギーへの関心が高くなっています。

日常生活の中で環境のためにしている行動
(市民アンケート結果)

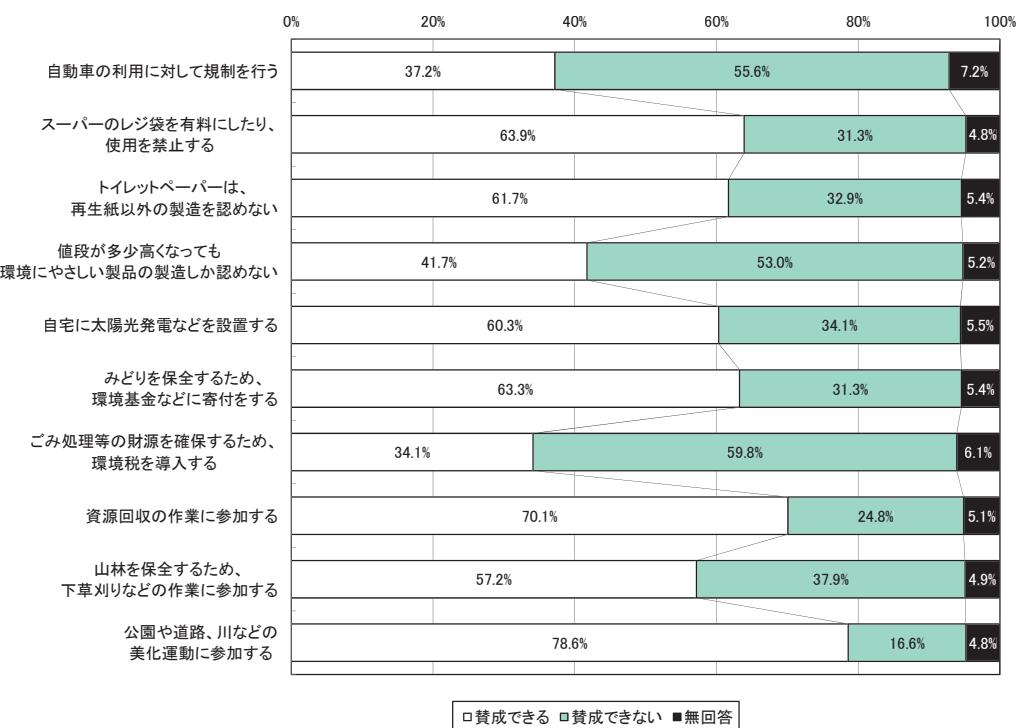


【用語解説】

エコドライブ 地球温暖化や大気汚染防止のための自動車の適正な整備と運転方法のこと。急発進や急加速、急ブレーキを控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等があげられる。

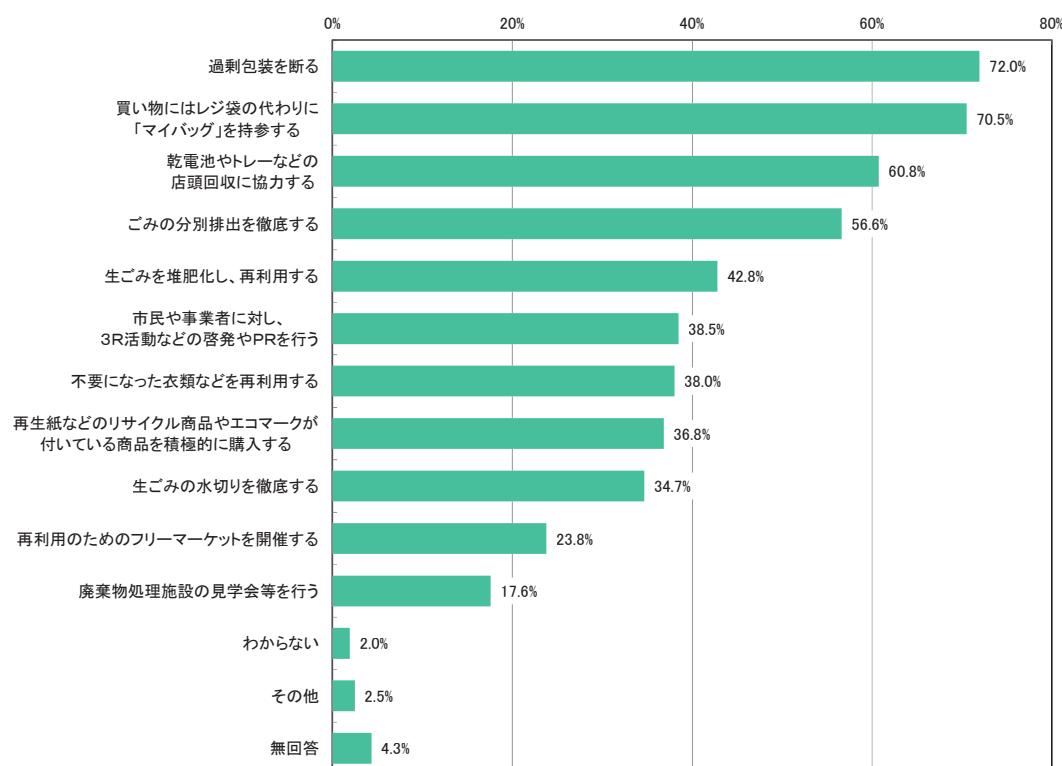
地域や地球環境の保全のための意識では、「賛成できる」と回答した方が最も多かった項目は「公園や道路、川などの美化運動に参加する」が78.6%、次いで「資源回収の作業に参加する」が70.1%となっており、市民活動への参加についての賛成意見が多くなっています。

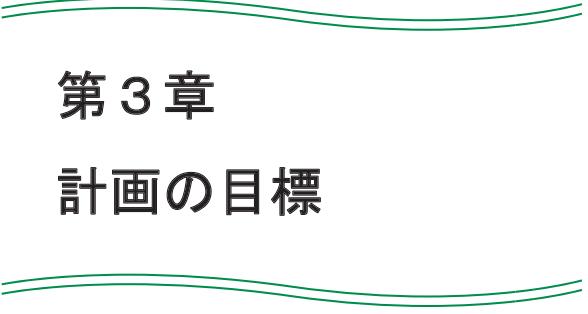
地域や地球環境の保全のために賛成できること (市民アンケート結果)



ごみの減量化にあたり重要だと思う取組については、「過剰包装を断る」と回答した方が最も多く、72.0%の方がこの項目を選んでいます。次いで「買い物にはレジ袋の代わりに『マイバッグ』を持参する」となっており、ごみを出さない取組について回答が多くなっています。

ごみの減量化にあたり重要だと思うこと
(市民アンケート結果)





第3章 計画の目標

第3章 計画の目標

1 めざす環境像



本市は、首都圏近郊にあって、多くの森林や入間川、高麗川の清流など、豊かな自然と景観に恵まれています。また、人々は古くから自然と共生し、その恩恵を受けつつ、暮らしや歴史・文化を育んできました。

しかし、社会経済活動の進展により環境への負荷が増大した結果、様々な環境問題が生じ、その影響は次世代へも影響を及ぼす深刻な問題となっています。

そのため、一人ひとりが環境保全に対する意識を高め、市民・事業者・市の協働により、自然と調和し、環境負荷の少ない持続可能な社会を形成することが求められています。

本市は、「森林文化都市宣言」及び「森林文化都市サミット共同宣言 2011」のもとに、森林が持つ機能の重要性を認識し、守り育むとともに、自然と共生し、人々が健やかで安心して生活が送れるよう、健全で良好な環境を次世代に引き継ぐまちの実現をめざします。

～飯能市森林文化都市宣言～

飯能市は、首都圏にあって奥武蔵の豊かな自然に恵まれたまちであり、その歴史・文化、人々の情感は、森林とともに育んできました。

人々が森林とのふれあいを通じて心身ともに森林の恵みを享受し、環境との調和や資源の循環利用を生活の中で生かしていくことが求められる時代にあって、本市では、森林資源を活用し、新たな森林文化の創造により、心豊かな人づくりと、活力のあるまちづくりを推進します。

ここに森林と人とのより豊かな関係を築きつつ、自然と都市機能とが調和するまちの創造をめざし、「森林文化都市」を宣言します。

平成 17 年 4 月 1 日

～森林文化都市サミット共同宣言 2011～

森林は、古くから、私たちの生活に欠くことのできない、水、木材、燃料、落ち葉などにより、山元から海に至るまで豊かな恵み、また、心の安らぎや潤いをもたらしてくれるものとして、欠くことの出来ない存在であります。

群馬県沼田市、山形県鶴岡市そして埼玉県飯能市、自然環境や立地は異なりますが、それぞれ森林から生まれる多くの恵みを受けてきました。

私たち三市では、この森林からの恵みが得られるように、森林への感謝の念を抱き、森林の手入れを常々と続け、木材や農林産物を生み出し、これらをさらに利用した様々な産業を興し、暮らしを育み伝え、森林はそれぞれのまちが大きく発展する原動力となってまいりました。

のことから、私たちの生活が森林や自然との共生の中で成り立っていることに、市民の一人一人が気づいて自ら行動して、次世代に伝えていくことで、住みやすく誇れる「森林文化都市」を創る上で、大変大切なことだと考えております。

また、森林は、森林を有する地域だけでなく、都市及びその周辺のすべての住民にとって極めて重要な財産であり、未来を担う子どもたちのためにも、健全な森林として引き継ぐことは現代社会に生きる我々が担う、重要な使命のひとつであります。

よって、本日の森林文化都市サミットに参会した三市関係者一同は、市域の七割以上を占める広大な森林を守り、森林文化の継承、発信を通じて、住み良いまちづくりに全力で取り組むことを決意し、ここに宣言します。

平成 23 年 11 月 13 日

このようなことから、本市のまちづくりの基本となる「第4次飯能市総合振興計画」の1つの基本目標である「豊かな自然と共生する環境にやさしいまち」を踏まえ、本市のめざす環境像を「人と自然が共生し 森林文化を育むまち 飯能」とします。

2 環境目標

めざす環境像の実現に向けて、本計画が対象とする地球環境、自然環境、生活環境及び環境に対する意識や取組に関して、4つの環境目標を設定します。

環境目標 1

地球にやさしい循環型のまち

環境目標 2

自然と共生し、緑と清流を育むまち

環境目標 3

快適で健やかな生活ができるまち

環境目標 4

みんなで学び協働するまち

4つの環境目標のもと、それぞれに基本方針、基本施策を設定し、具体的な施策を推進することによって、めざす環境像を実現します。

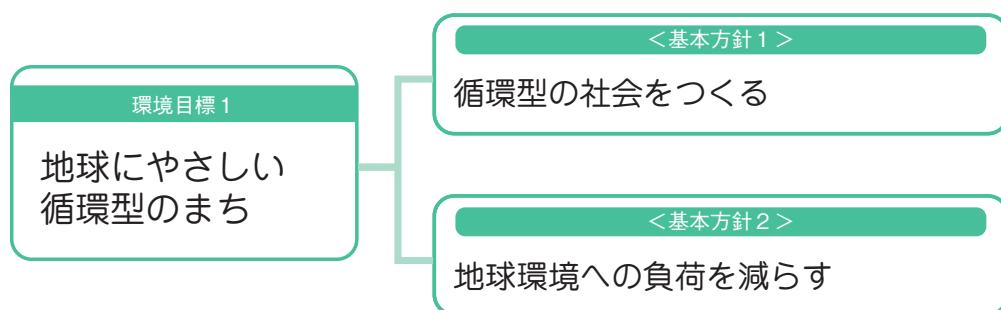


天覧山からの展望

環境目標1：地球にやさしい循環型のまち

資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、私たちに便利さや物質的な豊かさをもたらしました。しかし、その規模は、自然の再生能力や浄化能力を超え、全ての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っています。

このため、私たち一人ひとりがこれまでの生活を見直し、地球にやさしいライフスタイルへ転換することが求められています。環境への負荷をできる限り減らし、限りある資源を次世代に引き継いでいくために、地球にやさしい循環型のまちをめざします。



環境指標	平成23年度末 現在	平成34年度までの目標
一般廃棄物排出量	24,089 t	24,000 t 以下
資源化率（有用資源物量／全処理量）	33.6%	34.0%以上
太陽光発電を利用した公共施設数	0件	3件
住宅用太陽光発電システム設置補助数	231 件	700 件
公用車への次世代自動車*の導入数	7台	12台

【用語解説】

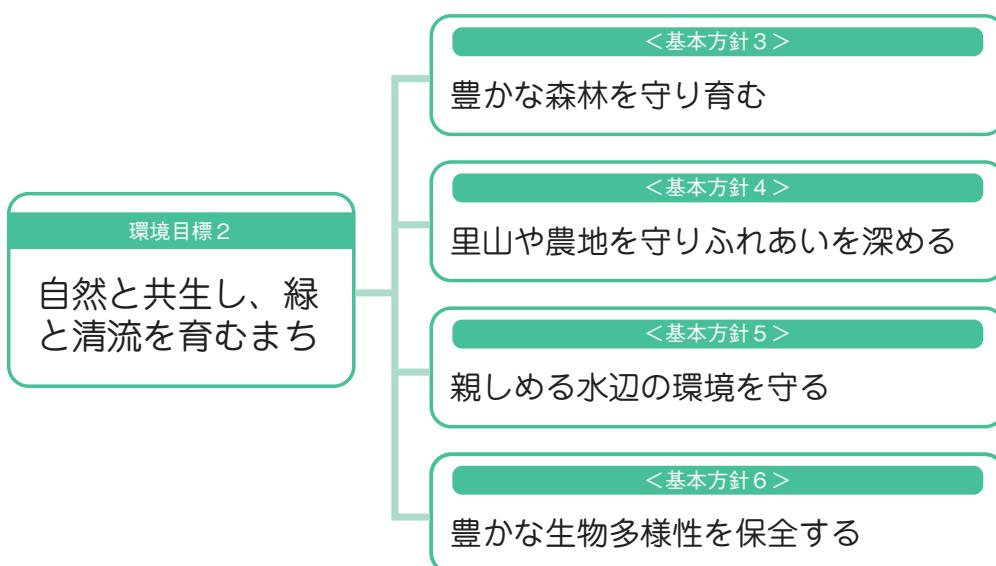
次世代自動車 電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など、環境への負荷が少ない自動車のこと。

環境目標2：自然と共生し、緑と清流を育むまち

本市は、奥武蔵の豊かな自然に恵まれ、広大な森林と湧き出る水の流れが入間川と高麗川の清流をつくりだし、その歴史や文化、人々の情感は、自然の恵みとともに育まれてきました。これらの豊かな自然は私たちに安らぎと健康を与え、持続可能な生活を営む上でかけがえのない財産です。

また、自然の中には様々な生物が生息・生育しています。私たちは、生物が互いにつながり支え合いながら生きていることを認識し、多様な生物とそれらを取り巻く自然環境を守っていくことが重要です。

恵み豊かな自然を健全な状態で将来に引き継いでいくため、本市の恵まれた自然と共生し、緑と清流を育むまちづくりを進めます。



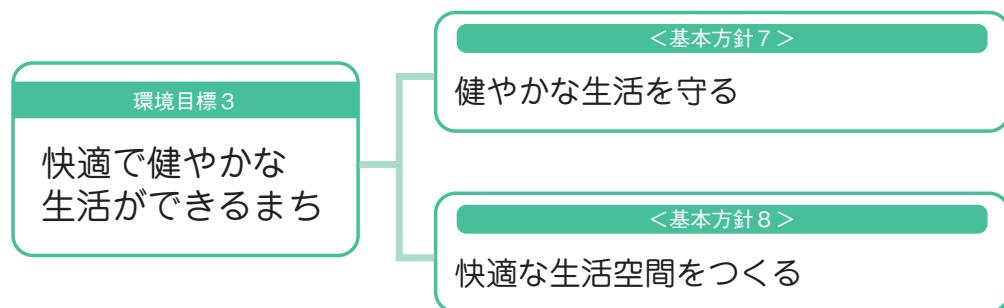
環 境 指 標	平成 23 年度末 現在	平成 34 年度まで の目標
西川材を活用した公共施設数	62 施設	72 施設
森林体験教室等参加者数	年 1,512 人	年 1,800 人
景観緑地指定面積	99ha	123ha
緑のトラスト*保全地の公有地化面積	2.4ha	2.6ha
市民農園の整備数	4か所	5か所
耕作放棄地活用面積	0ha	20ha
合併処理浄化槽*設置補助件数	2,294 基	3,200 基
公共下水道普及率	63.9%	74.0%
生物多様性*に関する情報の発信	年 0 回	年 4 回

環境目標3：快適で健やかな生活ができるまち

誰もが健やかに、安全・安心な生活を送るために、公害等の環境汚染*はもとより、身近な生活環境においても快適で暮らしやすい良好な環境が望されます。

公害のない健全なまちをめざし、大気、水質、土壤の汚染など事業系の環境汚染を防止し、化学物質による人や生態系*への影響をできる限り抑えるとともに、日常の生活や行動に起因する生活環境の悪化を防ぎます。

また、全ての人々が住み慣れた地域の中で、安全で健康的な生活が送れるよう、景観・美観、安全に配慮した生活環境づくりを推進し、快適な生活空間の創出に努めます。



環境指標		平成23年度末 現在	平成34年度までの目標
大気汚染物質濃度	二酸化窒素*濃度 (1時間値の最高値)	0.052ppm	0.04ppm以下 (環境基準*は0.04～0.06ppmの範囲内、又はそれ以下)
	光化学オキシダント*濃度 (1時間値が0.06ppmを超えた日数)	103日	0日
	浮遊粒子状物質*濃度 (1時間値の最高値)	0.142mg/m ³	環境基準0.20mg/m ³ 以下
河川の水質状況*	pH* (水素イオン濃度)	7.5～8.0	環境基準(A類型) 6.5～8.5
	BOD* (生物化学的酸素要求量)	0.5～2.7mg/l	環境基準(A類型) 2mg/l以下
	DO* (溶存酸素量)	9.8～11.3mg/l	環境基準(A類型) 7.5mg/l以上
	SS* (浮遊物質量)	1～3mg/l	環境基準(A類型) 25mg/l以下
	大腸菌群数*	1,500～11,000MPN/100ml	環境基準(A類型) 1000MPN/100ml以下

※河川の水質状況は、市内3河川10か所で測定、値は各測定地点の平均値。

【用語解説】

二酸化窒素 石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼によって発生する気体。呼吸器系の疾患の原因となる。

環境指標		平成23年度末 現在	平成34年度までの目標
騒音 レベル	道路交通 騒音 レベル	昼間（市内10か所で測定） 65~71dB	環境基準*70dB以下
	夜間（市内10か所で測定） 58~69dB		環境基準65dB以下
振動 レベル	道路交通 振動 レベル	昼間（市内3か所で測定） 37~40dB	平成23年度末現在 の数値を維持 (要請限度*65dB以下)
	夜間（市内3か所で測定） 31~34dB		平成23年度末現在 の数値を維持 (要請限度60dB以下)
ダイオキシン類 濃度	大気（市内9か所で測定） 0.0085~ 0.022pg-TEQ/m ³		平成23年度末現在 の数値を維持 (環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下)
	土壤（市内5か所で測定） 0.038~1.4pg-TEQ/g		平成23年度末現在 の数値を維持 (環境基準 1000pg-TEQ/g以下)
市内の公園、緑地の供用面積 (都市計画区域内)		80.39ha	119.35ha
道路美化活動団体数		19団体	26団体
公園美化活動ボランティア団体数		20団体	27団体

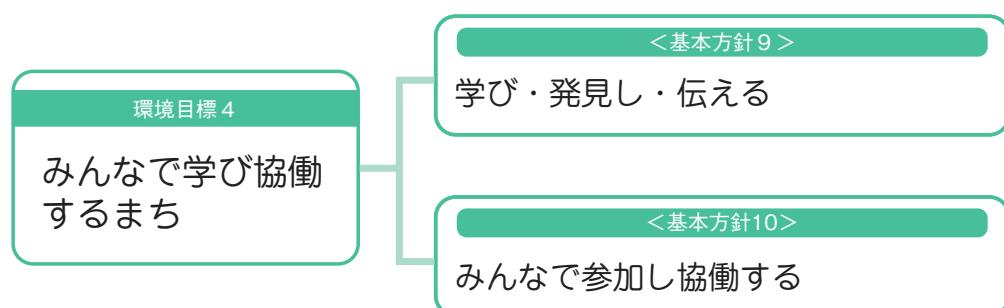


環境目標4：みんなで学び協働するまち

かけがえのない本市の環境を将来の世代へ引き継ぐため、市民一人ひとりが環境について自覚し、正しい知識をもって理解を深める必要があります。そのため、環境保全に取り組む上で中心となる人材の育成、家庭や学校、地域などにおける環境教育や環境学習の推進、環境に関する情報の収集や提供などの充実により、環境意識の向上を図ります。

また、近年の環境問題は複雑化・多様化しており、個人や市が取り組むだけでは解決を図ることが困難となっています。このことから、個人レベルの環境活動への参加はもとより、市民・事業者・市が一体となり、協働による取組を進めるとともに、広域的な連携を推進します。

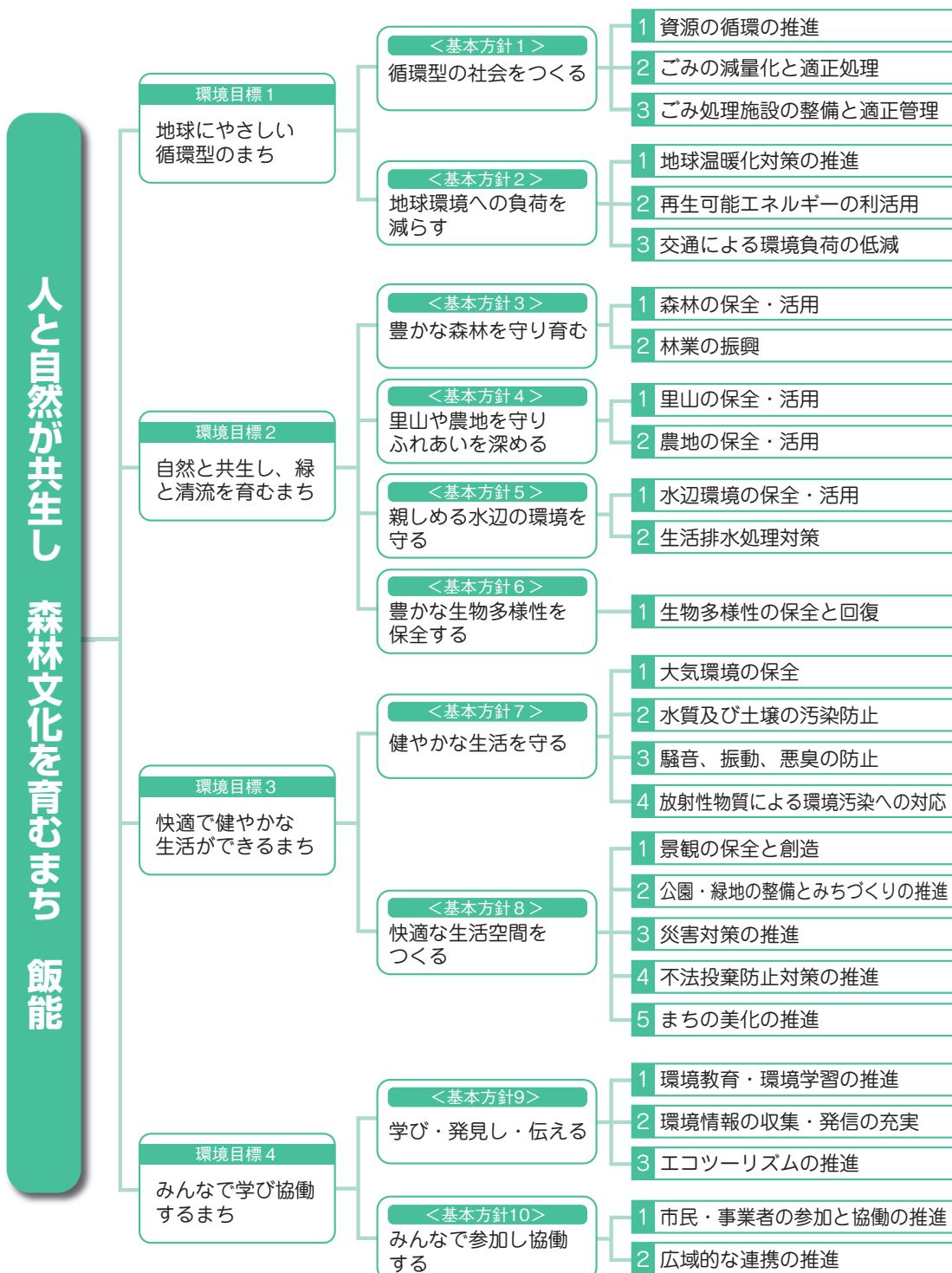
さらに、優れた自然景観や歴史文化資源、水資源をはじめ、農林業、地場産業など、地域の特色ある環境資源を活用し、エコツーリズム*を推進していくとともに、多様な交流が育まれる仕組みづくりを進めていきます。

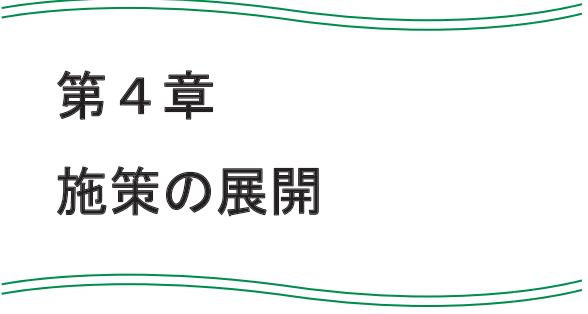


環境指標	平成23年度末現在	平成34年度までの目標
自然や環境に関する講座等の開催件数	年20件	年25件
エコツアーアクション数	年105件	年400件
はんのう市民環境会議会員数 (事業者等を含む)	388人	450人

3 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。





第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

環境目標1：地球にやさしい循環型のまち

<基本方針1>

循環型の社会をつくる

[現状と課題]

廃棄物問題は、豊かで便利な生活を実現するために、私たちが大量生産・大量消費・大量廃棄を行ってきた結果です。今後は、ものを捨てることの難しさを認識し、廃棄物をあまり出さない生産・消費に移行することが求められており、そのためにはライフスタイルの見直しが必要です。

本市では、飯能市ごみ処理基本計画に基づき、ごみ問題の解決に向けた取組を推進し、ごみ減量・リサイクル推進説明会を開催して市民参加によるごみ減量の実践活動を推進しています。

その結果、平成22年度における市民1人1日当たりのごみ排出量は、「埼玉県内的一般廃棄物（ごみ）の排出及び処理の状況（平成22年度実績）」リデュース部門（ごみ排出抑制）で県内（40市中）第4位となっています。また、リサイクル率は同リサイクル部門で第2位という成果を上げることができました。市民のごみ排出に対する理解と協力がこれらの成果につながっています。

本市では、「1人1日20グラムのごみ減量」をテーマにごみの減量化やリサイクルの普及・啓発などに取り組んできましたが、可燃ごみの約3分の1を占める生ごみの減量や資源の有効利用をさらに推進することが求められています。

[施策の考え方]

今後も循環型社会^{*}の実現をめざし、3R^{*}（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））活動をはじめ、グリーン購入^{*}や雨水利用の促進、生ごみの発生抑制の啓発などにより、資源の有効利用やごみ減量化を図ります。また、ごみの処理に関しては、市民や事業者の適正な処理を促進するとともに、ごみ処理施設の建替えや適正な管理を行い、環境への負荷を低減します。

【基本施策】

1 資源の循環の推進

2 ごみの減量化と適正処理

3 ごみ処理施設の整備と適正管理

【用語解説】

3R Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとった言葉であり、循環型社会の形成に向けた基本的な考え方。

グリーン購入 製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること。

1 資源の循環の推進

- ・飯能市ごみ処理基本計画に定めるごみ減量化・資源化の取組を推進します。
- ・下水汚泥、焼却灰等の資源化に取り組みます。
- ・リユース品販売会を実施することで、ものを大切に長く使う生活を推進します。
- ・地域の団体による資源物の回収の取組を支援します。
- ・市民や事業者に対し、グリーン購入^{*}をPRするとともに、庁内においてグリーン購入を優先的に行います。
- ・水は限りある資源であることを認識し、節水を促進するとともに、雑用水における雨水利用を検討します。
- ・不法投棄により回収された資源物の適正処理及び不法投棄の未然防止を強化します。

2 ごみの減量化と適正処理

- ・廃棄物減量等推進員による市民参画制度を通じて、ごみの減量に関する啓発を進め、実践活動の促進を図ります。
- ・市内事業者等と連携してレジ袋削減、マイバック・マイカゴ運動を展開します。
- ・小売店等による包装や容器の簡素化・回収の促進に努めます。
- ・生ごみの水きりや自家処理など減量化運動を推進します。
- ・雑紙^{*}の適正な分別を周知し、可燃ごみの排出量を減らし、リサイクルを一層推進します。
- ・広報紙などを利用し、ごみの適正な分別、集積所への不法投棄の防止などを啓発します。
- ・ごみ処理施設見学会や市民向けの講座等によるごみに関する啓発を推進します。
- ・事業者に対して事業系ごみを適正に排出するよう指導を行います。
- ・ごみの有料化について研究します。
- ・集積所へのごみの排出が困難な高齢者等に対して、戸別収集などの実施について研究します。

3 ごみ処理施設の整備と適正管理

- ・次期ごみ処理施設の建設を進め、ごみ処理に伴う熱エネルギーの有効利用を行います。
- ・現クリーンセンターの適正な維持管理に努め、安全・安心なごみ処理を実施します。

【用語解説】

雑紙 家庭から排出される古紙類のうち、新聞・広告、雑誌、ダンボール、紙パックのいずれの区分にも入らず、かつ、「禁忌品」（きんきひん：食品や洗剤が直接ふれているもの、金銀などの金属加工されているもの、ビニールや紙以外のもので加工されているもの）以外の紙製品のこと。

市の取組

1 資源の循環の推進

番号	取 組 内 容	所 管 課
1-1-1-①	ごみ処理基本計画の推進	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】
1-1-1-②	循環型社会*の構築に向けた廃棄物処理のあり方についての検討	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】
1-1-1-③	廃棄物処理法やリサイクル法に基づいた事業者へのリサイクルの啓発	【契約検査課】 【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】 【建築課】
1-1-1-④	下水汚泥、焼却灰、脱水汚泥の資源としての有効活用	【クリーンセンター】 【下水道課】 【水道工務課】
1-1-1-⑤	リユース品販売会の開催など、不用品再利用の促進	【廃棄物対策課】
1-1-1-⑥	古紙回収など、資源の再利用を進める市民活動の支援	【廃棄物対策課】
1-1-1-⑦	庁内におけるグリーン購入*の推進	【契約検査課】 【教育総務課】 【関係各課】
1-1-1-⑧	市民や事業者に対するグリーン購入の促進	【生活安全課】 【環境緑水課】
1-1-1-⑨	水資源に対する意識の高揚のための節水や雨水利用等の啓発	【環境緑水課】 【水道業務課】 【水道工務課】
1-1-1-⑩	公共施設における雨水利用の検討	【各地区行政センター】 【建築課】 【教育総務課】 【関係各課】

2 ごみの減量化と適正処理

番号	取 組 内 容	所 管 課
1-1-2-①	ごみの減量化に向けた啓発	【廃棄物対策課】
1-1-2-②	マイバッグ・マイかご運動の推進	【商工観光課】 【廃棄物対策課】 【各公民館】

番号	取組内容	所管課
1-1-2-③	小売店等による包装や容器の簡素化・回収の促進	【商工観光課】 【廃棄物対策課】
1-1-2-④	生ごみの減量化に向けた実践活動の促進	【廃棄物対策課】
1-1-2-⑤	生ごみの自家処理の促進	【環境緑水課】 【廃棄物対策課】
1-1-2-⑥	市民に対するごみの適正処理に関する啓発	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】
1-1-2-⑦	ごみ処理施設見学会や自治会・小中学校に出向く講座等によるごみに関する意識啓発の推進	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】
1-1-2-⑧	事業系ごみの適正排出についての指導の実施	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】
1-1-2-⑨	ごみの有料化等についての研究	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】 【地域福祉課】 【生活福祉課】 【障害者福祉課】 【介護福祉課】

3 ごみ処理施設の整備と適正管理

番号	取組内容	所管課
1-1-3-①	ごみ処理施設の建設	【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】
1-1-3-②	ごみ処理に伴う熱エネルギーの有効利用	【廃棄物対策課】
1-1-3-③	ごみ処理における公害発生の防止	【クリーンセンター】

市民の取組例

- ・ごみの分別を徹底します。
- ・生ごみの減量に努めます。
- ・長く使える商品を購入し、必要なものだけを買うように心がけます。
- ・リサイクル活動や資源回収事業に協力します。
- ・リターナブル容器^{*}入り商品や詰替え商品を進んで利用します。
- ・マイバッグ・マイかごを持参し、レジ袋の受取を断るようにします。
- ・生ごみは水分をよく切り、水分の減量に努めます。
- ・食べ物を残さないようにすることで、生ごみの発生抑制に努めます。
- ・買い物した際は、過剰包装を断ります。

事業者の取組例

- ・グリーン購入^{*}に努めます。
- ・マイバッグ等の持参を呼びかけるとともに、過剰包装をしないように努めます。
- ・ごみの減量、分別、再資源化を図ります。
- ・店頭回収品目（資源ごみ）を増やすように努めます。
- ・廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）を遵守します。



【用語解説】

リターナブル容器 中身を消費した後の容器を回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器のこと。

<基本方針2>

地球環境への負荷を減らす

[現状と課題]

私たちのライフスタイルは、石油などの化石燃料の大量消費により、二酸化炭素などの温室効果ガス*を大量に発生させています。現在、問題となっている地球温暖化*は、こうした私たちの日々の活動が大きく関係しており、私たち一人ひとりが温室効果ガス削減に向けて取り組んでいくことが急務となっています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、燃料不足や電力不足が起り、資源やエネルギーの大量消費に依存したライフスタイルのあり方に大きな変革を迫られているといえます。

本市においては、省エネルギー・省資源の啓発、太陽光発電や木質ペレット*などの再生可能エネルギー*の普及・拡大などに取り組んできましたが、温室効果ガス削減に向け、さらなる取組が求められています。

[施策の考え方]

低炭素社会*の実現へ向け、家庭や事業所における省エネルギー・省資源の取組や再生可能エネルギーの利用を推進します。交通に関しては、環境への負荷を低減するため、自転車や公共交通機関の利用を促進するとともに、エコドライブ*の普及・啓発などを進めます。

また、飯能市職員温室効果ガス削減行動計画に基づき、公共施設における省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入、公用車への次世代自動車*導入等の取組を進め、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

【基本施策】

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 地球温暖化対策の推進 | 2 再生可能エネルギーの利活用 |
| 3 交通による環境負荷の低減 | |

【用語解説】

温室効果ガス	太陽により暖められた地表面の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガスのこと。二酸化炭素やメタン等があげられる。
木質ペレット	おが屑やかんな屑などの製材副産物や木質チップ（間伐材・小径木などを10～20mmに破碎したもの）、古紙といった木質系の副産物、廃棄物を粉碎、圧縮し、成形した固形燃料。
低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。

1 地球温暖化対策の推進

- ・公共施設における温室効果ガス*削減に有効な環境マネジメントシステム*の運用を研究します。
- ・地球温暖化*の防止に貢献するため、低炭素社会*づくりに向けた取組を推進します。
- ・ライフスタイルの見直しに関する情報発信、意識啓発を行い、省エネルギー・省資源のライフスタイルを広めます。

2 再生可能エネルギーの利活用

- ・太陽光発電の普及を促進するため、住宅用太陽光発電システム設置補助制度を継続するとともに、公共施設への太陽光発電の設置を推進します。
- ・小水力発電*の研究を行います。
- ・事業者に対し、再生可能エネルギー*設備の設置を働きかけます。
- ・バイオマス*の活用について研究を行います。

3 交通による環境負荷の低減

- ・環境にやさしい次世代自動車*の普及を図ります。
- ・自転車を楽しく気軽に利用するための環境づくりに努めます。
- ・マイカー利用を抑制するため、公共交通機関の維持・確保に努めます。
- ・アイドリングストップ*等のエコドライブ*の普及・啓発に努めます。

【用語解説】

環境マネジメントシステム	組織がその運営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズがある。
小水力発電	水力発電のうち、比較的小規模な発電システムの総称。一般的には、数十kWから数千kW程度の発電規模を持ったシステムが小水力発電と呼ばれている。
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のことをいう。バイオマスの種類としては、木材、生ごみ、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどがある。
アイドリングストップ	自動車が走っていない時(駐停車時)にエンジンを止めて、無駄な燃料消費と排出ガスを抑える取組のこと。

市の取組

1 地球温暖化対策の推進

番号	取組内容	所管課
1-2-1-①	環境マネジメントシステム*運用の研究	【環境緑水課】
1-2-1-②	地球温暖化対策推進法に基づいた全市的な温室効果ガス*削減構想の検討	【環境緑水課】
1-2-1-③	公共施設における省エネルギー・省資源、温室効果ガス削減の推進	【環境緑水課】
1-2-1-④	公共施設における省エネルギー機器の導入	【管財課】 【各地区行政センター】 【建築課】 【教育総務課】 【関係各課】
1-2-1-⑤	公共施設における遮熱・断熱対策の検討	【管財課】 【関係各課】
1-2-1-⑥	公共施設におけるESCO事業*の導入や照明のLED化の研究	【管財課】 【生活安全課】 【関係各課】
1-2-1-⑦	市民・事業者に対する省エネルギー・省資源の意識啓発及び取組の促進	【環境緑水課】

2 再生可能エネルギーの利活用

番号	取組内容	所管課
1-2-2-①	住宅における太陽光発電システム設置の促進	【環境緑水課】
1-2-2-②	公共施設における太陽光発電システム設置の推進	【管財課】 【地区行政センター管理課】 【建築課】 【教育総務課】 【関係各課】
1-2-2-③	小水力発電*の調査・研究	【環境緑水課】
1-2-2-④	事業者への再生可能エネルギー*設備設置の促進	【市街地活性化推進課】 【環境緑水課】

【用語解説】

ESCO事業 Energy Service Company の略称で、省エネルギー支援を行う民間ビジネスのこと。ESCO事業者はエネルギー使用者（顧客）に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る。

番号	取組内容	所管課
1-2-2-⑤	バイオマス*エネルギーの利用の研究	【農林課】 【環境緑水課】
1-2-2-⑥	浄化センターにおける消化ガス発電の研究	【下水道課】
1-2-2-⑦	公共施設におけるペレットストーブなどのバイオマスエネルギー利用の推進	【管財課】 【各地区行政センター】 【建築課】 【教育総務課】 【関係各課】

3 交通による環境負荷の低減

番号	取組内容	所管課
1-2-3-①	次世代自動車*の普及を図るための研究	【環境緑水課】
1-2-3-②	公用車への次世代自動車導入の推進	【管財課】 【関係各課】
1-2-3-③	自転車を利用しやすくするための環境づくり	【生活安全課】 【道路建設課】
1-2-3-④	公共交通機関である鉄道の利便性の向上	【生活安全課】
1-2-3-⑤	バス路線維持確保のための施策の推進	【市民生活部交通政策担当】
1-2-3-⑥	アイドリングストップ*等のエコドライブ*の普及・啓発	【庶務課】 【管財課】 【環境緑水課】

市民の取組例

- ・家電製品を使わない時はコンセントを抜いて待機電力*を節約します。
- ・エネルギー消費量の少ない機器の使用に努めます。
- ・縁のカーテンやよしず等を活用し、快適に過ごす工夫をします。
- ・太陽光・バイオマス*等の再生可能エネルギー*の利用を図ります。
- ・出かける時は、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。
- ・車を買い換える時は、なるべく次世代自動車*を選びます。
- ・アイドリングストップ*等のエコドライブ*を実行します。

事業者の取組例

- ・エネルギー効率の良い設備、機械の導入に努めます。
- ・照明はこまめに消し、電力の使用量削減に努めます。
- ・縁のカーテンやよしず等を活用し、快適に過ごす工夫をします。
- ・太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの利用を図ります。
- ・出かける時は、なるべく徒歩や自転車、公共交通機関を利用します。
- ・車を買い換える時は、なるべく次世代自動車を選びます。
- ・アイドリングストップ等のエコドライブを実行します。



【用語解説】

待機電力 メモリーや液晶表示、リモコンからの指示待ちなど、家電製品を使用していなくてもコンセントにプラグを指しておくだけで消費される電気のこと。

環境目標2：自然と共生し、緑と清流を育むまち

<基本方針3>

豊かな森林を守り育む

[現状と課題]

本市は豊かな自然に恵まれ、市域の76%を森林が占めています。森林は、資源として木材を生産する場のほか、洪水や渇水を緩和し良質な水を育む水源かん養*機能、土砂流出等を防止する土砂災害防止機能、二酸化炭素を吸収・固定・貯蔵する地球環境保全機能、生物種や生態系*を保全する生物多様性*保全機能、行楽やレクリエーションといった保健・レクリエーション機能など、様々な機能を有しています。

こうした森林資源に恵まれた本市においては、飯能市森林整備計画に基づき、森林の循環利用や間伐などの適正な管理を行うとともに、公共施設における西川材の利用や森林に対する理解の促進などを図ってきました。今後も、森林が有する多面的機能を十分発揮できるよう、守り育んでいくことが重要です。

[施策の考え方]

森林の多面的機能*を保全するため、健全な森林の育成・維持管理を進め、針葉樹や広葉樹の特性を生かした森づくりを推進するとともに、森林・林業に対する理解を促進し、市民との協働による森林の保全を進めます。また、林業の振興を図り、地域の木材利用を促進します。

【基本施策】

1 森林の保全・活用

2 林業の振興

【用語解説】

水源かん養	森林の土壤層に雨水を浸透・貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能のこと。
森林の多面的機能	森林の有する生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能/土壤保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能といった様々な機能のこと。

1 森林の保全・活用

- ・地形や森林の機能に応じて、生態系^{*}に配慮した森づくりなどを進め、森林の多面的機能の保全を図ります。
- ・森林の活用を図るため、カーボンオフセット^{*}の研究を進めます。
- ・木質ペレット^{*}等の木質バイオマス^{*}の利用を推進します。
- ・市有林を保全するとともに、森林体験教室などの事業を展開します。
- ・森林所有者に対し、森林整備方法などをわかりやすく普及することにより、効率的な森林整備の実施を図ります。
- ・教育、健康、レクリエーションの場としての森林の利用を推進します。
- ・森林保全や林業に対する理解を深めるため、市民や森林ボランティア等の森林づくり活動を支援します。
- ・森林環境税^{*}の創設に向けた要請を進めます。
- ・県の彩の国みどりの基金の森林整備事業に協力します。

2 林業の振興

- ・林業の基幹である林道などの路網整備を推進します。
- ・林業の経営基盤の整備を進めます。
- ・森林の循環再生のため、西川材の利用拡大をめざします。
- ・公共施設においては、「市有施設の木造化・木質化等に関する指針」に基づき、市民にやすらぎとぬくもりを提供する木造化・木質化を推進します。



整備された森林

【用語解説】

カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まちでできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
木質バイオマス	バイオマスのうち、木材に由来するもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やおが屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
森林環境税	私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林の多面的機能の重要性を踏まえ、森林を住民全体の共有財産として保全・育成し、将来の世代に引き継いでいくための財源として創設が期待されている税。

市の取組

1 森林の保全・活用

番号	取組内容	所管課
2-3-1-①	間伐・枝打ちなどの森林整備	【農林課】
2-3-1-②	針葉樹や広葉樹の特性を生かした森づくりの研究	【農林課】
2-3-1-③	市有林におけるカーボンオフセット*の研究	【農林課】 【環境緑水課】
2-3-1-④	木質ペレット*等の木質バイオマス*の活用促進	【農林課】
2-3-1-⑤	市有林の育成及び維持管理	【農林課】
2-3-1-⑥	市有林などを活用した森林体験教室の開催	【農林課】
2-3-1-⑦	森林所有者に対する森林保全への協力の呼びかけ	【農林課】
2-3-1-⑧	森林の維持管理に対する支援の実施	【農林課】
2-3-1-⑨	森林・林業に対する理解を深める機会の提供	【農林課】 【各公民館】
2-3-1-⑩	森林ボランティア活動の支援	【農林課】
2-3-1-⑪	森林保全活動や林業体験に関する情報の提供	【農林課】
2-3-1-⑫	子どもたちの森林・林業に関する学習や体験の実施	【農林課】 【学校教育課】
2-3-1-⑬	森林・林業に関わる各種組織との連携の強化	【農林課】
2-3-1-⑭	森林環境税*創設の要請	【農林課】
2-3-1-⑮	彩の国みどりの基金の森林整備事業への協力	【農林課】

2 林業の振興

番号	取組内容	所管課
2-3-2-①	林道などの路網整備の推進	【農林課】
2-3-2-②	林業従事者の育成など、林業の生産体制の強化	【農林課】
2-3-2-③	西川材の利用の啓発	【農林課】
2-3-2-④	公共施設等における西川材利用の推進	【管財課】 【商工観光課】 【農林課】 【建築課】 【関係各課】
2-3-2-⑤	西川材を使用した住宅づくりの促進	【農林課】

市民の取組例

- ・森林や林業に対する知識、理解を深めます。
- ・森林ボランティアなど、森林の維持管理活動に参加します。
- ・林業体験や緑化などのイベントに積極的に参加します。
- ・地場産の木材や木質ペレット*などを積極的に利用します。

事業者の取組例

- ・森林保全活動への参加や協力をします。
- ・地場産の木材や木質ペレットなどを積極的に利用します。



<基本方針4>

里山や農地を守りふれあいを深める

[現状と課題]

里山や農地は、人々が長年の生活の中でつくり上げた自然環境であり、うるおいのある美しい田園風景になくてはならないものです。また、多様な生物の生息・生育場所となっています。しかし、近年は、都市化、生活様式の変化から里山が荒廃し、農地も後継者不足などの問題から耕作放棄地が増加して、かつての美しい田園風景が失われつつあります。

その結果、それらの環境に適応した動植物の減少が危惧されています。また、山間部を中心に、野生鳥獣が田畠や人家近くまで出没し、農作物の被害が問題となっています。

本市では、市街地に隣接している天覧山周辺や吾妻峠、飯能河原周辺河岸緑地などを景観緑地や緑のトラスト^{*}保全地として保全を進めており、身近な自然として市民や来訪者から親しまれています。これらは、市民共通のかけがえのない財産として引き続き保全・活用していくことが必要です。

また、市民農園の拡大や農業体験、栽培講習会の開催などによる農地の活用、鳥獣害対策として、放任果樹の撤去、動物との緩衝帯の設置、柵の設置支援のほか、有害鳥獣^{*}の個体数調整を実施していますが、今後は、農地の活用についての対策が求められています。

[施策の考え方]

市民・事業者・市の協働により、景観緑地や緑のトラスト保全地などの里山の保全に取り組み、市民や来訪者の憩いの場や自然とのふれあいの場としての活用を図ります。また、講演会の開催や農業体験などを通して、里山や農業に対する理解を深めるとともに、食の安全をテーマに安全で良質な農産物の地産地消^{*}の推進や担い手の育成に取り組みます。さらに、鳥獣害対策の強化や耕作放棄地の再生・活用を進めます。

【基本施策】

1 里山の保全・活用

2 農地の保全・活用

【用語解説】

有害鳥獣 人畜や農作物などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある鳥獣のこと。ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等があげられる。

地産地消 「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物を地域で消費すること、また、地域で必要とする農林産物を地域で生産すること。

1 里山の保全・活用

- ・飯能市環境保全条例に基づき、景観緑地の指定を進めます。
- ・緑のトラスト*保全地及び連続する河岸緑地の保全を推進します。
- ・市民との協働により里山の再生に取り組み、維持管理の担い手の育成に努めます。
- ・里山の現状や里山管理への理解を深める取組を推進し、市民の里山に対する意識を高めます。
- ・子どもたちが身近な自然の中で遊びを見出せる空間づくりを進めます。

2 農地の保全・活用

- ・農業の担い手を育成し、農業の振興を図ります。
- ・有機農法や低農薬農法など、環境を重視した農業を奨励します。
- ・耕作放棄地対策として、農地再生の取組を推進します。
- ・地元産の農産物を地元で消費する地産地消*を推進するため、学校給食との連携を深めます。
- ・市民農園などの活用により、消費者自身が農産物を作る喜びを実感し、農業への理解を深める取組を推進します。
- ・農作物の被害防止のため、飯能市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣害対策を推進します。

市の取組

1 里山の保全・活用

番号	取組内容	所管課
2-4-1-①	飯能市環境保全条例に基づいた景観緑地の指定	【環境緑水課】
2-4-1-②	景観緑地等の保全の推進	【環境緑水課】
2-4-1-③	緑のトラスト*保全地及び連続する河岸緑地の保全の推進	【環境緑水課】
2-4-1-④	飯能市緑の基金を活用した緑のトラスト公有地化の推進	【環境緑水課】
2-4-1-⑤	市民参加による天覧山周辺の里山再生の取組の推進	【環境緑水課】
2-4-1-⑥	市民・団体・土地所有者との里山保全・活用に向けた懇話会の開催	【環境緑水課】
2-4-1-⑦	ボランティア活動による緑の管理の支援	【環境緑水課】
2-4-1-⑧	自然観察会や農林業体験など、里山に親しむ機会の提供	【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】
2-4-1-⑨	森のようちえん事業の推進	【子ども家庭課】

2 農地の保全・活用

番号	取組内容	所管課
2-4-2-①	農業の担い手の育成	【農林課】
2-4-2-②	農業を応援するボランティア制度創設の検討	【農林課】
2-4-2-③	環境にやさしいエコファーマー*の取組の支援	【農林課】
2-4-2-④	休耕地の活用などによる農地の保全	【農林課】
2-4-2-⑤	市民が利用しやすい耕作放棄地活用システムづくりの研究	【農林課】
2-4-2-⑥	地場産農産物の地域内消費の促進	【農林課】 【子ども家庭課】 【学校教育課】
2-4-2-⑦	農業体験教室の開催	【農林課】
2-4-2-⑧	学校教育における農業体験の推進	【農林課】 【学校教育課】
2-4-2-⑨	市民農園など、市民と連携した農地利用の推進	【農林課】
2-4-2-⑩	農地などにおける鳥獣害対策の実施	【農林課】

【用語解説】

エコファーマー 土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境にやさしい農業に取り組む農業者の愛称。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受ける。

市民の取組例

- ・身近な里山を大切にします。
- ・里山などの自然環境にふれあう機会に参加します。
- ・地元の農産物を優先的に購入します。
- ・農業体験や市民農園を通して農業への理解を深めます。

事業者の取組例

- ・里山保全などのイベントに進んで協力します。
- ・良好な自然を守るため、景観緑地や緑のトラスト^{*}地の保全などに協力します。
- ・地元の農産物を優先的に購入します。
- ・農薬や除草剤、化学肥料の使用量をできるだけ少なくします。
- ・農地等の有効活用に努めます。

<基本方針5>

親しめる水辺の環境を守る

[現状と課題]

入間川、高麗川などの源流を有する本市にとって、清らかな水を守ることは重要な役割となっています。本市では、生活排水による河川の水質汚濁を防止するため、公共下水道の普及や合併処理浄化槽*の設置・維持管理を推進しており、本市の代表的な河川である入間川、高麗川、成木川の水質は概ね良好です。

また、入間川では、夏季の納涼大会などのソフト事業を充実させるとともに、埼玉県の水辺再生100プラン事業により遊歩道やウッドデッキを整備し、市民や来訪者にとって水辺とのふれあいの場となっています。

今後も生活排水処理対策を推進し、良好な環境を守るとともに、市民に親しまれる水辺空間を保全・創出していくことが重要です。

[施策の考え方]

本市のシンボルの一つである清流を将来に引き継いでいくため、親しみのもてる良好な水辺空間を保全するとともに、吾妻峡など身近な水辺を生かし、自然とのふれあいの場づくりを進めます。

生活排水処理に関しては、公共下水道及び合併処理浄化槽による対策を推進するとともに、清流保全に対する意識啓発を図り、市民・事業者・市が一体となった保全活動を進めます。

【基本施策】

1 水辺環境の保全・活用

2 生活排水処理対策

1 水辺環境の保全・活用

- ・河川敷の有効利用を促進するとともに、水辺環境保全のPRや仕組みづくりを推進します。
- ・河川清掃や美化運動などの支援を行うとともに、水質保全の地域リーダーを養成し、市民の水辺環境保全活動を促進します。
- ・川への関心を高め、清流保全に対する意識の高揚を図ります。
- ・子どもたちが身近な水辺にふれあえる空間をつくるため、河川に繁茂するヨシの対策を研究します。
- ・藤田堀の水辺環境を保全するため、現状を改善するための対策を研究します。
- ・河川環境の保全に努め、ホタルの生息できる環境づくりを促進します。

2 生活排水処理対策

- ・公共下水道認可区域*内では、公共下水道整備及び適正な維持管理を行うとともに、整備済区域の未接続世帯に対し、公共下水道への接続を促進します。
- ・公共下水道認可区域外では、合併処理浄化槽*の設置や適切な維持管理の普及・啓発を推進します。

【用語解説】

公共下水道認可区域 公共下水道を設置しようとする時に、あらかじめ事業計画を定め、県の認可を受けた区域のこと。

市の取組

1 水辺環境の保全・活用

番号	取 組 内 容	所 管 課
2-5-1-①	河川敷の有効利用の促進・支援	【市民参加推進課】 【商工観光課】 【都市計画課】
2-5-1-②	水辺環境保全のPRの実施	【商工観光課】 【環境緑水課】
2-5-1-③	河川パトロールや河原利用のルールづくりなど、水辺環境保全の仕組みづくりの推進	【商工観光課】 【環境緑水課】
2-5-1-④	河川清掃など、美化活動の支援	【環境緑水課】
2-5-1-⑤	水質保全推進の地域リーダーの養成及び活動の促進	【環境緑水課】
2-5-1-⑥	水源地域周辺の水質保全と水辺環境保全への協力のPR	【水道業務課】 【水道工務課】
2-5-1-⑦	清流保全ポスター展やエコツアーやの実施などによる、川への関心や清流保全に対する意識の高揚	【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】
2-5-1-⑧	河川におけるヨシ対策の研究	【環境緑水課】
2-5-1-⑨	藤田堀の改善対策の研究	【環境緑水課】 【建設管理課】 【道路建設課】 【都市計画課】 【下水道課】 【土地区画整理事務所】
2-5-1-⑩	ホタルの生息できる環境づくりの促進	【市民参加推進課】 【環境緑水課】

2 生活排水処理対策

番号	取 組 内 容	所 管 課
2-5-2-①	公共下水道の整備及び適正な維持管理の実施	【下水道課】
2-5-2-②	公共下水道整備済地区の未接続世帯への水洗化促進	【下水道課】
2-5-2-③	生活排水処理基本計画及び原市場・名栗清流保全実施計画に基づいた生活排水処理対策の計画的な推進	【環境緑水課】 【下水道課】
2-5-2-④	合併処理浄化槽*の普及、維持管理の促進	【環境緑水課】
2-5-2-⑤	埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会における他市町村との情報交換の実施	【環境緑水課】

市民の取組例

- ・水辺環境保全に関するイベントに参加します。
- ・地域の河川美化活動に参加します。
- ・食物の残りかすや廃油を排水口に流さないようにします。
- ・合成洗剤の使用を減らし、石けんや環境負荷の少ない洗剤の利用に努めます。
- ・ごみを持ち帰り、水を汚さないなど、水辺の保全に努めます。

事業者の取組例

- ・水辺環境保全活動へ参加します。
- ・地域の川や水路の清掃活動に協力します。
- ・水道の水源であることを意識し、清流の保持に努めます。



<基本方針6>

豊かな生物多様性を保全する

[現状と課題]

本市は、原生的な森林や清らかで変化に富んだ河川など多様な自然環境を有しており、それぞれの環境に適応した多様な生物が生息・生育し、国や埼玉県のレッドデータブック*などに掲載されている貴重な種もみられます。しかし、近年では、在来生物の減少や外来生物による生態系*への影響が懸念されており、対策が求められています。

本市においても、市内に生息・生育している生物の調査を実施しているほか、特定外来生物*の駆除を進めています。また、はんのう市民環境会議が中心となり、市民・事業者・市の協働により天覧入谷津田周辺の保全・再生を進め、多様な生物が生息・生育できる環境の保全と創出を図っています。

今後も、生物とそれらを取り巻く自然環境を保全していくことが求められています。

[施策の考え方]

本市の豊かな生物多様性*を保全していくため、生物の生息・生育状況の把握に努めるとともに、市民・事業者との協働による生物の生息・生育空間の保全・創出を推進します。

また、在来生物の生息・生育環境を脅かす特定外来生物への対策を進めます。

【基本施策】

1 生物多様性の保全と回復

【用語解説】

レッドデータブック 絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況などを明らかにするために編集・発行したもの。

特定外来生物 外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された生物。アライグマやコクチバス、オオキンケイギクなどが指定されている。

1 生物多様性の保全と回復

- ・動植物の生息・生育状況に関する情報収集を行い、生態系*の保全と回復を図ります。
- ・生物多様性*に関する環境学習や普及啓発活動を推進します。
- ・生物の生息・生育空間の保全を図るため、生態系に配慮した多自然型工法*の採用を検討します。
- ・地域特有の生態系を保全するため、特定外来生物*の対策を推進します。

市の取組

1 生物多様性の保全と回復

番号	取 組 内 容	所 管 課
2-6-1-①	動植物の生息・生育状況調査の実施	【環境緑水課】 【生涯学習課】
2-6-1-②	貴重な動植物、自然林*の保護の推進	【環境緑水課】 【生涯学習課】
2-6-1-③	生物多様性に関する情報発信	【環境緑水課】
2-6-1-④	学校におけるビオトープ*の活用	【学校教育課】
2-6-1-⑤	公共事業における多自然型工法の採用の推進	【農林課】 【道路建設課】
2-6-1-⑥	特定外来生物の駆除	【農林課】 【環境緑水課】

市民の取組例

- ・生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加します。
- ・貴重な動植物の捕獲や採取はしません。
- ・地域の動植物を大切にします。
- ・地域の生態系を乱さないように外来生物の取扱いに十分注意します。

事業者の取組例

- ・生物多様性の保全の必要性を認識し、保全活動に積極的に参加します。
- ・開発等を行う際には、緑地の確保や、生物の生息・生育環境の保全・創造に十分配慮します。

【用語解説】

多自然型工法 植物・動物などの様々な生態の保全・創出に配慮した工法のこと。瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持などがある。

自然林 森林の造成や保育にほとんど人の手が加わらず、天然に成立した森林。

ビオトープ ドイツ語の「Bio (生物)」と「Tope (場所)」を合成した言葉で、生物の生息空間を意味する。

環境目標3：快適で健やかな生活ができるまち

<基本方針7>

健やかな生活を守る

[現状と課題]

市では、大気や水質、騒音・振動について毎年調査を行っていますが、光化学オキシダント*や騒音などは、一部では環境基準*を超過する状況も見られるため、引き続き監視が必要です。

また、新たな課題として、平成23年3月11日の東日本大震災の影響による原子力発電所の事故に伴い、拡散した放射性物質による環境汚染*について、市民の安全・安心を確保するための対応が求められています。

[施策の考え方]

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、市民生活に重大な影響を及ぼす公害について、継続的に監視を行い、発生の抑止を図ります。また、近年、相談の多い生活型の野焼き、近隣騒音への対策を実施し、市民誰もが快適で健やかな生活を送ることができるよう生活環境の保全・創造を推進します。

原子力発電所の事故に伴う放射性物質による環境汚染について、適切な測定を継続するとともに、その結果を隨時公表し、市民の安全・安心を確保するための取組を推進します。

【基本施策】

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 大気環境の保全 | 2 水質及び土壤の汚染防止 |
| 3 騒音、振動、悪臭の防止 | 4 放射性物質による環境汚染への対応 |

1 大気環境の保全

- ・大気環境調査を実施し、環境状況を把握します。
- ・野外焼却禁止の啓発・指導を行います。
- ・事業活動に伴う大気汚染防止の指導を行います。
- ・アイドリングストップ*の啓発・指導を行います。

2 水質及び土壤の汚染防止

- ・水質及び土壤の調査を実施し、環境状況を把握します。
- ・事業活動に伴う適正な排水処理に関する指導を行います。
- ・有害物質等に関する情報を収集し、提供します。

3 騒音、振動、悪臭の防止

- ・騒音・振動調査を実施し、環境状況を把握します。
- ・事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の防止に関する指導を行います。
- ・近隣騒音防止の啓発を行います。

4 放射性物質による環境汚染への対応

- ・公共施設の空間放射線量を測定します。
- ・食品・水道水中の放射性物質の検査を行います。
- ・公共施設から発生する灰及び汚泥の放射性物質の検査を行います。
- ・放射性物質による環境汚染に関する情報提供を行います。

市の取組

1 大気環境の保全

番号	取組内容	所管課
3-7-1-①	大気環境調査の実施	【環境緑水課】
3-7-1-②	野外焼却禁止の啓発・指導	【環境緑水課】
3-7-1-③	事業活動に伴う大気汚染防止の指導	【環境緑水課】
3-7-1-④	アイドリングストップ*の啓発・指導	【環境緑水課】

2 水質及び土壤の汚染防止

番号	取組内容	所管課
3-7-2-①	水質及び土壤の環境調査の実施	【環境緑水課】
3-7-2-②	河川の水質や生物調査の実施	【環境緑水課】
3-7-2-③	事業活動に伴う適正な排水処理に関する指導	【環境緑水課】
3-7-2-④	有害物質等に関する情報の収集及び提供	【環境緑水課】

3 騒音、振動、悪臭の防止

番号	取組内容	所管課
3-7-3-①	騒音・振動等の調査の実施	【環境緑水課】
3-7-3-②	事業活動に伴う騒音、振動、悪臭の防止に関する指導	【環境緑水課】
3-7-3-③	近隣騒音防止の啓発	【環境緑水課】

4 放射性物質による環境汚染への対応

番号	取組内容	所管課
3-7-4-①	校庭、道路などの公共施設の空間放射線量の測定	【商工観光課】 【地区行政センター管理課】 【農林課】 【環境緑水課】 【クリーンセンター】 【障害者福祉課】 【子ども家庭課】 【建設管理課】 【都市計画課】 【教育総務課】 【学校教育課】
3-7-4-②	食品・水道水中の放射性物質の検査の実施	【農林課】 【環境緑水課】 【子ども家庭課】 【学校教育課】 【水道工務課】
3-7-4-③	ごみ処理施設、し尿処理施設、下水処理場、浄水場から発生する灰及び汚泥の放射性物質の検査の実施	【クリーンセンター】 【下水道課】 【水道工務課】
3-7-4-④	放射性物質による環境汚染に関する情報等の提供	【農林課】 【環境緑水課】 【クリーンセンター】 【下水道課】 【水道工務課】

市民の取組例

- ・構造基準等を満たさない焼却炉は使いません。
- ・家庭ごみなどの野焼きはしません。
- ・楽器、音響機器などを使用する際は、近隣騒音とならないように心がけます。

事業者の取組例

- ・排水や排煙する場合は、法規制を遵守します。
- ・工場排水規制基準を守るだけでなく、水質への負荷をできるだけ小さくするように努めます。
- ・環境への負荷が少ない製品や資材の調達に努めます。
- ・汚染物質は適正に管理・処理します。
- ・化学物質等の情報について、リスクコミュニケーション*を実施します。



【用語解説】

リスクコミュニケーション 化学物質などのリスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。

<基本方針8>

快適な生活空間をつくる

[現状と課題]

本市には豊かな緑のほか、歴史文化資源を含めた良好な景観が数多くあり、飯能市都市計画マスターplanに基づき、景観に配慮したまちづくりを進めています。また、公園や緑地の整備、道路等の緑化を進めており、人々に憩いの場を提供しています。

一方で、不法投棄、ごみのポイ捨て、飯能河原周辺でのごみの置き去り、犬・猫などのペットの飼い方のマナーなどの問題もみられます。これらの対策として、飯能河原でのごみの有料引取り、飯能市環境保全条例における「空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止」、「愛がん動物の管理等」により、ごみのポイ捨て防止や犬・猫などの飼い方についてのマナーアップキャンペーンなどの啓発を行っています。また、空き地の雑草の繁茂などにより周辺環境を損なうことのないように、所有者に適正な管理を指導しています。

誰もが快適に感じる生活空間をつくるため、良好な景観を保全・創造するとともに、美しいまちづくりが求められています。

[施策の考え方]

条例等に基づき、良好な景観を保全するとともに、公園や緑地の整備、道路等の緑化を推進します。また、環境との調和を図りながら、ハイキングコース、遊歩道等の整備を進めるとともに、快適な歩行空間づくりを進めます。

不法投棄やごみのポイ捨て、犬・猫などのペットの飼い方のマナーなどの問題については、監視やパトロールの強化、団体との連携による対策を進めます。

また、空き地等の適正な管理について、指導・啓発を行います。

さらに、市民が安全・安心な生活を送ることができるように、災害対策を推進します。

【基本施策】

- | | |
|------------|---------------------|
| 1 景観の保全と創造 | 2 公園・緑地の整備とみちづくりの推進 |
| 3 災害対策の推進 | 4 不法投棄防止対策の推進 |
| 5 まちの美化の推進 | |

1 景観の保全と創造

- ・景観計画^{*}の策定等による緑地の確保や景観への配慮を行うとともに、違法広告物などを防ぐ環境づくりを進めます。
- ・公共施設の整備・改修にあたっては、周囲の景観に配慮するとともに、西川材の利用を推進し、森林文化都市にふさわしい景観形成を進めます。
- ・巨木や歴史文化資源の保全、花や緑の豊かなまちづくりを進め、良好な景観の保全・活用を図ります。
- ・地区計画や建築協定など市民の自主的ルールづくりを推進し、地域特性にあった景観整備を進めます。
- ・環境保全条例に基づき、自然環境や生活環境に支障のある土砂の埋め立て行為を防止します。
- ・手入れの遅れた森林の整備を進めるとともに、日照改善対策の研究を行います。

2 公園・緑地の整備とみちづくりの推進

- ・市民の憩いと交流の場である公園や散策路などの整備を進めます。
- ・市街地に残された緑を保全するとともに、公共空間や宅地などの緑化を進めます。
- ・歩行者の安全を確保するため、誰もが安心して歩ける歩行空間の整備を推進します。

3 災害対策の推進

- ・災害から市民の生活を守るため、危険箇所の巡視や災害を未然に防ぐための対策を実施します。
- ・一人ひとりが災害時に的確に対応できるよう、災害に関する情報を提供するとともに、自主防災組織との連携を図ります。
- ・大雨による災害を防止するため、雨水浸透施設^{*}の整備などにより、雨水の地下浸透を促進します。
- ・適正に管理されていない空き家に対応し、対策を研究します。

4 不法投棄防止対策の推進

- ・不法投棄防止パトロールを実施し、不法投棄物の早期発見・撤去に努めます。
- ・関係機関と連携し、不法投棄を防ぐ環境づくりを進めます。

5 まちの美化の推進

- ・空き缶や吸い殻などの散乱の防止、空き地等の適正管理や愛がん動物の管理に関する啓発を行い、美しいまちづくりを進めます。
- ・美化活動に関わる団体等を支援し、美化・清掃活動を促進します。
- ・飯能河原などの観光ごみの対策を進めます。

【用語解説】

- 景観計画　景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画で、景観計画の区域、行為の制限に関する事項、景観上重要な建造物等の指定の方針等を定めることとされている。
- 雨水浸透施設　雨水を地中に染み込ませやすくするための施設。雨水を集めて地下に浸透させる「雨水浸透ます」や、路面に降った雨水を地下に浸透させる「透水性舗装」などがある。

市の取組

1 景観の保全と創造

番号	取 組 内 容	所 管 課
3-8-1-①	開発指導要綱等に基づく緑地の確保、景観への配慮についての指導	【都市計画課】
3-8-1-②	景観計画*の策定の検討	【市街地活性化推進課】 【建築課】
3-8-1-③	県条例に基づく捨て看板や違法広告物などに対する指導、撤去	【建設管理課】 【建築課】
3-8-1-④	公共施設の整備・改修における景観への配慮	【商工観光課】 【建築課】 【関係各課】
3-8-1-⑤	遊歩道の案内板、ベンチなどにおける西川材の活用	【商工観光課】 【農林課】
3-8-1-⑥	森林文化都市にふさわしい、地域の景観と調和した道路構造物のデザインの検討	【主要道路整備推進課】 【道路建設課】
3-8-1-⑦	レンゲソウやコスモス、そば等による農村の景観づくりの推進	【農林課】
3-8-1-⑧	山野草の自生地、桜並木、広葉樹林などの景観の保全と活用	【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】
3-8-1-⑨	指定文化財となっている巨木などの保全	【生涯学習課】
3-8-1-⑩	文化財めぐりなど文化財普及事業の実施	【生涯学習課】
3-8-1-⑪	地域にある歴史文化資源の掘り起こしとそれを生かした景観の保全・活用	【郷土館】
3-8-1-⑫	美しい住宅地の形成に向けた地区計画や建築協定、緑地協定*制度の活用の検討	【建築課】 【都市計画課】
3-8-1-⑬	自然環境や生活環境に支障のある土砂の埋め立て行為の防止	【環境緑水課】
3-8-1-⑭	山間地域の日照改善のための研究	【農林課】 【環境緑水課】

【用語解説】

緑地協定 都市緑地法に基づき、地区住民等が街の良好な環境を確保するために緑地の保全や緑化に関して結ぶ協定のこと。

2 公園・緑地の整備とみちづくりの推進

番号	取組内容	所管課
3-8-2-①	公園整備の推進	【都市計画課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-②	公園や緑地などにおける緑の適正な維持管理の実施	【子ども家庭課】 【都市計画課】
3-8-2-③	ボランティア活動による公園、緑地の維持管理の支援	【商工観光課】 【都市計画課】
3-8-2-④	ハイキングコースや散策路の整備・活用	【商工観光課】
3-8-2-⑤	案内板などの有効活用	【商工観光課】 【都市計画課】
3-8-2-⑥	公園や散策路のトイレや休憩所などの整備	【商工観光課】 【都市計画課】
3-8-2-⑦	苗木の配布による緑化の支援	【農林課】
3-8-2-⑧	住宅地などの生け垣等の設置の促進	【建築課】 【都市計画課】
3-8-2-⑨	街路樹の植栽や花いっぱい運動等による道路等の緑化の推進	【道路建設課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-⑩	道路等における放置自転車対策の推進	【生活安全課】 【建設管理課】
3-8-2-⑪	交通事故防止やマナー向上のための交通安全教育の充実	【生活安全課】
3-8-2-⑫	ポケットパーク*等の整備の推進	【道路建設課】 【主要道路整備推進課】 【都市計画課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-⑬	歩道や道路照明灯の整備	【生活安全課】 【商工観光課】 【主要道路整備推進課】 【道路建設課】 【土地区画整理事務所】
3-8-2-⑭	道路上にある電柱等の民地建柱の促進	【建設管理課】

【用語解説】

ポケットパーク 道路わきや街区内の空き地などの小さなスペースの中に、潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。

3 災害対策の推進

番号	取組内容	所管課
3-8-3-①	危険箇所の巡視や災害を未然に防ぐための対策の実施	【危機管理室】 【農林課】 【建設管理課】 【道路建設課】
3-8-3-②	危険箇所や自然災害時の対応、自然災害対策などに関する情報提供や啓発の実施	【危機管理室】
3-8-3-③	自主防災組織との連携	【危機管理室】 【各地区行政センター】
3-8-3-④	透水性舗装など雨水浸透施設*の普及	【主要道路整備推進課】 【道路建設課】 【土地区画整理事務所】
3-8-3-⑤	宅地内の緑化や土壤面を利用した雨水地下浸透の推進	【建築課】 【都市計画課】 【土地区画整理事務所】
3-8-3-⑥	空き家対策の研究	【危機管理室】 【生活安全課】 【建築課】

4 不法投棄防止対策の推進

番号	取組内容	所管課
3-8-4-①	不法投棄パトロールなどによる監視の実施	【農林課】 【環境緑水課】 【廃棄物対策課】 【建設管理課】 【道路建設課】
3-8-4-②	関係機関との連携による山間部、河川等への不法投棄の防止	【廃棄物対策課】

5 まちの美化の推進

番号	取組内容	所管課
3-8-5-①	ごみのポイ捨て防止のマナーの向上及び意識啓発の推進	【環境緑水課】 【廃棄物対策課】
3-8-5-②	空き地等の適正な管理についての指導・啓発	【環境緑水課】
3-8-5-③	犬・猫などのペットの飼い方やマナーに関する啓発	【環境緑水課】 【保健センター】

番号	取組内容	所管課
3-8-5-④	市民清掃デーなど、美化活動の支援	【商工観光課】 【環境緑水課】 【クリーンセンター】
3-8-5-⑤	道路・公園の美化活動に関わる団体の支援	【道路建設課】 【都市計画課】
3-8-5-⑥	観光ごみの持ち帰り運動の継続	【商工観光課】
3-8-5-⑦	飯能河原のごみのポイ捨てに対応するためのごみの有料引取りの支援継続	【商工観光課】

市民の取組例

- ・地域の街並みや景観の保全活動に参加します。
- ・市や地域の緑化イベント等に協力します。
- ・庭木や生け垣、プランターなどにより、宅地の緑化に努めます。
- ・快適な生活環境を守るため、所有地の適正管理を行います。
- ・不法投棄など環境を悪化させる行為を監視します。
- ・地域の清掃活動に進んで参加します。
- ・空き缶やたばこの吸殻など、ごみのポイ捨てはしません。
- ・犬・猫等のペットはマナーを守って飼います。
- ・交通ルールやマナーを守ります。

事業者の取組例

- ・景観に配慮した看板や建物にします。
- ・市や地域の緑化に協力します。
- ・事業所の敷地や庭などへ植栽を行う際は、地域の特性に配慮した樹種を選択します。
- ・快適な生活環境を守るため、所有地の適正管理を行います。
- ・不法投棄など環境を悪化させる行為を監視します。
- ・地域の清掃活動に進んで参加します。
- ・ごみのポイ捨て防止などを徹底します。

環境目標4：みんなで学び協働するまち

<基本方針9>

学び・発見し・伝える

[現状と課題]

本市は、関東平野と秩父山地が接する場所に位置し、市街地周辺の丘陵地から山地までの多様な森林環境や、源流域から中流域までの河川環境を有しており、これらの地域特性を生かした、エコツーリズム^{*}事業を市民と協働で推進しています。平成16年に環境省が進めるエコツーリズム推進モデル地区に指定されてから、地元住民やNPO^{*}等による生物観察などの自然体験や森林管理体験、環境保全体験、農林業体験など地域資源を生かした様々なエコツアーが実施されています。この事業を通じて、市の自然資源の魅力やその重要性を発信するとともに、自然と共存する美しい地域づくりを進め、住民の地域に対する誇りと愛着を育むことで地域の活性化を図り、環境教育の場としても活用しています。

また、環境教育・環境学習については、学校や団体、市が開催する自然観察会や講座、環境保全活動などを推進するとともに、小中学校においては、豊かな森林資源を生かし、学習林を活用した授業を取り入れています。

一人ひとりが環境に対する意識を高め、環境問題の解決に向け主体的に行動できるよう、環境教育・環境学習を推進するとともに、環境に関する情報の収集と発信の充実が求められています。

[施策の考え方]

学校における環境教育への支援を引き続き実施するとともに、子どもから大人、家庭から地域へと広がりのある環境教育・環境学習を推進します。また、環境に関する情報の発信を充実し、環境意識の高揚を図ります。

エコツーリズム事業については、魅力ある質の高いツアープログラムを企画・実施するとともに、情報発信を強化することでツアー参加者の拡大を図り、自然環境の保全・再生、文化の継承を推進します。

【基本施策】

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 環境教育・環境学習の推進 | 2 環境情報の収集・発信の充実 |
| 3 エコツーリズムの推進 | |

【用語解説】

NPO Non Profit Organization の略称で、民間非営利団体を意味する。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

1 環境教育・環境学習の推進

- ・小中学校における環境教育について、各校の特色を生かした環境教育の充実を図ります。
- ・環境に関する講座やイベントなどの開催により、環境に関する学習の場や機会を提供し、環境意識の高揚を図ります。
- ・農林業体験や自然観察会などを実施し、自然とふれあう場や自然を生かした体験の場を提供します。

2 環境情報の収集・発信の充実

- ・市の広報紙やインターネットなど多様な手段を活用し、市の取組や環境に関する情報を発信します。
- ・市民と協働し、市内の魅力ある森林や清流などの自然に関する情報を発信します。

3 エコツーリズムの推進

- ・自然環境の保全・再生、文化の継承を推進するため、魅力ある質の高いツアープログラムを企画・実施します。
- ・エコツアー実施者やエコツアーガイドなど、エコツーリズム*に関わる人材の輪を広げ、支援します。
- ・市内外に積極的に情報発信し、エコツアーの参加者を増やします。

市の取組

1 環境教育・環境学習の推進

番号	取組内容	所管課
4-9-1-①	学校における環境教育の充実	【学校教育課】
4-9-1-②	学習林活用教育の推進	【農林課】 【学校教育課】
4-9-1-③	学校やこどもエコクラブ*等の環境学習の支援	【環境緑水課】
4-9-1-④	環境への理解を深めるための講座等の開催	【環境緑水課】 【生涯学習課】 【各公民館】

【用語解説】

こどもエコクラブ 幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。地域の中で環境に関する学習や活動を自ら的に行う。

番号	取組内容	所管課
4-9-1-⑤	ごみ処理施設等の見学会やイベント開催による環境問題に関する意識啓発の推進	【環境緑水課】 【廃棄物対策課】 【クリーンセンター】 【下水道課】
4-9-1-⑥	農林業体験や自然観察会の実施	【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】
4-9-1-⑦	公園、身近な里山、遊休農地、河川などの自然を生かした体験の場の提供	【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】 【子ども家庭課】 【都市計画課】

2 環境情報の収集・発信の充実

番号	取組内容	所管課
4-9-2-①	環境の現状や市の取組などの公表	【環境緑水課】
4-9-2-②	市の広報紙やホームページなどへの環境に関する情報の掲載	【環境緑水課】
4-9-2-③	市内の良好な自然に関する情報の発信	【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】 【エコツーリズム推進室】
4-9-2-④	下流地域を含めた広域的な地域への森林や清流に関する情報の提供	【農林課】 【環境緑水課】

3 エコツーリズムの推進

番号	取組内容	所管課
4-9-3-①	魅力ある質の高いエコツアーの企画・実施	【エコツーリズム推進室】
4-9-3-②	エコツーリズム*に関わる市民との協働の推進	【エコツーリズム推進室】
4-9-3-③	「エコツーリズムのまち・飯能」の情報発信の強化	【エコツーリズム推進室】

市民の取組例

- ・環境に关心を持ち、環境問題について考えます。
- ・環境問題を考えるセミナーなどに進んで参加します。
- ・次の世代に環境の大切さを伝えます。
- ・自然観察会などに参加し、自然についての知識や理解を深めます。
- ・エコツアーに参加、又はエコツアーを実施するなどし、環境についての知識や理解を深めます。

事業者の取組例

- ・環境教育の場や体験学習の場などの機会を提供します。
- ・事業所内において環境教育を行い、環境に対する意識を高めます。
- ・環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、事業活動に生かします。



小学生の環境学習（田植え）



エコツアー（干し柿づくり）

<基本方針 10>

みんなで参加し協働する

[現状と課題]

環境問題を解決していくためには、市民・事業者・市の主体的・積極的な取組が不可欠となります。これらの取組をより効果的に進めるためには、各主体が相互に連携・協働を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

本市では、環境保全に取り組む市民や事業者、ボランティアグループ等の活動を支援するとともに、はんのう市民環境会議を中心に市民・事業者・市の協働による取組を推進しています。また、所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市で構成する「埼玉県西部地域まちづくり協議会」において、環境に関する施策を協働で進めています。

[施策の考え方]

市民・事業者の環境保全活動への参加拡大を図るとともに、各主体が相互に連携・協力し、一人ひとりの環境保全への取組を地域全体に広げていく仕組みづくりを進めます。

また、広域的な連携を充実させ、環境に関する情報を近隣市町などと共有し、環境保全に取り組みます。

【基本施策】

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 市民・事業者の参加と協働の推進 | 2 広域的な連携の推進 |
|-------------------|-------------|

1 市民・事業者の参加と協働の推進

- ・環境保全に取り組む市民・事業者・団体等のボランティア活動を支援します。
- ・はんのう市民環境会議との協働を推進し、市民・事業者との連携を進めます。
- ・地区別まちづくり計画や山間地域振興計画などに基づいた魅力ある地域づくりを推進します。

2 広域的な連携の推進

- ・環境問題の解決に向け、近隣市町と環境に関する情報を共有し、連携を充実させます。
- ・清流や森林を保全するため、都市住民と山村との交流を促進し、広域的な連携を図ります。

市の取組

1 市民・事業者の参加と協働の推進

番号	取組内容	所管課
4-10-1-①	環境保全に取り組む市民・事業者・団体等のボランティア活動の支援	【市民参加推進課】 【各地区行政センター】 【商工観光課】 【農林課】 【環境緑水課】 【子ども家庭課】 【道路建設課】 【都市計画課】
4-10-1-②	事業者による環境配慮活動の促進	【環境緑水課】
4-10-1-③	市民の研究グループやリーダーの育成の推進	【環境緑水課】
4-10-1-④	はんのう市民環境会議との協働の推進	【環境緑水課】
4-10-1-⑤	地区別まちづくり計画による連携の仕組みづくりの推進	【市民参加推進課】
4-10-1-⑥	地区別まちづくり推進委員会の活動の支援	【市民参加推進課】 【各地区行政センター】
4-10-1-⑦	山間地域振興計画に基づいた、魅力ある地域づくりの促進	【政策企画課】 【各地区行政センター】

2 広域的な連携の推進

番号	取組内容	所管課
4-10-2-①	近隣自治体との環境に関する情報交換の実施	【環境緑水課】
4-10-2-②	清流保全や森林保全についての広域的なPR及び各種保全活動への参加等の呼びかけの実施	【農林課】 【環境緑水課】
4-10-2-③	森づくりにおける都市住民と山村との交流の促進	【農林課】

市民の取組例

- ・市や事業者と連携し、環境保全活動に取り組みます。
- ・市やはんのう市民環境会議等の団体が実施する環境保全活動に参加します。
- ・自分が実践している環境のための取組を周囲の人々に伝え、広げます。

事業者の取組例

- ・市民や団体、市と協働して環境保全活動に取り組みます。
- ・事業者同士のネットワークをつくり、環境のための取組を広げます。



里山再生活動



まちなか清掃活動



第5章

重点プラン及び市民プロジェクト

第5章 重点プラン及び市民プロジェクト

1 重点プラン

環境目標を達成するための施策は前章で示したとおりですが、限られた財源を有効に活用するためにも、その重要性や市民の関心などを勘案し、総合的に取り組むべき重点テーマを取り上げ、テーマに沿って複数の事業を効果的に組み合わせることで、施策を効果的に進めていく必要があります。

このため、市が実施主体となり、当面総合的に取り組むべきテーマを「重点プラン」として設定します。

【重点プラン】

1 再生可能エネルギー活用プラン

2 森林再生プラン

3 里山再生プラン

4 農のある暮らしプラン

5 清流維持・再生プラン

1 再生可能エネルギー活用プラン

私たちは日常生活において、環境へ大きな負荷を与えています。その中でも地球温暖化*問題は国際的な課題であり、日本においては2050年までに温室効果ガス*排出量を現状から80%削減する長期目標を掲げています。

地球規模で深刻な問題となっている温暖化の対策を進めるためには、国や県による広域的な取組だけではなく、市町村など地域から温室効果ガスの排出量の削減を推進する取組が必要です。

こうした中、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、原子力発電所の事故の影響により、電力不足に伴うエネルギー政策の見直しが求められています。今後は、従来の化石燃料を主とするエネルギー政策から、温室効果ガスをほとんど出さない再生可能エネルギー*の導入を検討する必要があります。

このため、本市においても、再生可能エネルギーに関する情報の収集や研究会を設置し、市民・事業者・市が一体となって再生可能エネルギーの導入に向け検討を行うことが必要です。

また、住宅用太陽光発電システム設置補助事業を継続するとともに、市民共同太陽光発電事業や本市の豊かな水資源を生かした小水力発電*などについて研究を行います。

【事業内容】

- ①再生可能エネルギーに関する情報収集や研究会の設置
- ②住宅における太陽光発電システム設置の促進
- ③公共施設における太陽光発電システム設置の推進
- ④小水力発電の調査・研究
- ⑤バイオマス*エネルギーの利用の研究
- ⑥浄化センターにおける消化ガス発電の研究



2 森林再生プラン

豊かな森林に恵まれた本市では、古くから人は森林から多くの恩恵を受け、森林を大切な資源として無駄なく活用してきました。こうした人と森林との関わりが、森林を適切に維持するための役割を果たしてきました。

しかし、近年は、手入れが行われていない暗い森林が増え、森林が荒れています。太陽の光の入らない暗い森林では、草などが生えなくなり、土砂の流出や保水力の低下を招いています。

森林は木材を生産するだけではなく、水源のかん養や土砂流出防止、二酸化炭素吸収、動植物の生息・生育場所などの大切な役割を有しています。さらに近年では、登山や森林浴などによりストレスを緩和し、やすらぎを与える等の健康増進の役割を果たす場としての活用も求められています。

いま一度、人と森林との関わりを取り戻し、こうした豊かな森林の機能を発揮させるためには、市民の森林、林業に対する理解の醸成に努めるとともに、森林整備を進め、森林資源を有効活用するための施策を検討していく必要があります。

また、森林の荒廃や生長による景観や日照等の環境的な問題が起きていることから、森林所有者や関係者と協力し対策を検討する必要があります。

【事業内容】

- ①森林の循環再生のための西川材の利用拡大
- ②公共施設等における西川材利用の推進
- ③間伐・枝打ちなどの森林整備
- ④市有林におけるカーボンオフセット*の研究
- ⑤山間地域の日照改善のための研究
- ⑥針葉樹や広葉樹の特性を生かした森づくりの研究



整備された森林

3 里山再生プラン

かつて、里山は人の暮らしと密接に関わり、人の暮らしに欠くことができなかつた薪や腐葉土などを得る目的で維持管理されてきました。伐採や除伐、下刈りなど人の手が入ることにより、落葉広葉樹が主体となり、多様な動植物が生息・生育し、生物多様性*に富んだ空間となっていました。

ところが、時代の移り変わりとともに人の手が入らなくなつたため、樹木は太く育ち、低木が茂って藪となり、ヨシや雑草が生い茂って鬱そうとした状態となるなど、里山の荒廃が進んでいます。

里山は、都市化する生活の中で、身近な自然とのふれあいの場であり、憩いの場です。また、ハイキングなどのレクリエーションの場としての活用も期待されています。

そこで、このような動植物とふれあえる親しみのある里山を守り育むため、生活と身近な自然とのつながりを取り戻し、生態系*に配慮した里山を再生する取組が求められています。

【事業内容】

- ①飯能市環境保全条例に基づいた景観緑地の指定
- ②動植物の生息・生育状況調査の実施
- ③生物多様性に関する情報の発信
- ④森のようちえん事業の推進
- ⑤市民参加による里山再生の取組の推進
- ⑥ボランティア活動による緑の管理の支援



天覧入り谷津田

4 農のある暮らしプラン

農地は、人々が身近に活用しながら、長い年月をかけてつくり上げてきた貴重な財産であり、また、多様な生物の生息・生育の場としての自然環境です。

しかし、近年は農業従事者の減少や高齢化、後継者不足等で耕作放棄地が増加傾向にあり、また、有害鳥獣*による農作物被害が多く、農家の耕作意欲を奪う原因になっています。農地がいったん耕作放棄地の状態になると、農業生産力の低下、病害虫の発生、有害鳥獣の営巣などを招き、農地としての機能を大きく失ってしまうおそれがあります。

一方で、食の安全性への関心が高まり、退職後に土いじりを楽しんだり、野菜を自家栽培したり、農とふれあう暮らしへの志向が高まっています。自らの手で作物を育て、収穫し、食べるという「農のある暮らし」を身边に感じることは、食や農業に対する理解をより一層深めることになります。

また、地元で採れた農産物を買い求めたり、それらを生かした料理を味わったりすることで、地域の農業を応援することにつながり、より良い生活環境をつくることができます。

そこで、耕作放棄地の活用として、農業者以外の人が農業を体験できる場、また生産者と消費者が農作物生産という共通の話題を通じて交流し、相互理解を深める場として、土いじりの楽しみや野菜や花の育成のきっかけを広く市民に提供していくことが必要となります。

【事業内容】

- ①市民農園など、市民と連携した農地利用の推進
- ②市民が利用しやすい耕作放棄地活用システムづくりの研究
- ③有機農法や低農薬農法など、環境を重視した農業の奨励
- ④地場産農産物の地域内消費の促進
- ⑤農地などにおける鳥獣害対策の実施



田園風景

5 清流維持・再生プラン

本市の河川は、豊かな水の流れと源流から中流域までの変化に富んだ景観を有しており、多様な生物の生息・生育の場となっています。また、流域の人々にうるおいと安らぎを与え、川辺は子どもたちの遊び場となり、釣りの楽しみの場にもなってきました。

しかし、近年、上流域の山林の荒廃やコンクリート護岸工事、局地的な集中豪雨、また、生活スタイルの変化による生活排水の増大など、河川を取り巻く状況は変化してきました。

その結果、水質の悪化、水量の減少、河原にヨシが増殖するなど、水辺空間の環境は悪化し、便利になる暮らしの中で市民の川に対する意識が薄れ、水辺に親しむ機会も少なくなっています。

そこで、水循環*の重要性を啓発し、水質の改善に取り組むとともに、散歩や川遊びなど、市民が親しめる清流と川辺の空間の創出に取り組み、川に対する市民の意識をより身近なものとしていく必要があります。

【事業内容】

- ①合併処理浄化槽*設置の普及、維持管理の促進
- ②河川におけるヨシ対策の研究
- ③緑のトラスト*保全地、景観緑地指定による河岸緑地の保全
- ④藤田堀の改善対策の研究
- ⑤ホタルの生息できる環境づくりの促進



飯能河原周辺河岸緑地

2 市民プロジェクト

環境問題は、大部分が市民一人ひとりの日常生活や事業活動に起因するものです。その解決を図るためにには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自分に何ができるかを考え、家庭や職場などの身近な場で環境に配慮した行動を実践していくことが重要です。

このため、多くの市民の参加が見込め、市民が主体となって行う取組を「市民プロジェクト」として取り上げます。

この市民プロジェクトは、はんのう市民環境会議、飯能市環境衛生推進協議会及び飯能市エコツーリズム*活動市民の会で行っている取組で、市の施策に連動するものです。このようなプロジェクトをより多くの市民皆さんに理解していただき、参加していただければ、環境基本計画実現のための取組も充実したものとなります。多くの市民皆さんや事業者の参加を期待します。

【市民プロジェクト】

- 1 生ごみ処理箱による生ごみの減量運動を展開します。
- 2 節電・省エネルギーのライフスタイルを広めます。
- 3 再生可能エネルギーの研究プロジェクトを進めます。
- 4 森林・里山の再生を推進します。
- 5 ポイ捨て防止・ペットマナー運動を展開します。
- 6 地域の魅力を再発見するため、エコツアーの充実を図ります。

1 生ごみ処理箱による生ごみの減量運動を展開します。

～生ごみの減量に努めよう～

生ごみは、重量比で可燃ごみの約3分の1を占めます。はんのう市民環境会議では、生ごみ処理箱による生ごみを黒土に戻す取組について研究を進めています。こうしたごみの減量化のための取組が市民に広がることが期待されています。

【取組】

- ・生ごみ処理箱を使って、生ごみを黒土に戻す運動を展開します。
- ・ベランダでも使えるように仕組みを考えます。
- ・冬の微生物の活動の弱い時期の対策を研究します。

2 節電・省エネルギーのライフスタイルを広めます。

～ライフスタイルを見直そう～

平成23年3月11日の東日本大震災とそれに続く福島第一原子力発電所の事故の影響による電力不足の懸念から、今までの電気等のエネルギーをふんだんに使った生活スタイルの見直しを求められています。はんのう市民環境会議では、待機電力*の削減やエアコンの適正温度での使用等の節電やゴーヤなどによる緑のカーテンを広める運動を行っています。こうした節電・省エネルギーのライフスタイルが広まることが期待されています。

【取組】

- ・ゴーヤなどによる緑のカーテンを広めます。
- ・緑のカーテンコンクールを実施します。
- ・待機電力の削減やエアコンの適正温度での使用を推奨することなど、節電・省エネルギーのライフスタイルを提案し、広めます。



生ごみ処理箱



緑のカーテン

3 再生可能エネルギーの研究プロジェクトを進めます。

～再生可能エネルギーを暮らしに取り入れよう～

再生可能エネルギー*は、温室効果ガス*をほとんど出さないクリーンエネルギーとして期待されています。はんのう市民環境会議では、小水力発電*、太陽光発電などの再生可能エネルギーの研究を行っています。こうした再生可能エネルギーを身近なところから取り入れる試みが市民の間に広がることが期待されています。

【取組】

- ・家庭での太陽光発電や木質バイオマス*の利用を促進します。
- ・公共施設などの屋根を利用した市民共同太陽光発電事業制度の利用を研究します。
- ・用水路等を利用した小水力発電の研究を行います。

4 森林・里山の再生を推進します。

～森林・里山に親しみ、再生活動に取り組もう～

森林・里山は、様々な生物の生息・生育の場であるとともに、私たちに多くの恵みをもたらします。はんのう市民環境会議では、天覧山谷津の里づくりプロジェクトにより、谷津田をはじめとした里山の再生に取り組んでいます。森林・里山の再生には、市民の皆さんのがこうした活動への参加が必要です。市民の皆さんのが里山再生活動への参加が広まることが期待されています。

【取組】

- ・森林の体験活動に参加します。
- ・森林ボランティア活動を通じて森林や林業への関心を深めます。
- ・天覧山谷津の里づくりプロジェクトを推進します。
- ・中居・中山の桜の森の利活用を推進します。
- ・耕作放棄地の市民農園利用などを検討します。



住宅用太陽光発電システム



天覧山谷津の里づくりプロジェクト

5 ポイ捨て防止・ペットマナー運動を展開します。

～きれいな街をつくろう～

まちをきれいにするためには、環境美化の取組が市民一人ひとりに広がることが必要です。飯能市環境衛生推進協議会では、ごみのポイ捨てや歩きたばこの防止のためにマナーアップキャンペーンを行い、また、犬の飼い主へのマナー啓発活動を行っています。市民の皆さんのかうした運動への参加が期待されています。

【取組】

- ・ペットマナー運動を展開します。
- ・飯能河原のごみの有料引取りを継続します。
- ・ごみのポイ捨てや歩きたばこの防止運動を展開します。
- ・ごみ拾い運動を展開します。
- ・ごみ集積所への適正搬出・清潔化運動を展開します。

6 地域の魅力を再発見するため、エコツアーの充実を図ります。

～エコツーリズムのまち飯能～

エコツーリズム*は、エコツアーを通じて、里地里山の自然環境、そこで営まれてきた暮らしの魅力を再発見し、地域への愛着や誇りを育み、環境に対する意識を高めることを目的としています。飯能市エコツーリズム活動市民の会では、市民の方々がエコツアーのガイドとして活躍をしているところですが、さらに多くの市民の方にエコツアーの実施者、ガイドとなっていただき、また、一人でも多くの人がエコツアーに参加していただくことが期待されています。

【取組】

- ・エコツアーを通じて、里地里山の自然環境、そこで営まれてきた暮らしの魅力を再発見し、地域への愛着や誇りを育み、環境に対する意識の醸成を図ります。



マナーアップキャンペーン



エコツアー（里山お散歩ツアー）



第6章

地域の環境改善に向けて



第6章 地域の環境改善に向けて

本市は、地域ごとにそれぞれ特色のある8つの地区から構成されています。各地区では、地域の特性を生かし、環境に配慮したまちづくりが進められています。

ここでは、各地区の現状と課題を整理し、今後の取組の方向性についてまとめました。

■各地区の概要

地区名	地区の概要
飯能地区	<ul style="list-style-type: none"> ・飯能駅、東飯能駅を中心に市街地を形成している地域です。 ・天覧山や飯能河原など観光資源となる自然を有し、多くの観光客が訪れています。
精明地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市東部に位置し、農地など田園風景が広がる地域です。 ・市役所をはじめとする国、県、市の施設が集積しています。また、土地区画整理事業等による都市基盤整備が進められている地域です。
加治地区	<ul style="list-style-type: none"> ・入間市と接する阿須山（加治丘陵）や入間川河川敷など、豊かな自然が残されています。 ・土地区画整理事業等による都市基盤整備が進められている地域です。
南高麗地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市南西部に位置し、直竹川などの清流や植生豊かな森林を有する地域です。 ・カタクリやイカリソウの群落、モリアオガエルの生息地など、豊かな自然が残されています。
吾野地区	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの森林を有し、高麗川の源流となる地域です。 ・宿場町としての伝統的な街並みを残すとともに、高山不動尊など歴史的な地域資源を有しています。
東吾野地区	<ul style="list-style-type: none"> ・森林、清らかな河川など恵まれた自然環境を有する山村風景のある地域です。 ・高麗川沿いにある、地域資源を生かしたふれあい農園や木工工房など、世代や地域を超えた交流が行われています。
原市場地区	<ul style="list-style-type: none"> ・竹寺や子ノ権現など多くの地域資源を有する豊かな自然があふれる地域です。 ・入間川や中藤川など清流の上流部に位置することから、清流保全地域として指定されています。
名栗地区	<ul style="list-style-type: none"> ・市西部に位置し、入間川の源流となる地域であり、清流保全地域として指定されています。 ・広大な森林とともに、原生的な森林生態系を有するウノ田など多くの自然の観光資源や歴史的な地域資源を有しています。

■飯能地区

町名・大字名

山手町・本町・八幡町・新町・東町・柳町
仲町・稻荷町・南町・飯能・原町・久下
中山・久須美・小瀬戸・大河原・小岩井
永田・栄町・緑町・永田台



【地区の面積及び人口・世帯数】

面 積	1493.9ha
人 口	22,072 人
世 帯 数	9,299 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



多峯主山からの展望



飯能駅前

■地区の現状と課題

- 飯能地区は、飯能駅、東飯能駅を中心とした市街地を形成している一方で、西部には丘陵地が広がり、天覧山や飯能河原などの自然が残されています。
- 商店街などによりにぎわう飯能駅周辺は、電線の地中化や道路のカラー舗装化、街路灯整備などが進められ、中心市街地を形成しています。
- 天覧山や飯能河原一帯は、山林地域と市街地が接する地域であり、自然とふれあえる場として活用することが求められています。
- 平成23年に行った飯能河原でのごみの有料回収では、一定の成果が得られましたが、周辺のごみ集積所への置き去りなどの問題への対策が求められています。
- 一部に不法投棄が見られ、対策が求められています。
- 市街地部については比較的緑が多く、地域の緑化を進めることが求められています。
- 利用者の減少により、路線バスの維持・確保が課題となっています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。
- 地区内には企業向け事業用地があり、環境に配慮した企業の誘致が求められています。

■取り組むべきこと

- 地域に残された緑地や河川を保全・活用する。
 - ・景観緑地の指定や緑のトラスト*保全地の公有地化の推進
 - ・開発における良好な自然環境の保全への配慮
 - ・河岸緑地を活用した散歩みちの整備
 - ・市民による里山再生の推進
- 今ある自然の実態を把握する。
 - ・自然観察会、自然ガイドなど、地域の自然を活用した取組
 - ・市民参加による動植物調査や自然学習などの実施
 - ・地域の環境に詳しい人材の活用
- 河原利用のマナーを向上させる。
 - ・市民・事業者・市の協働による観光地としての緑と清流の保全
- 不法投棄防止対策を進める。
- 市街地を緑化する。
 - ・宅地や事業所などの緑化
 - ・公園などの緑地の維持管理活動への市民参加の検討
- 公共交通を維持・確保するため、利用増進策を検討する。
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 企業誘致の方針に基づき、環境に配慮した企業の誘致を進める。
- 企業に対し、再生可能エネルギー*設備の設置を働きかける。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- 天覧山や飯能河原周辺の道標等の整備
- 飯能河原におけるごみの有料引取り制度の推進
- 飯能河原から吾妻峠までの水辺散策路の設置
- まちづくり推進委員会で設置した案内看板などの整備保守の実施
- 自治会等による清掃活動の実施

■精明地区

大字名

下加治・小久保・宮沢・平松
川崎・下川崎・新光・芦苅場
双柳・青木・中居



【地区の面積及び人口・世帯数】

面 積	1,195.7ha
人 口	16,756 人
世 帯 数	6,767 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



平松のコスモス畑



宮沢湖

■地区の現状と課題

- 精明地区は、緑地や水辺、まとまった農地が広がる地域です。豊かな自然環境や田園風景が残される一方で、住宅地や公共施設、工業地、大型店舗などが混在した地域もあります。
また、土地区画整理事業等による都市基盤整備が進められています。
- 宮沢湖の周辺は、様々な動植物の生息・生育空間であるとともに、環境学習の体験の場や市民の憩いの場となっており、整備が進められています。
- 南小畔川は、地区を代表する川として、散策などに利用されており、水辺に親しめる川づくりが進められていますが、ごみのポイ捨てや雑草の繁茂などへの対策、遊歩道の整備等が課題となっています。
- 道沿いなどを中心に不法投棄が問題となっており、対策が求められています。
- 地区の東部に広がる田園については、市内でもまとまった農地があるのはこの地域だけとなっています。しかし、近年では耕作放棄地が増加しており、市民農園として活用するなどの対策が求められています。
- 周辺には平地林が残され、南小畔川や農業用水等とともに美しい田園風景を形成しており、今後も保全していくことが求められています。
- 住宅地に関しては、農地や工業地と隣接する地区について、住環境との調和が求められています。
- 利用者の減少により、路線バスの維持・確保が課題となっています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。

■取り組むべきこと

- 地域の自然を保全し活用する。
 - ・宮沢湖周辺における自然の保全、環境学習や憩いの場としての活用
 - ・南小畔川等における生物がすみやすい形の多自然型護岸整備
 - ・快適に歩ける道づくり
 - ・ごみのポイ捨て対策の推進
- 土地区画整理事業を推進する。
- 不法投棄防止対策を進める。
- 農地を保全し活用する。
 - ・地場農産物の直売や有機農業の促進
 - ・多様な農業の担い手の育成などによる農業の活性化
 - ・市民農園や景観作物の植栽などによる農地の活用
 - ・農地周辺に残された平地林などの保全方策の検討
 - ・耕作放棄地対策
- 農業や工業などの地域の産業と住環境を調和させる。
 - ・事業活動に対する規制、指導の実施
- 公共交通を維持・確保するため、利用増進策を検討する。
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- 南小畔川のクリーン活動の実施
- コスモスの栽培による花のある地域づくりの推進
- 南小畔川の川辺でのショウブやカキツバタ等の植栽の実施
- 東飯能駅東口駅前通り線への花壇の設置
- 南小畔川におけるホタルの生息できる川づくり
- 桜の森の利活用の推進
- 自治会等による清掃活動の実施

■加治地区

町名・大字名

岩沢・笠縫・川寺・阿須・落合
前ヶ貫・矢廻・征矢町・美杉台



【地区の面積及び人口・世帯数】

面 積	837.1ha
人 口	25,936 人
世 帯 数	10,106 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



入間川の遊歩道



あけぼの子どもの森公園

■地区の現状と課題

- 市東南部に位置する加治地区は、南に阿須山（加治丘陵）が広がり、入間川や成木川が流れなど、多くの自然が残された地域です。丘陵部にある美杉台地区では、近年人口が増加しています。また、土地区画整理事業等による都市基盤整備が進められています。
- 入間川沿いには阿須、岩沢運動公園やあけばの子どもの森公園などが整備されており、自然の中でのレクリエーションが楽しめる地域となっています。
- 地区内には、湧水池も残されており、身近な水辺環境を有しています。
- カワセミなどの多くの生物がみられますか、河川の水量の減少やコンクリート護岸などにより、水辺の豊かさが失われてきています。
- 一部に不法投棄が見られ、対策が求められています。
- 河川敷でのヨシの繁茂により、川とのふれあいが減少しています。
- 河原などの利用者のマナーが問題となっており、ごみの放置や夜間の花火の音等への対策が求められています。
- 藤田堀の水辺環境の保全が求められています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。

■取り組むべきこと

- 丘陵の自然を保全し、自然とのふれあいの場として活用する。
 - ・自然に親しむ遊び場としての活用
 - ・自然観察会などの機会づくり
 - ・森のようちえん事業の推進
- 土地区画整理事業を推進する。
- 河川や湧水池などの水辺環境を保全し活用する。
 - ・水質保全対策の推進
 - ・生物がすめる水辺環境の保全・創造の推進
 - ・レクリエーションの場としての活用
- 不法投棄防止対策を進める。
- 河川におけるヨシ対策の研究を行う。
- 河原利用のマナーを向上させる。
 - ・ごみのポイ捨て対策の推進
 - ・利用者へのPR
- 良好な住環境を保全する。
 - ・静穏な住環境の保全に対する市民の意識啓発
 - ・地域のコミュニケーションづくり
 - ・藤田堀の現状の改善
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- 入間川での水生生物及び野鳥の観察会の実施
- 地域の方々によるさくらの維持・管理
- あいわ広場の利活用
- 真善美の小径の整備
- 散策路の整備
- 自治会等による清掃活動の実施

■南高麗地区

大字名

岩渕・下畑・上畑・苅生・下直竹
上直竹下分・上直竹上分



【地区的面積及び人口・世帯数】

面 積	1,487.3ha
人 口	2,402 人
世 帯 数	907 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



モリアオガエル



滝の入タブの木
(県指定天然記念物)

■地区の現状と課題

- 市の南部に東西に広がる南高麗地区は、成木川、直竹川、苅生川の清流に恵まれ、森林が広がる緑の多い地区で、植林によるスギ、ヒノキだけでなく、カシやカエデ、コナラなど多種多様な植生を持っています。
- 緑の多い地区ですが、林業の厳しい経営環境などにより、十分な手入れができないなど維持管理が不足している森林が増えつつあります。保水力の維持や土砂災害防止の観点から、森林の適切な維持管理や広葉樹への転換が求められています。
- 地区内には、カタクリ、イカリソウの自生地やモリアオガエルの生息地などがあり、こうした生物の生息地を保全していくことも求められています。
- 生活排水処理対策のために合併処理浄化槽*の普及が進められていますが、単独処理浄化槽などの世帯もみられます。
- 林道沿いなど山間部を中心に不法投棄が問題となっており、対策が求められています。
- 幹線道路沿いの歩行者の安全性の問題があり、対策が求められています。
- 利用者の減少により、路線バスの維持・確保が課題となっています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。
- 大雨時の土砂崩れなど、自然災害への対応が求められています。
- サルやイノシシ、シカなどが、人里や農地まで侵入し作物などを荒らす被害が増えており、さらにクマの出没も確認されています。

■取り組むべきこと

- 森林を保全する。
 - ・林業の基盤整備や生産体制の強化などによる林業の振興、西川材のPR
 - ・森林や林業に対する理解を深めてもらうための森林体験教室等の実施・協力
 - ・森林の多面的機能*を重視した森林保全
- 自然環境を保全し、地域の自然に親しむ。
 - ・カタクリやモリアオガエルなどの貴重な生物への配慮
 - ・生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置の促進と水質保全に対する意識啓発
 - ・地域の子どもたちが遊べる親水空間づくり
- 不法投棄防止対策を進める。
- 人と環境に配慮した交通網をつくる。
 - ・安心して歩ける道づくりの推進
- 公共交通を維持・確保するため、利用増進策を検討する。
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 自然災害への対応を推進する。
 - ・自主防災組織など自然災害に備えた体制の整備
 - ・土砂災害に対する防災訓練の実施
- 鳥獣害対策を推進する。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- ホームページの作成など、南高麗の情報発信源としての活動の実施
- 地区住民の交流の場づくりの実施
- 南高麗全域を対象としたハイキングコースの整備
- 小中学生との農業体験学習の実施及び小中学校や福祉センターへの農作物の提供
- 自治会等による清掃活動の実施

■吾野地区

大字名
坂石町分・坂石・吾野・上長沢
高山・北川・坂元・南川

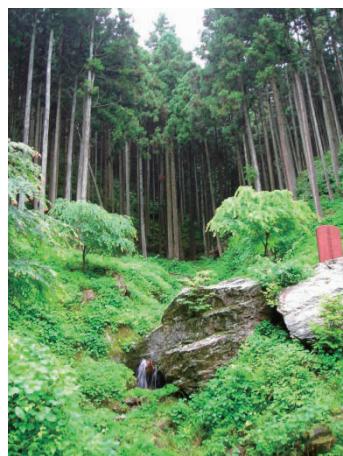


【地区的面積及び人口・世帯数】

面 積	3,460.0ha
人 口	2,411 人
世 带 数	1,030 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



高麗川の源流



東郷公園のもみじ

■地区の現状と課題

- 地区の9割以上を森林が占める吾野地区は、幹線道路や山間部に点在する集落から形成され、山村の風景が広がっています。
- 多くがスギ、ヒノキなどの森林が占める地区ですが、林業の厳しい経営環境などにより、十分な手入れができないなど維持管理が不足している森林が増えつつあります。保水力の維持や土砂災害防止の観点から、森林の適切な維持管理や広葉樹への転換が求められています。
- 高麗川の源流を有しており、近年ではホタルが生息するなど、清流対策の効果がみられます。
- 生活排水処理対策のために合併処理浄化槽*の普及が進められていますが、単独処理浄化槽などの世帯もみられます。
- 河川敷でのヨシの繁茂により、川とのふれあいが減少しています。
- 伝統的なたたずまいを残す街並みや高山不動尊などの地域の資源が数多くあり、それらをめぐるハイキングコースが整備されています。多くの行楽客が訪れていますが、マナー向上により、ハイキングコース上のごみは減少しています。
- 林道沿いなど山間部を中心に不法投棄が問題となっており、対策が求められています。
- 自動車などを利用できない子どもや高齢者などの地域内の交通手段の確保が求められています。
- 地域の幹線道路である国道299号は、交通量の増加に伴い、大型車両による騒音や排気ガス、深夜の暴走行為が問題となっており、対策が求められています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。
- 大雨時の土砂崩れなど、自然災害への対応が求められています。
- サルやイノシシ、シカなどが、人里や農地まで侵入し作物などを荒らす被害が増えています。

■取り組むべきこと

- 森林を保全する。
 - ・林業の基盤整備や生産体制の強化などによる林業の振興、西川材のPR
 - ・森林や林業に対する理解を深めてもらうための森林体験教室等の実施・協力
 - ・森林の多面的機能*を重視した森林保全
- 清流保全を進める。
 - ・生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置の促進と水質保全に対する意識啓発
 - ・源流部としての積極的な取組を下流地域にPR
- 河川におけるヨシ対策の研究を行う。
- 伝統的な街並みを保全する。
- 不法投棄防止対策を進める。
- 幹線道路における騒音対策を進める。
 - ・関係機関と連携した取組の推進
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 自然災害への対応を推進する。
 - ・自主防災組織など自然災害に備えた体制の整備
 - ・土砂災害に対する防災訓練の実施
- 鳥獣害対策を推進する。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- ハイキングコース脇の間伐、枝打ちの実施及び案内板の設置
- 魅力ある花いっぱい吾野道づくり事業の実施
- 地元の食材や木材を利用した品物の開発
- 高麗川源流保全事業の実施及び自然観察路の整備
- 中学生の自然体験学習の場の提供
- 自治会等による清掃活動の実施

■東吾野地区

大字名
白子・平戸・虎秀・井上・長沢



【地区の面積及び人口・世帯数】

面 積	2,001.1ha
人 口	2,189 人
世 帯 数	834 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



福德寺阿弥陀堂（国指定重要文化財）



ふれあい農園下流の高麗川

■地区の現状と課題

- 東吾野地区は、山間に高麗川が流れ、その川沿いに国道や鉄道がはしり、集落が形成されています。ふれあい農園や西川材を使った木工工房などの地域資源があり、地域の文化を体験することができます。
- 多くがスギ、ヒノキなどの森林が占める地区ですが、林業の厳しい経営環境などにより、十分な手入れができないなど維持管理が不足している森林が増えつつあります。保水力の維持や土砂災害防止の観点から、森林の適切な維持管理や広葉樹への転換が求められています。
- 生活排水処理対策のために合併処理浄化槽*の普及が進められていますが、単独処理浄化槽などの世帯もみられます。
- 河川敷でのヨシの繁茂により、川とのふれあいが減少しています。
- 地域を流れる高麗川は、水量の減少や河川のコンクリート護岸などにより水辺環境が変化しています。また、地域で河川清掃活動を行っていますが、行楽客によるポイ捨てやバーベキューごみの置き去り問題があり、行楽客に対する意識啓発が必要です。
- 林道沿いなど山間部を中心に不法投棄が問題となっており、対策が求められています。
- 自動車等を利用できない子どもや高齢者などの地域内の交通手段の確保が求められています。
- 地域の幹線道路である国道299号は、交通量の増加に伴い、大型車両による騒音や排気ガス、深夜の暴走行為が問題となっており、対策が求められています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。
- 大雨時の土砂崩れなど、自然災害への対応が求められています。
- サルやイノシシ、シカなどが、人里や農地まで侵入し作物などを荒らす被害が増えています。

■取り組むべきこと

- 森林を保全する。
 - ・林業の基盤整備や生産体制の強化などによる林業の振興、西川材のPR
 - ・森林や林業に対する理解を深めてもらうための森林体験教室等の実施・協力
 - ・森林の多面的機能*を重視した森林保全
- 河川環境を保全する。
 - ・生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置の促進と水質保全に対する意識啓発
 - ・河川整備における生物の生息・生育環境への十分な配慮
- 河川におけるヨシ対策の研究を行う。
- 不法投棄防止対策を進める。
- 幹線道路における騒音対策を行う。
 - ・関係機関と連携した取組の推進
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 自然災害への対応を推進する。
 - ・自主防災組織など自然災害に備えた体制の整備
 - ・土砂災害に対する防災訓練の実施
- 鳥獣害対策を推進する。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- 地域の情報を発信する「おらがんち」の発行
- 飯能市ホームページへの活動情報の掲載
- 地元食材を用いた食文化の伝承
- 文化遺産の講演会の開催
- 東吾野文化遺産条約に基づく活動
- 自治会等による清掃活動の実施

■原市場地区

大字名

原市場・下赤工・上赤工・赤沢・唐竹

中藤下郷・中藤中郷・中藤上郷・南



【地区の面積及び人口・世帯数】

面 積	2,986.9ha
人 口	8,440 人
世 帯 数	3,218 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



水明橋上流の入間川



子の権現

■地区の現状と課題

- 原市場地区は、森林が多く、入間川や中藤川などの清流を有する地域です。幹線道路沿線の集落や傾斜地に、部分的な宅地開発がみられます。
- 多くがスギ、ヒノキなどの森林が占める地区ですが、林業の厳しい経営環境などにより、十分な手入れができないなど維持管理が不足している森林が増えつつあります。保水力の維持や土砂災害防止の観点から、森林の適切な維持管理や広葉樹への転換が求められています。
- 生活排水処理対策のために合併処理浄化槽*の普及が進められていますが、単独処理浄化槽などの世帯もみられます。
- 入間川の上流地域として、また、市民の飲料水の取水施設もあることから、生活排水処理など清流の保全に特に力が入れられています。しかし、行楽客がごみを捨てていくなどの問題もあります。
- ホタルの里づくりや花のあるまちづくりなど、地域独自のまちづくりが進められている一方で、子の権現や竹寺などの数多くの地域資源を活用したまちづくりも課題となっています。
- 河川敷でのヨシの繁茂により、川とのふれあいが減少しています。
- 林道沿いなど山間部を中心に不法投棄が問題となっており、対策が求められています。
- 利用者の減少により、路線バスの維持・確保が課題となっています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。
- 大雨時の土砂崩れなど、自然災害への対応が求められています。
- サルやイノシシ、シカなどが、人里や農地まで侵入し作物などを荒らす被害が増えています。

■取り組むべきこと

- 森林を保全する。
 - ・林業の基盤整備や生産体制の強化などによる林業の振興、西川材のPR
 - ・森林や林業に対する理解を深めてもらうための森林体験教室等の実施・協力
 - ・森林の多面的機能*を重視した森林保全
- 水道水源や豊かな水辺空間として清流を保全する。
 - ・生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置の促進と水質保全に対する意識啓発
 - ・「ホタル」をキーワードにした取組の充実
- 河川におけるヨシ対策の研究を行う。
- 不法投棄防止対策を進める。
- 公共交通を維持・確保するため、利用増進策を検討する。
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 自然災害への対応を推進する。
 - ・自主防災組織など自然災害に備えた体制の整備
 - ・土砂災害に対する防災訓練の実施
- 鳥獣害対策を推進する。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- 四季を感じる歩こう会の実施
- ホタルの鑑賞会やカワニナの飼育及び放流等、「蛍の里づくり事業」の実施
- 原市場いきいき広場管理事業の実施
- 歩道沿いなどへ草花や花木を植栽・管理する花のあるまちづくり事業の実施
- 木の文化を伝える教材づくり事業の実施
- 自治会等による清掃活動の実施

■名栗地区

大字名
下名栗・上名栗



【地区の面積及び人口・世帯数】

面 積	5,856.0ha
人 口	2,216 人
世 帯 数	938 世帯

※資料：統計はんのう

※人口、世帯数は、平成 24 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳及び外国人登録



弁天河原



ブナの原生林（ウノ田）

■地区の現状と課題

- 名栗地区は、面積の94%が山林であり、幹線道路沿線や山間部に集落が点在しています。
- 多くがスギ、ヒノキなどの森林が占める地区ですが、林業の厳しい経営環境などにより、十分な手入れができないなど維持管理が不足している森林が増えつつあります。保水力の維持や土砂災害防止の観点から、森林の適切な維持管理や広葉樹への転換が求められています。
- 入間川の源流域であり、河川の上流地域として清流を保全していくことが求められています。
- 生活排水処理対策のために合併処理浄化槽*の普及が進められていますが、単独処理浄化槽などの世帯もみられます。
- 河川敷でのヨシの繁茂により、川とのふれあいが減少しています。
- 棒の嶺やさわらびの湯などの地域資源を有しているため、多くの行楽客が訪れていましたが、マナー向上により、ハイキングコース上のごみは減少しています。
- 林道沿いなど山間部を中心に不法投棄が問題となっており、対策が求められています。
- 地域の幹線道路では、交通量の増加に伴い、大型車両による騒音や排気ガス、深夜の暴走行為が問題となっており、対策が求められています。
- 利用者の減少により、路線バスの維持・確保が課題となっています。
- ペットの飼い方などの問題があり、マナー向上の啓発が必要です。
- 大雨時の土砂崩れなど、自然災害への対応が求められています。
- サルやイノシシ、シカなどが、人里や農地まで侵入し作物などを荒らす被害が増えています。

■取り組むべきこと

- 森林を保全する。
 - ・林業の基盤整備や生産体制の強化などによる林業の振興、西川材のPR
 - ・森林や林業に対する理解を深めてもらうための森林体験教室等の実施・協力
 - ・森林の多面的機能*を重視した森林保全
- 源流部として清流保全を進める。
 - ・生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置の促進と水質保全に対する意識啓発
 - ・良好な自然が残された源流部の沢の保全
- 河川におけるヨシ対策の研究を行う。
- 不法投棄防止対策を進める。
- 幹線道路における騒音対策を行う。
 - ・関係機関と連携した取組の推進
- 公共交通を維持・確保するため、利用増進策を検討する。
- ペットの飼い方のマナーを向上させる。
- 自然災害への対応を推進する。
 - ・自主防災組織など自然災害に備えた体制の整備
 - ・土砂災害に対する防災訓練の実施
- 鳥獣害対策を推進する。
- 環境のための取組を推進する。

■地区で行われている環境を良くするための取組

- 花木による景観づくりの実施
- ハイキングコースの整備及び散策コースへのベンチの設置
- 通学路へ西川材を活用した花壇を設置するなど、西川材を生かした地域づくりの実施
- 針葉樹や広葉樹の特性を生かした環境整備や森林体験イベントの実施
- 水生生物の観察や保護の実施
- ホタルの鑑賞会やカワニナの飼育及び放流等の実施
- 自治会等による清掃活動の実施



第7章

計画の推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

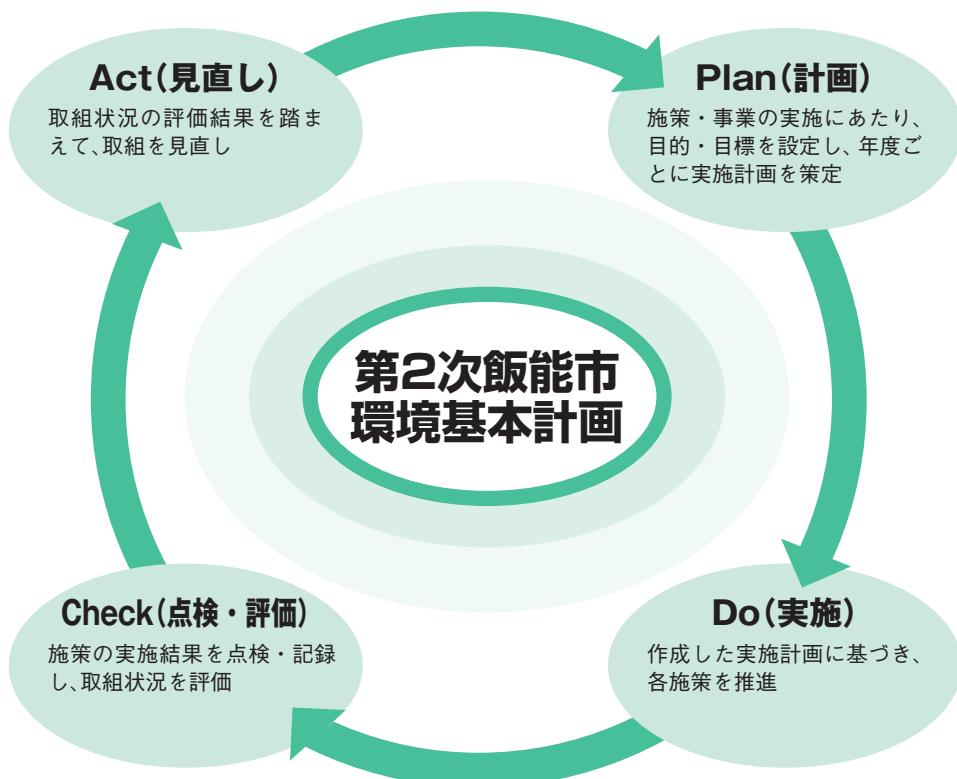
本計画を具体的かつ効果的に推進していくためには、市はもとより市民・事業者の主体的な参加と実践が必要不可欠です。めざす環境像を実現するため、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して施策に取り組みます。

なお、広域的な取組を必要とする施策の実施にあたっては、国、県や近隣市町、団体など協力してその推進に努めます。

本計画の環境指標の達成状況や各施策の実施状況等は、「飯能市環境基本計画年次報告書」としてまとめ、飯能市環境審議会に報告し、公表します。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、環境マネジメントシステム*を活用し、計画(Plan)、実施(Do)、点検・評価(Check)、見直し(Act)を繰り返し行うPDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。





資 料 編



1 第1次飯能市環境基本計画の評価

(1) 環境目標1 恵み豊かな自然を伝えゆくまち

西川材を活用した公共施設数、緑のトラスト^{*}公有地化面積、自然体験教室の講座数、市民農園の整備数については、平成23年度末において目標値を達成しています。

景観緑地指定面積、河川清掃の実施団体数については、目標値を達成しておらず、さらなる取組が求められています。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時 (平成13年度)	現況値 (平成23年度)
西川材を活用した公共施設数	40施設	11施設	62施設
緑地			
景観緑地指定面積	126ha	49.3ha	99.1ha
緑のトラスト公有地化面積	2.2ha	1.9ha	2.4ha
河川清掃の実施団体数	100団体以上	80団体	98団体
自然体験教室の講座数	5講座	1講座	11講座
市民農園の整備数	4か所	2か所	4か所

他の施策の評価としては、平成24年度までの目標として、「検討」を行う事業1事業、「事業着手」する事業9事業、「事業継続」する事業43事業を設定しています。

検討事業としていた、湧水を活用した水辺の整備に関しては、引き続き検討します。

着手事業については、環境基本条例や環境保全条例など各種条例の整備を進めたほか、景観緑地の保全・活用や市民の森づくりなどの事業を推進していますが、針葉樹や広葉樹の特性を生かした森づくりなどは継続した取組が必要となっています。また、緑の基本計画の策定については未着手ですが、中心市街地活性化基本計画におけるポケットパーク^{*}の整備や区画整理事業による公園整備等を進めており、今後は現行の計画・事業に沿った緑地保全・整備が求められています。

継続事業については、関係機関との連携のもと、概ね目標を達成しています。

(2) 環境目標2 自然と人が共に生きるやすらぎのあるまち

市内の公園、緑地の供用面積は、平成23年度末において既に目標値を達成しています。

河川の水質状況、道路交通騒音レベル、道路交通振動レベル、ダイオキシン類*濃度については、概ね目標値を満たしていますが、大腸菌群数*、夜間の道路交通騒音レベルは一部未達成箇所がありました。

また、大気汚染物質の二酸化窒素*濃度、光化学オキシダント*濃度に関しては目標を達成しておらず、引き続き監視を行い、公害防止の取組を進めが必要です。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時(平成13年度)	現況値(平成23年度)
市内の公園、緑地の供用面積 (都市計画区域内)	66ha	44.44ha	80.39ha
大気汚染物質濃度			
二酸化窒素濃度 (1時間値の最高値)	環境基準*0.04ppm 以下	0.063ppm	0.052ppm
光化学オキシダント濃度 (1時間値が0.06ppmを超えた日数)	0日	112日	103日
浮遊粒子状物質*濃度 (1時間値の最高値)	環境基準 0.20mg/m ³ 以下	0.137mg/m ³	0.142mg/m ³
河川の水質状況(市内3河川10か所で測定:値は各測定地点の平均値) ※当初策定時は7か所で測定			
pH* (水素イオン濃度)	環境基準(A類型) 6.5~8.5	7.6~8.2	7.5~8.0
BOD* (生物化学的酸素要求量)	環境基準(A類型) 2mg/l以下	0.5~1.3mg/l	0.5~2.7mg/l
DO* (溶存酸素量)	環境基準(A類型) 7.5mg/l以上	10.2~12.4mg/l	9.8~11.3mg/l
SS* (浮遊物質量)	環境基準(A類型) 25mg/l以下	1~2mg/l	1~3mg/l
大腸菌群数	環境基準(A類型) 1,000MPN/100ml 以下	7,100~16,000 MPN/100ml	1,500~11,000 MPN/100ml
道路交通騒音レベル(市内10か所で測定) ※当初策定時は8か所で測定			
昼間	環境基準70dB以下	68~72dB	65~71dB
夜間	環境基準65dB以下	64~69dB	58~69dB
道路交通振動レベル(市内3か所で測定)			
昼間	要請限度65dB以下	34~42dB	37~40dB
夜間	要請限度60dB以下	32~39dB	31~34dB
ダイオキシン類濃度(大気は市内9か所、土壤は市内5か所で測定) ※当初策定時の大気は8か所で測定			
大気	環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	0.068~0.17 pg-TEQ/m ³	0.0085~0.022 pg-TEQ/m ³
土壤	環境基準 1000pg-TEQ/g以下	0.092~13 pg-TEQ/g	0.038~1.4 pg-TEQ/g

他の施策の評価としては、平成 24 年度までの目標として、「事業着手」する事業 13 事業、「事業継続」する事業 40 事業を設定しています。

着手事業については、緑の保全、ポケットパーク*の整備などの事業は 目標を達成しましたが、景観計画*の策定については、検討段階となっています。また、屋外広告物等についてのガイドラインの作成については未着手ですが、埼玉県屋外広告物条例により屋外広告物許可制度の周知・指導を行っています。

継続事業に関しては、景観の保全、美化活動の支援、監視体制の充実、災害対策やマナーアップなどの取組を推進しています。



(3) 環境目標3 循環の環を広げ環境にやさしいまち

一般廃棄物排出量、資源化率、雨水利用を行っている公共施設数については、平成23年度末において目標値を達成しています。

太陽光発電を利用した公共施設については、現在のところありませんが、新図書館及び総合保育施設の建設にあたり、太陽光発電システムを設計に盛り込んでいます。

公共下水道普及率、合併処理浄化槽*設置補助件数については、目標値を満たしておらず、一層の取組が必要となっています。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時 (平成13年度)	現況値 (平成23年度)
一般廃棄物排出量	25,500t以下	28,008t	24,089t
資源化率(有用資源物量／全処理量)	30%	18.7%	33.6%
太陽光発電を利用した公共施設数	1か所以上	—	—
雨水利用を行っている公共施設数	当初値よりも増やす	1か所	2か所
公共下水道普及率	73%	54.4%	63.9%
合併処理浄化槽設置補助件数(累計)	2,400基	1,175基	2,294基

他の施策の評価としては、平成24年度までの目標として、「検討」を行う事業1事業、「事業着手」する事業3事業、「事業継続」する事業42事業を設定しています。

検討事業としていた自転車駐車場については、駐車場の整備や整理員等の配置を行いました。

着手事業については、水源地域周辺の環境保全や事業者のリサイクル促進に取り組みました。地球温暖化*防止に向けた総合的な取組では、職員温室効果ガス削減行動計画を策定しましたが、地域全体の温室効果ガス*削減に向け、さらなる取組が求められています。

継続事業については概ね順調に実施されており、特に、ごみに関する事業はその効果も表れてきています。



(4) 環境目標4 より良い環境のために行動するまち

環境に関する講座の開催件数、庁用車への低公害車導入数については、平成23年度末時点で目標値を達成しています。

はんのう市民環境会議会員数については概ね増加しており、目標を達成していますが、こどもエコクラブ*登録数については未達成となっています。

環境に関する報告書については、毎年度作成されています。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時 (平成13年度)	現況値 (平成23年度)
環境に関する講座の開催件数	年5講座以上	年2講座	年9講座
庁用車への低公害車導入数	13台*	9台*	36台*
こどもエコクラブ登録数	14団体以上(各小学校1団体以上)	0団体	9団体
環境に関する報告書の作成	毎年度作成する	4年毎 (平成11年度)	毎年度 (平成22年度)
はんのう市民環境会議会員数	現況値よりも 増やす	—	388人 (団体を含む)

※「庁用車への低公害車導入数」の低排出ガス認定車については、「平成24年度までの目標」と「現況値(平成23年度)」は平成17年排出ガス基準に対応した台数。「当初策定時(平成13年度)」は平成12年排出ガス基準に対応した台数。

他の施策の評価としては、平成24年度までの目標として、「事業着手」する事業4事業、「事業継続」する事業28事業を設定しています。

着手事業については、あけぼの子どもの森公園や森のようちえん等の体験の場の提供、道路美化活動の支援、市民のエコアイデア募集・紹介などに着手し、目標を達成しています。

継続事業については、市民や事業者、はんのう市民環境会議等と協働して行う取組や、森林環境教育、エコツーリズム*などのソフト的事業を進めています。



2 飯能市環境基本条例

平成 20 年 6 月 26 日
飯能市条例第 18 号

私たちのまち飯能は、奥武蔵の豊かな自然に恵まれ、広大な森林と湧き出る水の流れが入間川と高麗川の清流をつくりだし、その歴史や文化、人々の情感は、自然の恵みとともに育まれてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での重要な課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然の恵みなしには生存できないことを認識し、すべての者が地球的視野に立って、自主的にそしてともに力を合わせ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に努めるとともに、この豊かな自然環境を守り、健康で安全な生活を確保していかなければならない。

このような認識の下に、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力によって環境の保全と創造を推進し、森林文化を基調とした人と自然が共生するまちをつくるとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必

- 要とされる良好な環境を享受することができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されるよう協働して行われなければならない。
 - 3 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、森林に恵まれた地域性を生かして自然と文化の調和の取れた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
 - 4 環境の保全及び創造は、すべての日常生活及び事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的・社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者等の責務)

- 第7条 滞在者等(市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。)は、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境基本計画の策定)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、

- 飯能市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(開発事業等の計画の立案及び実施に係る環境への配慮)

第11条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を計画及び実施しようとする者は、その計画の立案及び実施による環境への影響を緩和するため、市との協議に基づき適切な配慮をするとともに、環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第13条 市は、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報を交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第16条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定のため、必要な情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第14条の市民等の自発的活動の促進及び第15条の環境教育等の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民等と協力し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全及び国際協力)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

3 飯能市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日

飯能市条例第 6 号

注 平成 11 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、飯能市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関して基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

(平 24 条例 22・一部改正)

(任期)

第4条 前条第2項第2号及び第3号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 審議会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した者は、飯能市の証人等の実費弁償に関する条例(昭和 36 年

条例第15号)の別表による実費弁償を受けることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部環境緑水課において処理する。

(平11条例21・平14条例22・平17条例43・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年条例第10号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則(平成11年条例第21号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第22号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により任命されている委員は、その任期満了の日までは、改正後のそれぞれの条例の規定により任命された委員とみなす。

4 計画策定の経緯

平成 23 年度	8月2日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画策定について
	8月7日	自然観察会（親子水辺教室）	
	8月8日	庁内策定委員会	平成 23 年度9回開催
	8月16日	行政経営会議	・環境基本計画策定について
	8月23日	市議会全員協議会	・環境基本計画策定について
	8月25日	環境審議会	・環境基本計画策定に向けて
	9月上旬	小中学生アンケート実施（576 名対象）	
	9月中旬	市民アンケート（2,000 名対象）、事業者アンケート（200 社対象）、農林業者アンケート（50 名対象）実施	
	9月 27 日	環境懇談会（南高麗公民館）	
	9月 29 日	環境懇談会（精明公民館）	
	9月 30 日	環境懇談会（吾野公民館）	
	10月3日	環境懇談会（市役所）	
	10月5日	環境懇談会（中央公民館）	
	10月6日	環境懇談会（原市場公民館）	
	10月11日	環境懇談会（東吾野公民館）	
	10月12日	環境懇談会（加治公民館）	
	10月17日	環境懇談会（名栗公民館）	
	12月19日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画策定について
	2月 18 日	自然観察会（バードウォッキング）	
	3月 26 日	行政経営会議	・環境基本計画骨子（案）について
	3月 28 日	環境審議会	・環境基本計画骨子（案）について
平成 24 年度	5月 29 日	市議会全員協議会	・環境基本計画骨子（案）について
	7月 2 日	行政経営会議	・重点施策及び市民プロジェクトについて
	7月 17 日	庁内策定委員会	平成 24 年度6回開催
	7月 18 日	環境懇談会（名栗地区行政センター）	
	7月 20 日	環境懇談会（東吾野地区行政センター）	
	7月 23 日	環境懇談会（原市場地区行政センター）	
	7月 24 日	環境懇談会（南高麗地区行政センター）	
	7月 26 日	環境懇談会（吾野地区行政センター）	
	7月 27 日	環境懇談会（飯能中央地区行政センター）	
	7月 28 日	環境懇談会（市役所）	
	7月 31 日	環境懇談会（加治地区行政センター）	
	8月 1 日	環境懇談会（双柳地区行政センター）	
	8月 21 日	市議会全員協議会	・環境基本計画策定の状況について
	8月 22 日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画策定の状況について
	8月 29 日	環境審議会	・環境基本計画策定の状況について
	10月 15 日	行政経営会議	・環境基本計画素案について
	11月 1 日	市議会策定協議会	
	11月 7 日	市議会策定協議会	
	11月 13 日～ 12月 12 日	環境基本計画（素案）の意見募集	
	12月 17 日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画素案について
	1月 17 日	行政経営会議	・環境基本計画（案）について
	2月 1 日	環境審議会	・環境基本計画策定について質問
	2月 15 日	環境審議会	・環境基本計画策定について答申
	2月 18 日	市議会全員協議会	・環境基本計画（案）について

5 飯能市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分	氏 名	所属・役職等	備 考
市議会 議員	内田 健次		
	平沼 弘		
	町田 昇		
	金子 敏江		
	内沼 博史		
学識 経験者	南林 さえ子	駿河台大学教授	会長
	伊藤 雅道	駿河台大学教授	
	高橋 秀幸	埼玉県西部環境管理事務所長	平成 24 年 3 月 31 日まで
	針谷 さゆり	埼玉県西部環境管理事務所長	平成 24 年 4 月 1 日から
住民を代 表する者	西久保 信夫	飯能市自治会連合会	副会長 平成 24 年 5 月 8 日まで
	荒井 勝博	飯能市自治会連合会	副会長 平成 24 年 5 月 9 日から
	山中 元信	飯能商工会議所	
	濱中 健	飯能青年会議所	平成 24 年 12 月 31 日まで
	柿沼 良行	飯能青年会議所	平成 25 年 1 月 1 日から
	木川 一男	はんのう市民環境会議	
	落合 憲一	市民	
市職員	鈴木 京子	市民	
	本橋 憲一郎	飯能市副市長	平成 25 年 1 月 31 日まで

平成 23 年 5 月 13 日から平成 25 年 4 月 30 日任期までの間の委員を掲載

6 諒問・答申

24飯環境発1098号
平成25年2月1日

飯能市環境審議会
会長 南林さえ子様

飯能市長 沢辺瀬壱

第2次飯能市環境基本計画の策定について（諒問）

第2次飯能市環境基本計画の策定について、飯能市環境基本条例第8条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

記

諒問第1号 第2次飯能市環境基本計画の策定について

諒問理由

飯能市環境基本計画は、平成15年3月に自然環境、生活環境や地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応を含めた持続可能な社会の構築をめざすことを目的に策定しました。その後、平成20年8月には、環境の保全・創造を一層進めていくため、計画を改訂しました。この間、地球温暖化問題や生物多様性の損失などの地球規模の環境問題が深刻化し、国や埼玉県においては地球温暖化対策や生物多様性保全等への取組の強化が図られています。また、東日本大震災の影響により、電力不足に伴うエネルギー消費のあり方の見直しや再生可能エネルギーの利用拡大へのさらなる取組、大気中に放出された放射性物質による環境汚染への対応が求められるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような環境問題や社会情勢の変化に対応するため、現在の環境基本計画の計画期間の終了に合わせ、「第2次飯能市環境基本計画」を策定することといたしました。

のことから、本計画（案）についてご審議いただきたく、ここに諒問するものです。

環審第24-1号
平成25年2月15日

飯能市長 沢 辺 潤 壱 様

飯能市環境審議会
会長 南林さえ子

第2次飯能市環境基本計画の策定について（答申）

平成25年2月1日付け24飯環境発第1098号で諮問のあった第2次飯能市環境基本計画の策定について慎重に審議した結果、概ね妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

諮問第1号 第2次飯能市環境基本計画の策定について

1. めざす環境像「人と自然が共生し 森林文化を育むまち 飯能」の実現に向け、着実な施策の推進を図ること。
2. 各種環境施策の推進にあたっては、環境部を中心に関係各課が連携をとり、全部署が一丸となった推進体制とすること。
3. 環境の状況や環境施策の実施状況等に關わる情報を積極的に公開するとともに、市民・事業者・市が協働して取り組むこと。

7 用語解説

【A～Z】	
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解する際に消費される酸素の量のこと、水質汚濁を判定するための指標の一つ。BODの値が大きいほど汚濁の程度が高い。
DO (溶存酸素量)	水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁を判定するための指標の一つ。一般に水質汚濁が進んでいる場合には、微生物により有機汚濁物質が分解されるため、DOが減少する。
ESCO事業	Energy Service Company の略称で、省エネルギー支援を行う民間ビジネスのこと。ESCO事業者はエネルギー使用者（顧客）に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る。
NPO	Non Profit Organization の略称で、民間非営利団体を意味する。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
pH (水素イオン濃度)	酸性又はアルカリ性の度合いを示す指標。pH 7が中性であり、7より小さくなると酸性、7より大きくなるとアルカリ性を示す。
SS (浮遊物質量)	水中に浮遊している直径 2mm 以下の物質の量のこと。SSの値が大きいほど水の濁りが多いことを示し、透明度の低下のほか生態系への影響が指摘されている。
【あ】	
アイドリングストップ	自動車が走っていない時（駐停車時）にエンジンを止めて、無駄な燃料消費と排出ガスを抑える取組のこと。
雨水浸透施設	雨水を地中に染み込ませやすくするための施設。雨水を集めて地下に浸透させる「雨水浸透ます」や、路面に降った雨水を地下に浸透させる「透水性舗装」などがある。
エコツーリズム	自然環境や歴史、文化、生活を体験しながら楽しく学び、それらの保全や継承にも役立てようという、新しい観光のあり方。
エコドライブ	地球温暖化や大気汚染防止のための自動車の適正な整備と運転方法のこと。急発進や急加速、急ブレーキを控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等があげられる。
エコファーマー	土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境にやさしい農業に取り組む農業者の愛称。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受ける。
温室効果ガス	太陽により暖められた地表面の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガスのこと。二酸化炭素やメタン等があげられる。

【か】	
カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減率が高い。
環境汚染	人間の生産及び生活活動によって生じる大気・水・土壤などの環境の劣悪化のこと。
環境基準	環境基本法に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている。
環境マネジメントシステム	組織がその運営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズがある。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること。
景観計画	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画で、景観計画の区域、行為の制限に関する事項、景観上重要な建造物等の指定の方針等を定めることとされている。
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となる有害な酸化性物質のこと。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして生成する。
光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態のこと。眼や喉等の粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。
公共下水道認可区域	公共下水道を設置しようとする時に、あらかじめ事業計画を定め、県の認可を受けた区域のこと。
こどもエコクラブ	幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。地域の中で環境に関する学習や活動を自主的に行う。

【さ】

再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に利用することができるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。
雑紙	家庭から排出される古紙類のうち、新聞・広告、雑誌、ダンボール、紙パックのいずれの区分にも入らず、かつ、「禁忌品」（きんきひん：食品や洗剤が直接ふれているもの、金銀などの金属加工されているもの、ビニールや紙以外のもので加工されているもの）以外の紙製品のこと。
次世代自動車	電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など、環境への負荷が少ない自動車のこと。
自然林	森林の造成や保育にほとんど人の手が加わらず、天然に成立した森林。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。
小水力発電	水力発電のうち、比較的小規模な発電システムの総称。一般的には、数十 kW から数千 kW 程度の発電規模を持ったシステムが小水力発電と呼ばれている。
森林環境税	私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林の多面的機能の重要性を踏まえ、森林を住民全体の共有財産として保全・育成し、将来の世代に引き継いでいくための財源として創設が期待されている税。
森林の多面的機能	森林の有する生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能/土壤保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能といった様々な機能のこと。
水源かん養	森林の土壤層に雨水を浸透・貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能のこと。
3R	Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用) の頭文字をとった言葉であり、循環型社会の形成に向けた基本的な考え方。
生態系	植物・動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を含めたつながりのこと。これらは密接な相互作用をもっており、この中で物質やエネルギーが循環している。
生物多様性	地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性の3つのレベルの多様性があるとされている。

【た】	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、主に廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で非意図的に生成される。発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質等をもつといわれている。
待機電力	メモリーや液晶表示、リモコンからの指示待ちなど、家電製品を使用していなくてもコンセントにプラグを指しておくだけで消費される電気のこと。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水質の環境基準の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を判定するための指標として用いられている。
多自然型工法	植物・動物などの様々な生態の保全・創出に配慮した工法のこと。瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持などがある。
地球温暖化	二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進行することにより、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加や生態系への影響等が懸念されている。
地産地消	「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物を地域で消費すること、また、地域で必要とする農林産物を地域で生産すること。
低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。
特定外来生物	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された生物。アライグマやコクチバス、オオキンケイギクなどが指定されている。
【な】	
二酸化窒素	石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼によって発生する気体。呼吸器系の疾患の原因となる。
【は】	
バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のことをいう。バイオマスの種類としては、木材、生ごみ、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどがある。
ビオトープ	ドイツ語の「Bio（生物）」と「Tope（場所）」を合成した言葉で、生物の生息空間を意味する。
浮遊粒子状物質（SPM）	ばいじん、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

【は】	
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などの小さなスペースの中に、潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。
【ま】	
水循環	水は太陽エネルギーを受けて、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって再び地表面に達する。その後、河川となり海に流出したり、地下に潜る水などがあり、その循環経路は非常に複雑である。このような水の流れる経路や水量をまとめて捉えたもの。
緑のトラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとにした基金によって取得するなどして、保全していくこうとする自然保護の仕組み。埼玉県では「さいたま緑のトラスト基金」を設置し、県内の優れた自然や貴重な歴史的資源を県民共有の財産として永く保全している。飯能市内では、「飯能河原周辺河岸緑地」がさいたま緑のトラスト保全地として取得・保全されている。
木質バイオマス	バイオマスのうち、木材に由来するもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やおが屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
木質ペレット	おが屑やかんな屑などの製材副産物や木質チップ（間伐材・小径木などを10～20mmに破碎したもの）、古紙といった木質系の副産物、廃棄物を粉碎、圧縮し、成形した固形燃料。
【や】	
有害鳥獣	人畜や農作物などに被害を与えるおそれがある鳥獣のこと。ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等があげられる。
要請限度	自動車による騒音・振動がその限度を超えており、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する限度。
【ら】	
リスクコミュニケーション	化学物質などのリスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。
リターナブル容器	中身を消費した後の容器を回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、地区住民等が街の良好な環境を確保するために緑地の保全や緑化に関して結ぶ協定のこと。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況などを明らかにするために編集・発行したもの。

第2次飯能市環境基本計画
平成25年3月

発行 飯能市
編集 飯能市環境部環境緑水課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1
TEL 042-973-2111(代表)
<http://www.city.hanno.saitama.jp/>

